

 \bigcirc

 \bigcirc

愛 媛 県 報

発 行 **愛 媛 県**

印 刷 岡田印刷株式会社

平成16年12月28日火曜日 第1622号

◇目次◇	
規則	
愛媛県予算の編成及び執行に関する規則等の一部を改正する	
規則	72
愛媛県執務時間規則の一部を改正する規則	
松山市への北条市及び温泉郡中島町の編入並びに今治市、大	-
洲市、伊予郡砥部町、喜多郡内子町及び北宇和郡鬼北町の設	
置に伴う関係規則の整備に関する規則12 ¹	72
消費生活協同組合法施行細則等の一部を改正する規則12	
予防接種費補助規則を廃止する規則	
愛媛県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則12	
告 示	
新たに生じた土地の確認(中島町)12	
字の区域の変更(")12	
新たに生じた土地の確認 (")126	
字の区域の変更 (")125	81
愛媛県情報公開要綱の一部改正12	81
水質汚濁防止法第14条の7第1項の規定に基づく生活排水対	
策重点地域の指定12	82
騒音規制法第3条第1項の規定に基づく地域の指定の一部改	
正(2件)	
振動規制法の規定に基づく地域の指定の一部改正12	
悪臭防止法に基づく規制地域の指定の一部改正12	
愛媛県産業廃棄物適正処理指導要綱の一部改正12	
第4次愛媛県地域保健医療計画の変更12	
公共衛生施設改良事業補助規程の一部改正	
結核予防事業費補助金交付規程の一部改正	83
化製場等に関する法律に基づく地域の指定の一部改正(3件)	00
12: 12: 12: 12: 12: 12: 12: 12: 12: 12:	
指定居宅サービス事業者の指定12 指定居宅介護支援事業者の指定12	
指定介護老人福祉施設の指定12 指定居宅サービス事業を行う事業所の名称の変更	
指定居宅サービス事業を行う事業所の名称の変更	
指定居宅サービス事業を打つ事業所の所任地の変更	
指定居宅介護支援事業を行う事業所の名称の変更	
指定居宅介護支援事業を行う事業所の名称の変更	
指定居宅介護支援事業の廃止126	
指定介護老人福祉施設の指定の辞退	
指定介護療養型医療施設の指定の辞退12	
愛媛県認定訓練助成事業費補助金(施設及び設備費)交付規	00
程の一部改正12	ደደ
大規模小売店舗の新設の届出の概要等	
えひめ伝統工芸士認定規程の一部改正	
農業委員会交付金等交付規程の一部改正	
愛媛県自作農財産事務取扱交付金交付規程の一部改正12	
愛媛県国土調査補助金交付規程の一部改正	
農業災害補償法第14条の規定による事務費国庫負担金に係る	
補助金交付規程の一部改正129	90
天災による被害農林漁業者等に対する経営資金等の融通に関	
する補助金交付規程の一部改正(3件)12	90

新たな土地改良事業の施行の関係書類の縦覧1291
土地改良事務助成規程の一部改正1291
農地整備関係災害防止施設事業補助金交付規程の一部改正1291
愛媛県単独土地改良事業補助金交付規程の一部改正1291
農地、農業用施設災害復旧事業補助金交付規程の一部改正1291
農用地等集団化事業補助金交付規程の一部改正1291
愛媛県経営体育成促進換地等調整事業補助金交付規程の一部
改正
愛媛県団体営土地改良事業補助金交付規程の一部改正1292
改良普及員の駐在所の位置、名称及び担当区域の決定の一部
改正
愛媛県民有林林道事業補助金交付規程の一部改正
愛媛県林業構造改善事業費補助金交付規程の一部改正1292
愛媛県民有林災害林道復旧事業補助金交付規程の一部改正1292
解除予定保安林
愛媛県森林病害虫等防除事業補助金交付規程の一部改正1293
愛媛県単独治山事業補助金交付規程の一部改正
愛媛県次代検定林設定事業補助金交付規程の一部改正1293
愛媛県林地崩壊防止事業補助金交付規程の一部改正1293
愛媛県治山事業施行規程の一部改正
愛媛県造林事業補助金交付規程の一部改正
愛媛県居住地森林環境整備事業補助金交付規程の一部改正1294
安坂宗店住地林怀塚現監備事業情切並又りが住り
に関する要綱の一部改正1294
漁業法の規定に基く、海区漁業調整委員会の委員の選挙権及
成業法の規定に基へ、海区成業的監委員会の委員の選手権及び被選挙権を有する漁業従事者の範囲の拡張の一部改正1294
公有水面埋立工事のしゅん功認可(3件)
道路の区域変更(県道六軒家石手線)
道路の供用開始(")1301
道路の供用開始(一般国道 440 号)
道路の区域変更(県道小田河辺大洲線)1301
道路の供用開始(")
過疎地域自立促進特別措置法による工事の完了1302
過疎地域活性化特別措置法による工事の完了
脚球地域活性化特別指直法による工事の元」
朝中司 回のを更に依る図書の与 000 縦臭1302 開発行為に関する工事の完了1302
愛媛県屋外広告物審議会規程の一部改正1302 県営住宅の名称及び位置の一部改正1302
訓令
松山市への北条市及び温泉郡中島町の編入並びに今治市、大
洲市、伊予郡砥部町、喜多郡内子町及び北宇和郡鬼北町の設
置に伴う関係訓令の整備に関する訓令1303
官報報告規程等の一部を改正する訓令1306
市町村予防接種費補助規則取扱手続を廃止する訓令1307
公告
海洋生物資源の保存及び管理に関する愛媛県計画1307
教育委員会規則
松山市への北条市及び温泉郡中島町の編入並びに今治市、大
洲市、伊予郡砥部町、喜多郡内子町及び北宇和郡鬼北町の設
置に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則1308

愛媛県奨学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則1309
愛媛県教育職員の免許に関する規則の一部を改正する規則1309
教育委員会告示
教育事務所の名称、位置及び所管区域の一部改正131
義務教育諸学校教科用図書採択地区の設定の一部改正131
教育委員会訓令
愛媛県教育委員会事務局教育事務所処務規程の一部を改正す
る訓令1313
人事委員会規則
特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則131
選挙管理委員会告示
松山市への北条市及び温泉郡中島町の編入並びに今治市の設
松山市への北条市及び温泉郡中島町の編入亚ひに今治市の設置に伴う関係規程の整備に関する規程1314
置に伴う関係規程の整備に関する規程1314

○愛媛県規則第65号

愛媛県予算の編成及び執行に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

規

平成16年12月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県予算の編成及び執行に関する規則等の一部を改 正する規則

則

(愛媛県予算の編成及び執行に関する規則及び愛媛県公有財産及び債権に関する事務取扱規則の一部改正)

- 第1条 次に掲げる規則の規定中「地方労働委員会事務局長」 」を「労働委員会事務局長」に改める。
 - (1) 愛媛県予算の編成及び執行に関する規則(昭和39年愛媛県規則第48号)第2条第1号
 - (2) 愛媛県公有財産及び債権に関する事務取扱規則(昭和 39年愛媛県規則第49号)第2条

(愛媛県会計規則及び愛媛県職員の職の設置規則の一部改正)

- 第2条 次に掲げる規則の規定中「地方労働委員会事務局」 を「労働委員会事務局」に改める。
 - (1) 愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第4条 第7号及び第7条第1項第5号の表出納員の欄
 - (2) 愛媛県職員の職の設置規則(昭和48年愛媛県規則第24号)第1条及び第2条

附 則

この規則は、平成17年1月1日から施行する。

○愛媛県規則第66号

愛媛県執務時間規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成16年12月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県執務時間規則の一部を改正する規則

愛媛県執務時間規則(平成元年愛媛県規則第18号)の一部

を次のように改正する。

「愛媛県健康増進センター」を 経済労働部管理局

ンター

) 労政雇用課雇用対策室」

附 則

この規則は、平成17年1月4日から施行する。

○愛媛県規則第67号

松山市への北条市及び温泉郡中島町の編入並びに今治市、 大洲市、伊予郡砥部町、喜多郡内子町及び北宇和郡鬼北町の 設置に伴う関係規則の整備に関する規則を次のように定める

平成16年12月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

松山市への北条市及び温泉郡中島町の編入並びに今治 市、大洲市、伊予郡砥部町、喜多郡内子町及び北宇和 郡鬼北町の設置に伴う関係規則の整備に関する規則

(農業倉庫業法施行細則の一部改正)

第1条 農業倉庫業法施行細則 (大正14年愛媛県県令第42号) の一部を次のように改正する。

様式中「様式」を「別記様式(第18条関係)」に、「および」を「及び」に改め、「村」を削る。

(墓地埋葬等に関する法律施行細則の一部改正)

第2条 墓地埋葬等に関する法律施行細則(昭和24年愛媛県規則第3号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

墓地、埋葬等に関する法律施行細則

第1条中「墓地埋葬等に関する法律(以下法」を「墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号。以下「法」」に、「一に」を「いずれかに」に改め、同条第1号中「いちじるしく」を「著しく」に、「市町村等公共団体」を「市町等公共団体」に、「願いでるとき」を「願い出るとき。」に改め、同条第2号中「市町村等公共団体」を「市町等公共団体」に、「且つ」を「かつ、」に、「願いでるとき」を「願い出るとき。」に改める。

第2条第2項第4号中「市町村経営」を「市町経営」に 、「市町村議会」を「市町議会」に改める。

(愛媛県有林産物売払規則の一部改正)

第3条 愛媛県有林産物売払規則(昭和24年愛媛県規則第89号)の一部を次のように改正する。

第4条第3号中「地元町村民」を「地元住民」に、「、 しいたけ、」を「しいたけ」に、「売払う」を「売り払う」に改める。

第5条中「払下」を「払下げ」に、「様式第1号」を「 、様式第1号」に、「市町村其他」を「市町その他」に、 「別に」を「、別に」に改める。

(火薬類取締法施行細則等の一部改正)

- 第4条 次に掲げる規則の規定中「市町村」を「市町」に改める。
 - (1) 火薬類取締法施行細則(昭和25年愛媛県規則第71号) 第 1 条第 2 項
 - (2) 愛媛県水道条例施行規則(昭和38年愛媛県規則第41号

-) 第12条の見出し
- (3) 愛媛県証紙条例施行規則(昭和39年愛媛県規則第42号)第18条の見出し及び同条第2項
- (4) 愛媛県漁港管理条例施行規則(昭和39年愛媛県規則第 88号)第12条及び第13条第2項
- (5) 愛媛県県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則(昭和45年愛媛県規則第28号)第4条第2号
- (6) 愛媛県開発登録簿閲覧規則(昭和46年愛媛県規則第45 号)第2条
- (7) 愛媛県建築計画概要書閲覧規則(昭和47年愛媛県規則 第61号)第2条
- (8) 愛媛県風致地区内における建築等の規制に関する条例 施行規則(昭和49年愛媛県規則第11号)第8条の見出し
- (9) 化製場等に関する法律施行細則(昭和59年愛媛県規則第54号)第16条の見出し
- (10) 愛媛県浄化槽保守点検業者登録条例施行規則(昭和60年愛媛県規則第50号)様式第1号(表)、様式第2号(表)及び様式第3号(表)
- (11) 農業委員会交付金交付基準規則(昭和61年愛媛県規則第1号)本則
- (12) 人にやさしいまちづくり条例施行規則(平成8年愛媛 県規則第38号)第10条
- (3) 愛媛県法定外公共用財産使用条例施行規則(平成12年 愛媛県規則第22号)第7条の見出し
- (14) 愛媛県漁業者等ホルマリン使用禁止等条例施行規則(平成15年愛媛県規則第35号)第3条第3号

(建築基準法施行細則の一部改正)

第5条 建築基準法施行細則(昭和25年愛媛県規則第78号) の一部を次のように改正する。

第15条第1号中「関係市町村」を「関係市町」に改める

様式第1号、様式第2号の3及び様式第5号中「村」を削る。

(狂犬病予防法施行細則の一部改正)

第6条 狂犬病予防法施行細則(昭和25年愛媛県規則第84号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「市町村別実施予定日」を「市町別実施予定日」に改める。

(愛媛県消防功労者表彰規則の一部改正)

第7条 愛媛県消防功労者表彰規則(昭和26年愛媛県規則第5号)の一部を次のように改正する。

第1条中「市町村」を「市町」に、「傷痍」を「傷い」 に、「罹り」を「かかり」に改める。

第4条中「市町村長」を「市町長」に改める。

様式第4号中「市町村名」を「市町名」に、「および」を「及び」に改める。

(愛媛県漁船法施行細則等の一部改正)

- 第8条 次に掲げる規則の規定中「村」を削る。
 - (1) 愛媛県漁船法施行細則(昭和26年愛媛県規則第22号) 様式第2号及び様式第4号
 - (2) 愛媛県立衛生環境研究所の使用及び使用料に関する規則(昭和27年愛媛県規則第17号)第1号様式の2(表)
 - (3) 愛媛県道路占用規則(昭和30年愛媛県規則第11号)様

式第1号から様式第5号まで

- (4) 愛媛県屋外広告物条例施行規則(昭和39年愛媛県規則 第93号)様式第1号、様式第2号(表)、様式第3号(表)及び様式第4号から様式第5号まで
- (5) 愛媛県砂防指定地管理条例施行規則(昭和41年愛媛県規則第38号)様式第1号から様式第7号まで、様式第9号及び様式第10号
- (6) 愛媛県急傾斜地崩壊危険区域管理規則(昭和44年愛媛県規則第50号)様式第1号から様式第10号まで
- (7) 林業種苗法施行細則(昭和46年愛媛県規則第52号)様 式第1号及び様式第2号
- (8) 愛媛県自然環境保全条例施行規則(昭和49年愛媛県規 則第46号)様式第2号から様式第6号まで、様式第9号 及び様式第10号
- (9) 愛媛県自動販売機の適正な設置及び管理に関する条例 施行規則(昭和52年愛媛県規則第52号)様式第1号(そ の1)(表)及び同様式(その2)
- (10) 愛媛県自然海浜保全条例施行規則(昭和55年愛媛県規則第5号)別記様式

(森林病害虫等防除法施行細則の一部改正)

第9条 森林病害虫等防除法施行細則(昭和27年愛媛県規則 第47号)の一部を次のように改正する。

第1条第2項及び第3条中「市町村長」を「市町長」に 改める。

様式第2号中「様式第2号」を「様式第2号(第3条関係)森林病害虫等発生報告書」に、「愛媛県知事殿」を「 「市

愛媛県知事 殿」に、 町 長 ⑩ を 村 」

「市町長 回」に、「被害ヶ所」を「被害箇所」に、「林令」を「林齢」に、「樹令」を「樹齢」に、「および」を「及び」に改める。

(家畜伝染病予防法施行細則の一部改正)

第10条 家畜伝染病予防法施行細則(昭和28年愛媛県規則第38号)の一部を次のように改正する。

第5条、第6条第4項、第7条及び第8条中「市町村長」を「市町長」に改める。

第11条中「同第23条又は同」を「第23条又は」に、「か 」る」を「係る」に、「市町村長」を「市町長」に改める

(愛媛県港湾管理条例施行規則の一部改正)

第11条 愛媛県港湾管理条例施行規則(昭和29年愛媛県規則 第15号)の一部を次のように改正する。

第13条の見出し及び第14条第1項中「市町村」を「市町」に改める。

様式第8号中「市町村長」を「市町長」に改める。

(市町村長等の事務引継規則の一部改正)

第12条 市町村長等の事務引継規則(昭和29年愛媛県規則第 29号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

市町長等の事務引継規則

第1条、第3条第1号及び第2号並びに第4条第1号及び第2号中「市町村長」を「市町長」に改める。

別記様式中「何郡(市)何町(村)職事務引継書」を「 職事務引継書」に改め、同様式1中「何郡(市)何町(村)職、氏名」を「市(」に、「または」を「又は」に、「何市役所(町村役場」を「 市役所(町役場」に、「行なう」を「 行う」に改め、同様式2中「前任者氏名(前任者氏名」を 「前任者氏名 (前任者氏名 」に、「職氏名)は」 を「職 氏名)は、」に、「後任者職氏名」を「、 後任者職 氏名 」に、「できないため職氏名」を「 できないため職 氏名 」に改め、同様式3中「職、 氏名は」を「職 氏名 は、」に改め、同様式別冊1 中「および」を「及び」に、「何々簿」を「簿」に、 「何冊」を「 冊」に、「何々編冊」を「 編冊」に、 「何々書類」を「 書類」に、「何通」を「 通」に、 「何々書籍」を「 書籍」に、「何々図」を「 に、「何枚」を「 枚」に改め、同様式別冊2中「町村役 場」を「町役場」に改め、「何市(町村)大字何々」を削 り、「何 m²」を「 m²」に、「(何m²」を「(m²」 に、



に、「何某から」を「から」に、「何a」

を「 a」に、「何月日議会」を「 月 日議会」に、「大字何部落有財産から町(村)有財産」を「 から市 (町)有財産」に、「何分利国債」を「 国債」に、「何 円」を「 円」に、「何 枚」を「 枚」に、「何々貯金」を「 貯金」に、「何千何百円」を「 円」に、「積立」を「積立て」に、「何 脚」を「 脚」に、「何 冊」を「 冊」に、「何 個」を「 個」に、

「何々同」」を「「」」」」に改め、同様式別冊3(1)中「および」を「及び」に改め、同様式別冊3(1)アからウまでを削り、同様式別冊3(2)中「または」を「又は」に、「および」を「及び」に改め、同様式別冊4中「収入役」を「、収入役」に改め、同様式別冊4(1)中「市(町村)予算」を「市(町)予算」に改める。

(愛媛県県税賦課徴収条例施行規則の一部改正)

第13条 愛媛県県税賦課徴収条例施行規則(昭和29年愛媛県規則第38号)の一部を次のように改正する。

第11号様式中「愛媛県知事殿」を「愛媛県知事殿」に、「市町村長」を「市町長」に改め、「地方税法」の下に「(昭和25年法律第226号)」を加える。 第12号様式中「市町村長」を「市町長」に改める。 第13号様式中「愛媛県知事殿」を「愛媛県知事 殿」に、「市町村長 氏 名印」を「市町長 印」に改める。

第14号様式中「市町村長」を「市町長」に改める。 (愛媛県みつばち転飼条例施行規則の一部改正)

第14条 愛媛県みつばち転飼条例施行規則(昭和31年愛媛県 規則第19号)の一部を次のように改正する。 様式第2号(表面)中「町村」を「町」に改める。 様式第3号中「村」を削る。

(愛媛県道路愛護奨励規則の一部改正)

第15条 愛媛県道路愛護奨励規則(昭和31年愛媛県規則第20号)の一部を次のように改正する。

第12条中「市町村長」を「市町長」に改める。

様式第1号中「愛媛県知事殿」を「愛媛県知事

殿」に改め、同様式注1中「市町村長」を「市町長」に 改め、同様式注2中「または」を「又は」に改める。

様式第3号中「愛媛県知事殿」を「愛媛県知事

殿」に、「および」を「及び」に改め、同様式注中「市町村長」を「市町長」に改める。

様式第4号中「愛媛県知事殿」を「愛媛県知事 殿」に改め、同様式注1中「とくに」を「特に」に改め 、同様式注2中「市町村長」を「市町長」に改める。

第16条 愛媛県海岸法施行細則(昭和32年愛媛県規則第43号)の一部を次のように改正する。

第10条第2項中「市町村長」を「市町長」に改める。 様式第1号から様式第6号までの規定中「村」を削る。

(愛媛県身体障害者福祉法施行細則の一部改正)

(愛媛県海岸法施行細則の一部改正)

第17条 愛媛県身体障害者福祉法施行細則(昭和34年愛媛県 規則第24号)の一部を次のように改正する。

第7条第3項中「町村長」を「町長」に改める。 様式第4中「町 村 長」を「町 長」に改める。

様式第5中「町村長」を「町長」に、「市町村」を「市町」に、「町村)」を「町)」に改める。

様式第14中「町 村 名」を「町 名」に改める。

様式第15(その1)中「町村役場」を「町役場」に改め、同様式(その2)及び(その3)中「町村」を「町」に 改める。

(愛媛県県立自然公園条例施行規則の一部改正)

第18条 愛媛県県立自然公園条例施行規則(昭和34年愛媛県規則第29号)の一部を次のように改正する。

第15条(見出しを含む。)中「市町村」を「市町」に改める。

様式第1号中「郡 村」を「郡 」に改め、同様 式注4中「市町村」を「市町」に改める。

様式第2号注3、様式第3号注3、様式第3号の2注3、様式第4号注3、様式第5号注5及び様式第6号注4中 「市町村」を「市町」に改める。

様式第7号から様式第11号までの規定中「村」を削る。 (危険物の規制に関する規則の一部改正)

第19条 危険物の規制に関する規則(昭和34年愛媛県規則第 59号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第11条第2項」を「第11条第1項」に改める

第3条中「危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所(以下「製造所等」を「法第11条第1項第4号に掲げる移送取扱所 (以下「移送取扱所」に改め、同条各号中「製造所等」を 「移送取扱所」に改める。

様式第1号中「様式第1号」を「様式第1号(第1条関 「 製造所 「 設置 設

1274

係)」に、 危険物貯蔵所 許可証 を 移送取扱所 変 取扱所 コ

製造所

を「移送取扱所の」に、「第11条第2項」を「(昭和23年 法律第186号)第11条第1項」に改める。

「 製造所

様式第3号中 危険物貯蔵所の3箇月以上の使用 再開 取扱所

Γ

出書 を 移送取扱所の3箇月以上の使用 再開 に

 製造所等の設置場所

 製造所等の別

 製造所又は取扱所の区分

を

に、「製造所等の完成検査番号」を「移送取扱所の完成検 査番号」に改め、「貯蔵し、又は」を削る。

「 製造所 住所

様式第4号中 危険物貯蔵所の 地名 地名

取扱所 番地 」

住所

氏名 移送取扱所の 地名 地名

番地 .

送取扱所」に改める。

「 製造所

様式第5号中 危険物貯蔵所災害発生届出書 を「移送 取扱所 」

取扱所災害発生届出書」に、

置場所に改め、「貯蔵し、又は」を削る。

(災害救助法施行細則の一部改正)

第20条 災害救助法施行細則(昭和35年愛媛県規則第17号) の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「、市町村」を「、市町」に、「市町村 長」を「市町長」に改める。

第2条中「市町村長」を「市町長」に改める。

別表 1 6 の項イ及び同表 7 の項ウ中「市町村」を「市町」に改める。

様式第1号中「様式第1号」を「様式第1号(第1条関係)」に、「市町村名」を「市町名」に、「および」を「及び」に改め、同様式(注)中「付属建築物」を「附属建築物」に、「付属物」を「附属物」に改める。

(行旅病人及び行旅死亡人取扱規則の一部改正)

第21条 行旅病人及び行旅死亡人取扱規則(昭和35年愛媛県規則第18号)の一部を次のように改正する。

第1条中「市町村」を「市町」に改める。

様式中「様式」を「別記様式(第1条関係)」に、

「愛媛県知事 殿

市町村長⑪」

「愛媛県知事 殿

市町長 印」

改め、同様式注中「写」を「写し」に、「2部」を「、2部」に改め、同様式別紙中「何々」を削り、「市 町 村 長 印」を「市町長 回」に改め、同様式注を次のように改める。

注1 「備考」欄には、次の事項を記入すること。

- (1) 救護をした始終年月日
- (2) 新聞広告の年月日及びその新聞紙名
- 2 新聞広告の切り抜きを添付のこと。
- 3 計算書は、2部提出のこと。

(愛媛県動力消防ポンプ性能試験規則の一部改正)

第22条 愛媛県動力消防ポンプ性能試験規則(昭和35年愛媛 県規則第27号)の一部を次のように改正する。

第1条中「基き、市町村」を「基づき、市町」に、「行なう」を「行う」に改める。

第2条第2項中「市町村動力消防ポンプ試験実施計画」を「市町動力消防ポンプ試験実施計画」に改め、同条第3項中「、市町村」を「、市町」に、「市町村長」を「市町長」に改める。

第3条第1項中「市町村」を「市町」に改め、同条第2項中「市町村長」を「市町長」に、「すみやかに」を「速やかに」に改め、同条第3項中「市町村長」を「市町長」に改める。

第4条、第5条第1項及び第7条第1項中「市町村長」 を「市町長」に改める。

別記第2号様式中「村」を削り、「本表」を「、本表」 に改める。

別記第3号様式中「市町村名」を「市町名」に改める。 (児童福祉法施行細則の一部改正)

第23条 児童福祉法施行細則(昭和35年愛媛県規則第29号) の一部を次のように改正する。

第1条第2項第7号、第9号及び第11号中「市町村長」を「市町長」に改め、同項第12号から第14号までの規定中「町村」を「町」に改める。

第43条第1項中「市町村長」を「市町長」に、「、町村」を「、町」に改める。

第44条第1項中「市町村長」を「市町長」に、「、町村」を「、町」に改める。

第47条第1項中「市町村」を「市町」に改める。

様式第3号(裏面)注意事項1(1)及び(2)中「市町村長」を「市町長」に改め、同様式(裏面)注意事項1(3)中「市町村長等」を「市町長等」に、「市町村長の」を「市町長の」に改め、同様式(裏面)注意事項1(4)中「市町村長」を「市町長」に改める。

様式第30号の3及び様式第30号の4中「市町村整理番号」を「市町整理番号」に改める。

様式第30号の8中「市町村長」を「市町長」に改める。 様式第31号注4(2)及び様式第31号の2注2中「市町村」 を「市町」に改める。 様式第32号の2中「市町村長」を「市町長」に改める。 様式第40号注1中「市町村」を「市町」に改める。

(愛媛県知的障害者福祉法施行細則の一部改正)

第24条 愛媛県知的障害者福祉法施行細則(昭和37年愛媛県規則第10号)の一部を次のように改正する。

様式第3号中「町村長」を「町長」に改める。

(愛媛県農林漁業組合等検査規則の一部改正)

第25条 愛媛県農林漁業組合等検査規則(昭和38年愛媛県規 則第57号)の一部を次のように改正する。

第2条中「市町村」を「市町」に改める。

第8条ただし書中「市町村長」を「市町長」に改める。

第9条第1項中「あたつては」を「当たつては」に、「 市町村長」を「市町長」に、「行なわなければ」を「行わ なければ」に改める。

第10条中「市町村長」を「市町長」に、「行なつては」を「行つては」に改める。

第11条中「市町村が行なう」を「市町が行う」に改める

(愛媛県消防学校規則及び精神保健及び精神障害者福祉に 関する法律施行細則の一部改正)

- 第26条 次に掲げる規則の規定中「市町村長」を「市町長」 に改める。
 - (1) 愛媛県消防学校規則(昭和38年愛媛県規則第65号)第 7条第1項、第8条、第14条及び様式第1号
 - (2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則(昭和41年愛媛県規則第32号)第12条第3項、第14条第3項、第15条第2項、第27条第3項、第29条第2項及び第30条第3項

(愛媛県老人福祉法施行細則の一部改正)

第27条 愛媛県老人福祉法施行細則(昭和38年愛媛県規則第71号)の一部を次のように改正する。

第25条第1項中「町村長」を「町長」に改め、同条第2 項中「市町村長」を「市町長」に改める。

第26条第1項中「町村長」を「町長」に改め、同条第2 項中「市町村長」を「市町長」に改める。

様式第38号の3中「町村長」を「町長」に改め、「(村)」を削り、同様式別紙中「市町村名」を「市町名」に改める。

様式第39号中「市町村長」を「市町長」に改め、「・村」を削る。

様式第39号の2中「町村長」を「町長」に改め、同様式 別紙中「市町村名」を「市町名」に改める。

様式第40号中「市町村長」を「市町長」に改める。

(愛媛県土木費補助規則の一部改正)

第28条 愛媛県土木費補助規則(昭和39年愛媛県規則第2号)の一部を次のように改正する。

第1条中「市町村」を「市町」に、「行なう」を「行う」 」に改める。

第2条第2項第6号中「市町村」を「市町」に改める。 第3条の表中「市町村道」を「市町道」に、「市町村の 」を「市町の」に改める。

(愛媛県母子及び寡婦福祉法施行細則の一部改正)

第29条 愛媛県母子及び寡婦福祉法施行細則(昭和40年愛媛

県規則第19号)の一部を次のように改正する。

第2条中「町村」を「町」に改める。

(愛媛県土地改良法施行細則の一部改正)

第30条 愛媛県土地改良法施行細則(昭和40年愛媛県規則第45号)の一部を次のように改正する。

第7条第4号中「市町村土地改良事業施行協議書」を「 市町土地改良事業施行協議書」に改める。

第8条第2号中「市町村土地改良事業計画変更協議書」を「市町土地改良事業計画変更協議書」に改める。

第9条第2号中「市町村土地改良事業廃止協議書」を「市町土地改良事業廃止協議書」に改める。

第11条第2号中「市町村応急工事計画協議書」を「市町 応急工事計画協議書」に改める。

第20条第2項中「市町村」を「市町」に改める。

様式第8号中「市町村土地改良事業施行協議書」を「市町土地改良事業施行協議書」に改める。

様式第10号中「市町村土地改良事業計画変更協議書」を 「市町土地改良事業計画変更協議書」に改める。

様式第12号中「市町村土地改良事業廃止協議書」を「市町土地改良事業廃止協議書」に改める。

様式第15号中「市町村応急工事計画協議書」を「市町応 急工事計画協議書」に改める。

様式第23号中「様式第23号」を「様式第23号(第18条関係)」に、「代表 氏 名⑩」を「代表

即」に、「当何は、地区内何の」を「は、地区内の」に改め、同様式1中「または」を「又は」に改め、同様式[注](1)中「行なう」を「行う」に改め、同様式[注](2)中「市町村」を「市町」に、「行なう」を「行う」に、「さらに」を「更に」に改め、同様式[注](3)中「行なう」を「行う」に、「かえて」を「代えて」に、「および」を「及び」に改め、同様式[注](4)中「行なう」を「行う」に、「かわる」を「代わる」に改める。

(愛媛県消防賞じゆつ金授与条例施行規則の一部改正)

第31条 愛媛県消防賞じゆつ金授与条例施行規則(昭和43年 愛媛県規則第14号)の一部を次のように改正する。

第2条中「市町村長」を「市町長」に、「市町村の」を「市町の」に改める。

第4条及び別記様式中「市町村長」を「市町長」に改める。

(愛媛県重度心身障害児福祉手当支給規則の一部改正)

第32条 愛媛県重度心身障害児福祉手当支給規則(昭和44年 愛媛県規則第44号)の一部を次のように改正する。

第4条第2号及び様式第1号注2⁽²⁾中「市町村長」を「 市町長」に改める。

「 市町

様式第3号中 愛媛県 を削る。

郡村

様式第6号注(3)中「市町村長」を「市町長」に改める。 (愛媛県都市計画公聴会規則及び愛媛県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

- 第33条 次に掲げる規則の規定中「関係市町村」を「関係市町」に改める。
 - (1) 愛媛県都市計画公聴会規則(昭和45年愛媛県規則第1

- 号)第3条第2項第2号及び第3号
- (2) 愛媛県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則(平成13年愛媛県規則第21号)第11条の3第1項第3号 (愛媛県会計規則の一部改正)
- 第34条 愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)の一部を次のように改正する。

第43条第1号第7号を次のように改める。

- (7) 統計調査市町事務委託料 第43条第1号第13号を次のように改める。
- (13) 市町建築等確認事務取扱交付金 附則第1項に見出しとして「(施行期日)」を付する。 附則第6項を次のように改める。
- 6 第7条第1項第1号の規定にかかわらず、小田高等学校の平成16年度の事務に係る会計事務については、八幡浜地方局出納室長に委任させないものとし、この事務は、松山地方局出納室長に委任させるものとする。

(愛媛県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部改正)

第35条 愛媛県心身障害者扶養共済制度条例施行規則(昭和45年愛媛県規則第38号)の一部を次のように改正する。 第13条の見出し中「市町村」を「市町」に改める。 様式第4号注中「市町村長」を「市町長」に改める。 様式第6号(裏面)9中「市町村」を「市町」に改める

様式第11号中「様式第11号」を「様式第11号(第5条、第6条、第13条関係)」に改め、同様式(裏面)1中「たいせつに」を「大切に」に、「よごしたり、または」を「汚したり、又は」に改め、同様式(裏面)4中「または」を「又は」に、「住所地を管轄する市町村長」を「この証書の交付を受けた市町長」に、「届出なければ」を「届け出なければ」に改め、同様式(裏面)5(2)中「または」を「又は」に改め、同様式(裏面)8中「すでに」を「既に」に、「または」を「又は」に改め、同様式(裏面)9中「または」を「又は」に、「住所地を管轄する市町村長」を「この証書の交付を受けた市町長」に改め、同様式(裏面)10中「住所地を管轄する市町村長」を「この証書の交付を受けた市町長」に改める。

(都市計画法に規定する開発行為等の規制に関する規則の 一部改正)

第36条 都市計画法に規定する開発行為等の規制に関する規則(昭和46年愛媛県規則第44号)の一部を次のように改正する。

第15条第2項中「市町村」を「市町」に改める。 様式第11号中「市町村名」を「市町名」に改める。

(愛媛県公害防止条例施行規則の一部改正)

第37条 愛媛県公害防止条例施行規則(昭和47年愛媛県規則 第2号)の一部を次のように改正する。

第51条第4項及び第53条の見出し中「市町村」を「市町」に改める。

別表第6 4の項中「松山市」の下に「(安居島、浅海原、浅海本谷、磯河内、猪木、院内、牛谷、小川、尾儀原、小山田、大浦、大河内、大西谷、片山、鹿峰、上難波、鴨之池、粟井河原、正岡神田、儀式、客、九川、久保、小

川谷、河野高山、光洋台、立岩米之野、佐古、才之原、猿川、猿川原、下難波、庄、庄府、常保免、苞木、善応寺、高田、滝本、北条辻、常竹、土手内、河野中須賀、中通、中西内、中西外、立岩中村、夏目、西谷、萩原、八反地、平林、府中、麓、河野別府、北条、本谷、宮内、安岡、柳原、横谷、和田、中島粟井、宇和間、中島大浦、小浜、上怒和、熊田、神浦、津和地、長師、饒、野忽那、畑里、二神、宮野、睦月、元怒和及び吉木を除く。)」を加え、同表5の項中「今治市」の下に「(朝倉上、朝倉北、朝倉下、朝倉南、古谷、山口、玉川町、波方町、大西町、菊間町、吉海町、宮窪町、伯方町、上浦町、大三島町、関前大下、関前岡村及び関前小大下を除く。)」を加える。

(愛媛県災害遺児福祉手当支給規則の一部改正)

第38条 愛媛県災害遺児福祉手当支給規則(昭和47年愛媛県規則第15号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中「市町村受付印」を「市町受付印」に、「市町村送付年月日」を「市町送付年月日」に、「市町村長 回」を「市町長 回」に改め、同様式添付書類2中「市町村長」を「市町長」に改める。

様式第3号(その1)中「市町村名」を「市町名」に改め、同様式(その2) お知らせ 4中「市町村役場」を「市町役場」に改め、同様式(その2) お知らせ 4(1)中「および」を「及び」に改め、同様式(その2) お知らせ 4(5)中「よごしたり」を「汚したり」に改める。

様式第5号中「市町村受付印」を「市町受付印」に、「市町村送付年月日」を「市町送付年月日」に、「市町村長氏名」を「市町長氏名」に改め、同様式添付書類3中「市町村長」を「市町長」に改める。

様式第8号から様式第10号までの規定中「市町村受付印」を「市町受付印」に、「市町村送付年月日」を「市町送付年月日」に、「市町村長氏名」を「市町長氏名」に改める

(愛媛県卸売市場条例施行規則の一部改正)

第39条 愛媛県卸売市場条例施行規則(昭和47年愛媛県規則 第26号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項第7号中「市町村管内図」を「市町管内図」に改める。

(愛媛県農村地域工業等導入促進条例施行規則の一部改正)

第40条 愛媛県農村地域工業等導入促進条例施行規則(昭和 48年愛媛県規則第4号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項及び第3項中「市町村」を「市町」に改める。

様式第2号中「市町村長 氏 名回」を「市町 長 回」に、「地区承認日付け」を「地区承認日 付」に改める。

 図」に改める。

様式第4号中「市町村長 氏 名回」を「市町 長 回」に、「計画承認日付け」を「計画承認日 付」に改める。

名回」を「市町議会議長 回」に、「市町村長」を「市町長」に改める。

様式第6号中「申請者 氏 名回」を「申請者 回」に、「承認日付け」を「承認日付」に改め、同様式注中「指定日付け」を「指定日付」に改め、同様式別紙1中「市町村名」を「市町名」に、「市町村負担分」を「市町負担分」に、「市町村の」を「市町の」に改め、同様式別紙2中「市町村費」を「市町費」に改め、同様式別紙3中「市町村議会議長」を「市町議会議長」に、「市町村長) 氏 名回」を「市町長)

⑪」に改める。

(愛媛県生活安定資金貸付規則の一部改正)

第41条 愛媛県生活安定資金貸付規則(昭和50年愛媛県規則 第47号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「市町村」を「市町」に改める。

第7条第1項中「市町村と同一市町村」を「市町と同一 市町」に改める。

様式第1号(表)中「市町村受付」を「市町受付」に改め、同様式(裏)中「現在市町村」を「現在市町」に改める。

(愛媛県職員等表彰規則の一部改正)

第42条 愛媛県職員等表彰規則(昭和54年愛媛県規則第59号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「市町村立学校」を「市町立学校」に改める。

(愛媛県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部改正)

第43条 愛媛県沿岸漁業改善資金貸付規則(昭和54年愛媛県 規則第82号)の一部を次のように改正する。

様式第3号中「市町村」を「市町」に改める。

様式第5号中「村」を削る。

(愛媛県定住圏基幹道路の整備に関する条例施行規則の一部改正)

第44条 愛媛県定住圏基幹道路の整備に関する条例施行規則 (昭和54年愛媛県規則第84号)の一部を次のように改正する。

第4条中「定住圏基幹道路(市町村道・農道・林道)整備事業実施計画協議書」を「定住圏基幹道路(市町道・農道・林道)整備事業実施計画協議書」に、「定住圏基幹道路(市町村道・農道・林道)整備事業実施協議書」を「定住圏基幹道路(市町道・農道・林道)整備事業実施協議書」に改める。

第5条中「市町村道」を「市町道」に、「、市町村」を「、市町」に改める。

様式第1号中「定住圏基幹道路(市町村道・農道・林道

)整備事業実施計画協議書」を「定住圏基幹道路(市町道・農道・林道)整備事業実施計画協議書」に、「<u>市町村道</u>」を「<u>市町道</u>」に、「市町村長」を「市町長」に、「印」を「印」に改める。

様式第2号中「定住圏基幹道路(市町村道・農道・林道)整備事業実施協議書」を「定住圏基幹道路(市町道・農道・林道)整備事業実施協議書」に、「郡村」を「郡」に、「市町村長」を「市町長」に、「印」を「即」に改める。

(愛媛県行政組織規則の一部改正)

第45条 愛媛県行政組織規則(昭和55年愛媛県規則第15号) の一部を次のように改正する。

第7条第4項第6号及び第6項第1号中「市町村」を「市町」に改め、同項第3号から第5号までの規定中「市町村分」を「市町分」に改め、同項第11号中「市町村の」を「市町の」に改め、同項第14号中「市町村」を「市町」に改める。

第14条第8項第2号中「市町村道」を「市町道」に改める

第23条第1項第3号及び第51条第1項第3号中「市町村」を「市町」に改める。

第67条第3項の表鬼北分場の項位置の欄中「広見町」を「鬼北町」に改める。

第80条第3項の表今治中央地域農業改良普及センターしまなみ普及室の項位置の欄中「越智郡伯方町」を「今治市」に改め、同項管轄区域の欄中「越智郡吉海町、宮窪町、伯方町、上浦町、大三島町及び」を「今治市のうち吉海町、宮窪町、伯方町、上浦町及び大三島町並びに越智郡」に改め、同表宇和島中央地域農業改良普及センター鬼北普及室の項位置の欄中「広見町」を「鬼北町」に改め、同項管轄区域の欄中「、広見町」を削り、「日吉村」を「鬼北町」に改める。

附則第1項に見出しとして「(施行期日)」を付する。 附則第2項の前に見出しとして「(経過措置)」を付する。

附則に次の1項を加える。

4 別表第4の規定にかかわらず、平成17年1月1日から 同年3月31日までの間、八幡浜地方局大洲土木事務所に おいては、喜多郡内子町本川、中川、上川、立石、南山 、寺村、小田、日野川、大平、吉野川、中田渡、上田渡 及び臼杵の区域について、同土木事務所の所掌事務を所 掌しないものとし、この事務は、松山地方局久万土木事 務所において所掌するものとする。

別表第6今治地方局玉川ダム管理事務所の項位置の欄中「越智郡玉川町」を「今治市」に改め、同表今治地方局台 ダム管理事務所の項同欄中「越智郡大三島町」を「今治市」に改め、同表八幡浜地方局鹿野川ダム管理事務所の項同 欄中「喜多郡肱川町」を「大洲市」に改める。

(生活保護法施行細則の一部改正)

第46条 生活保護法施行細則(昭和56年愛媛県規則第13号) の一部を次のように改正する。

第2条中「市町村」を「市町」に改める。

第10条第2項及び第11条第2項中「町村長」を「町長」

に改める。

第16条の見出し及び同条第2項から第4項までの規定中「町村長」を「町長」に改め、同条第5項中「町村長」を「町長」に、「当該町村」を「当該町」に改める。

第18条第1項及び第21条中「市町村」を「市町」に改める。

第23条第1項中「市町村長」を「市町長」に改める。 第25条及び第29条中「市町村」を「市町」に改める。 第32条中「市町村長」を「市町長」に改める。 様式第2号中「市町村費」を「市町費」に改める。 様式第4号中「町村」を「町」に改める。

様式第11号の2中「居住町村名」を「居住町名」に改める。

様式第14号中「町村役場受付月日」を「町役場受付月日」 」に改める。

様式第29号中「町村」を「町」に改める。

様式第50号中「町村長」を「町長」に、同様式1中「でかせぎ」を「出稼ぎ」に改める。

様式第52号及び様式第53号中「町村長」を「町長」に改める。

様式第54号中「市町村長」を「市町長」に、「施設所在地市町村」を「施設所在地市町」に、「隣接市町村」を「 隣接市町」に改める。

様式第56号中「市町村長」を「市町長」に改める。 様式第58号中「施設所在地市町村」を「施設所在地市町」に、「隣接市町村」を「隣接市町」に改める。

様式第65号中「市町村長」を「市町長」に改める。

様式第67号中「市(町村)長」を「市(町)長」に改める。

(愛媛県土地改良財産の管理及び処分に関する規則の一部 改正)

第47条 愛媛県土地改良財産の管理及び処分に関する規則(昭和59年愛媛県規則第30号)の一部を次のように改正する

第16条中「市町村」を「市町」に改める。

様式第8号中「市町村大字別事業施行面積」を「市町大字別事業施行面積」に改める。

(愛媛県の海を管理する条例施行規則の一部改正)

第48条 愛媛県の海を管理する条例施行規則(平成7年愛媛 県規則第67号)の一部を次のように改正する。

第5条の見出し中「関係市町村長」を「関係市町長」に 改め、同条中「市町村」を「市町」に改める。

第8条第2項中「市町村」を「市町」に改める。

(愛媛県環境影響評価条例施行規則の一部改正)

第49条 愛媛県環境影響評価条例施行規則(平成11年愛媛県規則第27号)の一部を次のように改正する。

第6条第3号、第7条第3号及び第15条中「市町村」を「市町」に改める。

第25条第2項、第28条第2項及び第32条第2項中「関係市町村長」を「関係市町長」に改める。

第34条第1項及び第2項第3号並びに第41条第1項及び 第2項第3号中「市町村長」を「市町長」に改める。

第52条の表第22条の項右欄中「、市町村」を「、市町」

に、「市町村都市計画審議会」を「市町都市計画審議会」 に、「当該市町村」を「当該市町」に改める。

第53条第5項中「市町村都市計画審議会」を「市町都市計画審議会」に改める。

第59条第1号中「市町村」を「市町」に改める。

第70条中「市町村長」を「市町長」に改める。

(愛媛県事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部改正)

第50条 愛媛県事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則(平成12年愛媛県規則第16号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

愛媛県事務処理の特例に関する条例に基づき市町が 処理する事務の範囲を定める規則

第1条及び第2条の見出し中「市町村」を「市町」に改 かる

別表2の項右欄第2号中「市町村長」を「市町長」に改める。

(租税特別措置法に基づく優良宅地の認定に関する規則の 一部改正)

第51条 租税特別措置法に基づく優良宅地の認定に関する規則(平成12年愛媛県規則第24号)の一部を次のように改正する。

第2条第5項中「市町村界、市町村」を「市町界、市町」に改める。

第11条第1項ただし書中「市町村」を「市町」に改める

(愛媛県垂直積雪量に関する規則の一部改正)

第52条 愛媛県垂直積雪量に関する規則(平成12年愛媛県規 則第42号)の一部を次のように改正する。

別表1の項区域の欄中「、北条市」及び「、温泉郡中島町」を削り、同表4の項同欄中「並びに」を「及び」に改め、「及び五十崎町」を削り、同表5の項同欄中「広見町及び松野町」を「松野町及び鬼北町」に改め、同表6の項同欄中「上浮穴郡小田町、伊予郡広田村、」及び「及び北宇和郡日吉村」を削る。

第53条 愛媛県垂直積雪量に関する規則の一部を次のように 改正する。

第2条中「市町村」を「市町」に改め、同条の表1の項 区域の欄中「各町村」を「上島町」に改め、同表2の項同 欄及び同表備考中「市町村」を「市町」に改める。

別表1の項区域の欄中「波方町、大西町、菊間町、吉海町、宮窪町、伯方町、上浦町、大三島町、関前村及び」及び「、喜多郡長浜町」を削り、同表2の項同欄中「、四国中央市並びに越智郡朝倉村及び玉川町」を「及び四国中央市」に改め、同表5の項同欄中「、喜多郡肱川町」を削り、同表中6の項を削り、7の項を6の項とする。

(鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部改正)

第54条 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則 (平成15年愛媛県規則第43号)の一部を次のように改正す る。

第8条第2項中「市町村」を「市町」に改める。

様式第1号注5及び様式第3号注6中「町村」を「町」 に改める。

様式第7号中「村」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年1月16日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
- (1) 第19条の規定、第34条中愛媛県会計規則附則第6項の 改正規定、第37条中愛媛県公害防止条例施行規則別表第 6 4の項の改正規定、第45条中愛媛県行政組織規則第 67条第3項の表鬼北分場の項及び第80条第3項の表宇和 島中央地域農業改良普及センター鬼北普及室の項の改正 規定並びに附則に1項を加える改正規定並びに第52条の 規定 平成17年1月1日
- (2) 第45条中愛媛県行政組織規則別表第6八幡浜地方局鹿野川ダム管理事務所の項の改正規定並びに第53条中愛媛県垂直積雪量に関する規則別表1の項の改正規定(「、喜多郡長浜町」を削る部分に限る。)、同表5の項の改正規定及び同表6の項を削り、同表7の項を同表6の項とする改正規定 平成17年1月11日

(経過措置)

- 2 この規則施行の際現に提出されている改正前のそれぞれ の規則の様式の規定による申請書その他の書類は、改正後 のそれぞれの規則の様式の規定による申請書その他の書類 とみなす。
- 3 この規則施行の際現にある改正前のそれぞれの規則の様式の規定による書類の用紙は、当分の間、これを訂正して使用することができる。

○愛媛県規則第68号

消費生活協同組合法施行細則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成16年12月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

消費生活協同組合法施行細則等の一部を改正する規則 (消費生活協同組合法施行細則の一部改正)

第1条 消費生活協同組合法施行細則(昭和23年愛媛県規則 第65号)の一部を次のように改正する。

第2条第8号中「民法」の下に「(明治29年法律第89号)」を加え、「破産宣告の請求」を「破産手続開始の申立て」に、「又は、破産の宣告」を「、又は破産手続開始の決定」に改める。

(生活福祉資金貸付事業の補助に関する規則の一部改正)

第2条 生活福祉資金貸付事業の補助に関する規則(昭和32 年愛媛県規則第39号)の一部を次のように改正する。

別表第2第12号3中「又は破産」を「又は破産手続開始」に、「破産等」を「破産手続開始等」に改める。

(愛媛県看護職員修学資金貸与条例施行規則の一部改正)

第3条 愛媛県看護職員修学資金貸与条例施行規則(昭和37年愛媛県規則第21号)の一部を次のように改正する。

第15条第2項中「破産の宣告」を「破産手続開始の決定」に改める。

(愛媛県産業情報センター運営規則の一部改正)

第4条 愛媛県産業情報センター運営規則(平成9年愛媛県規則第10号)の一部を次のように改正する。

第13条第3項第3号中「破産により」を「破産手続開始の決定により」に改め、同項第4号中「破産」を「破産手続開始の決定」に改める。

(愛媛県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部改正)

第5条 愛媛県林業・木材産業改善資金貸付規則(平成15年 愛媛県規則第64号)の一部を次のように改正する。

様式第11号(裏)中「破産」を「破産手続開始」に改める

(使用済自動車の再資源化等に関する法律施行細則の一部 改正)

第6条 使用済自動車の再資源化等に関する法律施行細則(平成16年愛媛県規則第45号)の一部を次のように改正する

様式第1号備考2(3)中「破産により」を「破産手続開始の決定により」に改め、同様式備考2(4)中「破産」を「破産手続開始の決定」に改める。

様式第2号備考2(3)中「破産により」を「破産手続開始の決定により」に改め、同様式備考2(4)中「破産」を「破産手続開始の決定」に改める。

附則

- 1 この規則は、平成17年1月1日から施行する。
- 2 この規則施行の日前にされた破産の宣告に係る愛媛県産業情報センター運営規則第10条第1項の登録を受けた者に対する第4条の規定による改正前の愛媛県産業情報センター運営規則第13条第3項第3号の規定の適用については、なお従前の例による。

○愛媛県規則第69号

予防接種費補助規則を廃止する規則を次のように定める。 平成16年12月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

予防接種費補助規則を廃止する規則

予防接種費補助規則(昭和24年愛媛県規則第48号)は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○愛媛県規則第70号

愛媛県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成16年12月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則

愛媛県農業改良資金貸付規則(昭和60年愛媛県規則第35号)の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「第2条第2項」を「第4条第4項」に改める。

第4条第1項の表1の項農業改良資金の区分の欄中「特定 地域資金」の下に「又は青年等の就農促進のための資金の貸 付け等に関する特別措置法第23条に規定する資金」を加える

様式第3号(表)中「村」を削り、同様式(裏)中「破産」を「破産手続開始」に改める。

様式第8号注4中「市町村長」を「市町長」に改める。 様式第11号(表)中「村」を削り、同様式(裏)中「破産」を「破産手続開始」に改める。

附則

- 1 この規則は、平成17年1月1日から施行する。ただし、 様式第3号(表)、様式第8号及び様式第11号(表)の改 正規定は同月16日から施行する。
- 2 この規則施行の際限にある改正前の愛媛県農業改良資金 貸付規則様式第3号(裏)及び様式第11号(裏)の規定に よる書類の用紙は、当分の間、これを訂正して使用するこ とができる。

4	_
告	亦
_	731

○愛媛県告示第2542号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第9条の5第1項の規定により、中島町長から公有水面の埋立てにより新たに生じた次の土地は中島町の地域であることを確認した旨の届出があった。

平成16年12月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

新たに生じた土地の所在	面 積 (平方メートル)
中島町大字小濱甲1872の2、甲1877の2、乙717、 乙718、乙722から乙724まで、乙726の1、乙735 及び乙753の1の地先	2 ,602 .68

○愛媛県告示2543号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第 260条第 1 項の規定により、中島町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった。

平成16年12月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

字の名称	左記の区域に編入する新たに生じた土地				
子の名称	X	域	面 積 (平方メートル)		
大字小濱	中島町大字小濱甲1872の 、乙717、乙718、乙7227 乙726の1、乙735及び乙 公有水面埋立地	から乙724まで、	2 ,602 ,68		

○愛媛県告示第2544号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第9条の5第1項の規定により、中島町長から公有水面の埋立てにより新たに生じた次の土地は中島町の地域であることを確認した旨の届出があった。

平成16年12月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

新たに生じた土地の所在	面 積 (平方メートル)
中島町大字元怒和甲436、甲438、甲440、甲501、 甲502の1、甲502の4、甲502の5、甲503、甲50 4の1、甲504の2、甲506、甲507の2及び甲1811 の地先	3 295 69

○愛媛県告示第2545号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により、中島町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった。

平成16年12月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

マの夕称	左記の区域に編入する新たに生じた土地					
字の名称	X	域	面 積 (平方メートル)			
大字元怒 和	中島町大字元怒和甲436、 、甲501、甲502の1、甲 の5、甲503、甲504の1 甲506、甲507の2及び甲 水面埋立地	502の 4 、甲502 、甲504の 2 、	3 ,295 .69			

愛媛県公営企業管理局愛媛県公営企業管理局愛媛県教育委員会愛媛県選挙管理委員会愛媛県人事委員会告示第2546号愛媛県地方労働委員会愛媛県地口用委員会愛媛県内水面漁場管理委員会

愛媛県情報公開条例(平成10年愛媛県条例第27号)附則第3項ただし書の規定によりなおその効力を有するものとされる旧愛媛県情報公開要綱(平成5年10月愛媛県・愛媛県公営企業管理局・愛媛県教育委員会・愛媛県選挙管理委員会・愛媛県人事委員会・愛媛県監査委員・愛媛県地方労働委員会・愛媛県収用委員会・愛媛海区漁業調整委員会・愛媛県内水面漁場管理委員会告示第1255号)の一部を次のように改正し、平成17年1月1日から施行する。

平成16年12月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行 愛媛県公営企業管理者

和氣政次

愛媛県教育委員会

委員長 井 関 和 彦 愛媛県選挙管理委員会

委員長 藤 山

愛媛県人事委員会

委員長 稲 瀬 道 和 愛媛県監査委員

西原進平

同

吉 久 宏

董

同

柳澤正三

同

壺 内 紘 光 愛媛県地方労働委員会

会長 白 石 喜 徳

愛媛県収用委員会

会長 矢 野 隆 三 愛媛海区漁業調整委員会 会長 佐々木 護 愛媛県内水面漁場管理委員会 会長 森 岡 惇 一

第2条第1項第7号を次のように改める。

(7) 労働委員会

○愛媛県告示第2547号

水質汚濁防止法(昭和45年法律第 138 号)第14条の 7 第 1 項の規定に基づき、生活排水対策重点地域を次のように指定し、 平成17年 1 月16日から施行する。

なお、生活排水対策重点地域の指定(平成3年8月愛媛県告示第1231号、平成4年4月愛媛県告示第627号、平成5年2月 愛媛県告示第149号、平成6年12月愛媛県告示第1420号)は、平成17年1月15日限り、廃止する。

平成16年12月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

水 域	生活排水対策重点地域
肱川水域(甲)	大洲市(長浜、豊茂、白滝、戒川、柴、長浜町、肱川町及び河辺町を除く。)の区域(下水道法(昭和33年法律第79号)第2条第8号に規定する処理区域を除く。)
瀬戸内海国立公園の区域内の海域	今治市宮窪町の区域
渡川水系の水域のうち愛媛県分	北宇和郡三間町、松野町及び鬼北町の区域
重信川水系及び伊予灘	松山市(安居島、浅海原、浅海本谷、磯河内、猪木、院内、牛谷、小川、尾儀原、小山田、大浦、大河内、大西谷、片山、鹿峰、上難波、鴨之池、粟井河原、正岡神田、儀式、客、九川、久保、小川谷、河野高山、光洋台、立岩米之野、佐古、才之原、猿川、猿川原、下難波、庄、庄府、常保免、苞木、善応寺、高田、滝本、北条辻、常竹、土手内、河野中須賀、中通、中西内、中西外、立岩中村、夏目、西谷、萩原、八反地、平林、府中、麓、河野別府、北条、本谷、宮内、安岡、柳原、横谷、和田、中島粟井、宇和間、中島大浦、小浜、上怒和、熊田、神浦、津和地、長師、饒、野忽那、畑里、二神、宮野、睦月、元怒和及び吉木を除く。)、東温市及び伊予郡砥部町(多居谷、仙波、総津、高市、玉谷、中野川及び満穂を除く。)の区域(中山川水系の流域及び下水道法第2条第8号に規定する処理区域を除く。)
宇和海	宇和島市、西予市明浜町、北宇和郡吉田町及び津島町並びに南宇和郡愛南町(御荘菊川、御荘平山、御荘 長洲、御荘平城、御荘和口、御荘長月、御荘深泥、防城成川、赤水、高畑、中浦、猿鳴、僧都、緑、城辺 、蓮乗寺、脇本、中玉、大浜、柿ノ浦、敦盛、岩水、垣内、深浦、鯆越、古月及び久良に限る。)の区域 (渡川水系の流域、松田川水系の流域及び下水道法第2条第8号に規定する処理区域を除く。)

注 この表において「肱川水域(甲)」とは、肱川水系に係る水質環境基準水域類型の指定(昭和50年5月愛媛県告示第511号)に規定する肱川水域(甲)をいう。

○愛媛県告示第2548号

騒音規制法第3条第1項の規定に基づく地域の指定(平成9年4月愛媛県告示第546号)の一部を次のように改正し、 平成17年1月1日から施行する。

平成16年12月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

指定地域の範囲の表中「北条市(別添第6図のうち、着色した部分)」を削り、「別添第7図」を「別添第6図」に、「別添第8図」を「別添第7図」に、「別添第9図」を「別添第8図」に、「別添第10図」を「別添第9図」に改める。 別添第6図から第10図までを次のように改める。

(「次のように」は、省略し、改正後の関係図面は、愛媛県庁及び関係市町の市役所又は役場に備えて一般の縦覧に供する。)

○愛媛県告示第2549号

騒音規制法第3条第1項の規定に基づく地域の指定(平成9年4月愛媛県告示第546号)の一部を次のように改正し、 平成17年1月11日から施行する。

平成16年12月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

指定地域の範囲の表中「喜多郡長浜町(別添第9図のうち、着色した部分)」を削る。

別添第4図を次のように改め、別添第9図を削る。

(「次のように」は、省略し、改正後の関係図面は、愛媛 県庁及び関係市町の市役所に備えて一般の縦覧に供する。)

○愛媛県告示第2550号

振動規制法の規定に基づく地域の指定(平成9年4月愛媛

県告示第550号)の一部を次のように改正し、平成17年1月 11日から施行する。

平成16年12月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行 「伊予市(別添第4図のうち、着色 四国中央市(別添第5図のうち、

指定地域の範囲の表中

東温市(別添第6図のうち、着色 喜多郡長浜町(別添第7図のうち

した部分) 「大洲市(別添第4図のうち、着色し 着色した部分) 伊予市(別添第5図のうち、着色し 四国中央市(別添第6図のうち、着 した部分)

た部分)

、着色した部分)」 東温市(別添第7図のうち、着色し

た部分) に改める。 色した部分)

た部分)

別添第4図から第7図までを次のように改める。

(「次のように」は、省略し、改正後の関係図面は、愛媛 県庁及び関係市町の市役所に備えて一般の縦覧に供する。)

○愛媛県告示第2551号

悪臭防止法に基づく規制地域の指定(平成16年3月愛媛県 告示第659号)の一部を次のように改正し、平成17年1月16 日から施行する。

平成16年12月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

指定地域の範囲の表中「菊間町(別添第3図のうち、着色 した部分)」を削り、「別添第4図」を「別添第3図」に改 める。

別添第3図を削り、別添第4図を別添第3図とする。

○愛媛県告示第2552号

愛媛県産業廃棄物適正処理指導要網(平成3年8月愛媛県 告示第 1288 号)の一部を次のように改正し、平成17年 1月 16日から施行する。

平成16年12月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

第2条第6号中「第4項」を「第6項」に改める。

第3条中「市町村等」を「市町等」に改める。

第4条(見出しを含む。)中「市町村」を「市町」に改め

第7条第2項中「関係市町村長」を「関係市町長」に改め

第8条中「、省令第14条第5項の報告書のほか」を削る。 第11条第1項中「第15条の2の4第1項」を「第15条の2 の5第1項」に改め、同条第2項中「関係市町村長」を「関 係市町長」に改める。

第13条第2項中「市町村長は、当該市町村」を「市町長は 当該市町」に改め、同条第4項中「第14条第10項ただし書 又は第14条の4第10項ただし書」を「第14条第14項ただし書 又は第14条の4第14項ただし書」に改める。

○愛媛県告示第2553号

医療法(昭和23年法律第205号)第30条の3第10項の規定 により、第4次愛媛県地域保健医療計画(平成14年4月愛媛 県告示第735号)を次のとおり変更し、平成17年1月1日か ら施行する。

平成16年12月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

(「次のとおり」は、省略し、変更後の計画書を愛媛県保 健福祉部管理局保健福祉課及び各保健所に備え置いて一般の 縦覧に供する。)

○愛媛県告示第2554号

公共衛生施設改良事業補助規程(昭和23年7月愛媛県告示 第 297 号)の一部を次のように改正し、平成17年 1 月16日か ら施行する。

平成16年12月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

第2条中「市町村」を「市町」に改める。

第15条中「事業関係地市町村長」を「、事業関係地市町長 」に改める。

○愛媛県告示第2555号

結核予防事業費補助金交付規程(昭和43年6月愛媛県告示 第593号)の一部を次のように改正し、平成17年1月16日か ら施行する。

平成16年12月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

第1条中「市町村」を「市町」に改める。

○愛媛県告示第2556号

化製場等に関する法律に基づく地域の指定(昭和59年9月 愛媛県告示第1184号)の一部を次のように改正し、平成17年 1月16日から施行する。

平成16年12月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

表中「市町村名」を「市町名」に改め、同表今治市の項区 域の欄中「及び波止浜」を「、波止浜、波止浜一丁目、波止 浜二丁目、波止浜三丁目、波止浜四丁目、中堀一丁目、中堀 二丁目、中堀三丁目、中堀四丁目、地堀一丁目、地堀二丁目 、地堀三丁目、地堀四丁目、地堀五丁目、地堀六丁目、内堀 一丁目、内堀二丁目、内堀三丁目及び大三島町宮浦新地」に 改め、同表大三島町の項を削る。

○愛媛県告示第2557号

化製場等に関する法律に基づく地域の指定(昭和59年9月 愛媛県告示第1184号)の一部を次のように改正し、平成17年 1月11日から施行する。

平成16年12月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

表大洲市の項区域の欄中「常盤町及び若宮」を「常磐町、 若宮及び長浜」に改め、同表長浜町の項を削る。

○愛媛県告示第2558号

化製場等に関する法律に基づく地域の指定(昭和59年9月 愛媛県告示第1184号)の一部を次のように改正し、平成17年 1月1日から施行する。 平成16年12月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行 表内子町の項区域の欄中「五城地区岡」を「五城地区岡第 1区」に改める。

○愛媛県告示第2559号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。 平成16年12月28日

	I					
介 護 保 険 事業者番号	指定居宅サービス 事業者の開設者の 名称 又は氏名	開設者の主たる事務所の併在地所	サービスの種類	指定居宅サー名 称	- ビス事業所 所 在 地	指定年月日
3870104431	社会福祉法人愛寿会	愛媛県松山市東方町甲 813番地	短期入所生活介 護	ショートステイであい	愛媛県松山市余戸南五 丁目 3 - 18	平成16年11月1日
3871100438	社団法人松山市シルバ ー人材センター	愛媛県松山市若草町 8 番地 3	通所介護	松山シルバー北条指定 通所介護事業所	愛媛県北条市別府937 - 1	平成16年11月1日
3871100446	社団法人松山市シルバ ー人材センター	愛媛県松山市若草町 8 番地 3	訪問介護	松山シルバー北条指定 訪問介護事業所	愛媛県北条市別府937 番地 1	平成16年11月1日
3871100453	社団法人松山市シルバ ー人材センター	愛媛県松山市若草町 8 番地 3	訪問入浴介護	松山シルバー北条指定 訪問入浴介護事業所	愛媛県北条市別府937 番地 1	平成16年11月1日
3873300390	社団法人松山市シルバ ー人材センター	愛媛県松山市若草町 8 番地 3	訪問介護	松山シルバー中島指定 訪問介護事業所	愛媛県温泉郡中島町大 浦3081番地 2	平成16年11月1日
3870300690	医療法人三善会	愛媛県宇和島市堀端町 2-39	痴呆対応型共同 生活介護	グループホーム丸の内 はとぽっぽ	愛媛県宇和島市丸ノ内 一丁目403番	平成16年11月1日
3870700238	株式会社悠遊社	愛媛県松山市余戸南二 丁目24番38号	訪問入浴介護	株式会社悠遊社大洲事 業所	愛媛県大洲市若宮467 番地11	平成16年11月1日
3870600610	社会福祉法人西条市社 会福祉協議会	愛媛県西条市周布606 番地1西条市東予総合 福祉センター	訪問介護	西条市社会福祉協議会 ヘルパーセンター	愛媛県西条市周布606 番地1西条市東予総合 福祉センター	平成16年11月1日
3870600628	社会福祉法人西条市社 会福祉協議会	愛媛県西条市周布606 番地1西条市東予総合 福祉センター	訪問介護	西条市社会福祉協議会 ヘルパーセンター西条	愛媛県西条市神拝甲32 4番地2西条市総合福 祉センター	平成16年11月1日
3870600636	社会福祉法人西条市社 会福祉協議会	愛媛県西条市周布606 番地1西条市東予総合 福祉センター	訪問介護	西条市社会福祉協議会 ヘルパーセンター小松	愛媛県西条市小松町新 屋敷乙48番地1西条市 小松地域福祉センター	平成16年11月1日
3870600644	社会福祉法人西条市社 会福祉協議会	愛媛県西条市周布606 番地1西条市東予総合 福祉センター	訪問入浴介護	西条市社会福祉協議会 訪問入浴センター	愛媛県西条市周布606 番地1西条市東予総合 福祉センター	平成16年11月1日
3870600651	社会福祉法人西条市社 会福祉協議会	愛媛県西条市周布606 番地1西条市東予総合 福祉センター	訪問入浴介護	西条市社会福祉協議会 訪問入浴センター西条	愛媛県西条市神拝甲32 4番地2西条市総合福 祉センター	平成16年11月1日
3870600669	社会福祉法人西条市社 会福祉協議会	愛媛県西条市周布606 番地1西条市東予総合 福祉センター	通所介護	西条市社協デイサービ スセンターひまわり	愛媛県西条市周布606 番地1西条市東予総合 福祉センター	平成16年11月1日
3870600677	社会福祉法人西条市社 会福祉協議会	愛媛県西条市周布606 番地1西条市東予総合 福祉センター	通所介護	西条市社協デイサービ スセンターさくら	愛媛県西条市丹原町来 見乙26番地 2	平成16年11月1日
3870600685	社会福祉法人西条市社 会福祉協議会	愛媛県西条市周布606 番地1西条市東予総合 福祉センター	通所介護	西条市社協デイサービ スセンターつばき	愛媛県西条市小松町新 屋敷乙48番地1西条市 小松地域福祉センター	平成16年11月1日
3873900611	有限会社ケアサポート いずみ	愛媛県北宇和郡広見町 永野市97番地 1	訪問介護	有限会社ケアサポート いずみ	愛媛県北宇和郡広見町 永野市97番地 1	平成16年11月4日
3870104449	社会福祉法人愛寿会	愛媛県松山市東方町甲 813番地	痴呆対応型共同 生活介護	グループホームであい	愛媛県松山市余戸南五 丁目 3 - 18	平成16年11月9日
3870104456	社会福祉法人愛寿会	愛媛県松山市東方町甲 813番地	特定施設入所者 生活介護	ケアハウスであい	愛媛県松山市余戸南五 丁目 3 - 18	平成16年11月9日
3870104464	有限会社ヘルパーステ ーションひびき	愛媛県松山市石手二丁 目2番2号	訪問介護	有限会社ヘルパーステ ーションひびき	愛媛県松山市石手二丁 目2番2号	平成16年11月16日
3870104472	有限会社松山エムエス	愛媛県松山市萱町六丁 目169番地 2	通所介護	デイサービス「シエス 夕本町 」	愛媛県松山市本町六丁 目 2 - 1	平成16年11月18日
3873200954	社会福祉法人日親会	愛媛県越智郡菊間町浜 1453番地 1	訪問介護	ラ・ファミーユ	愛媛県越智郡菊間町浜 1453番地 1	平成16年11月18日
3873200954	社会福祉法人日親会	愛媛県越智郡菊間町浜 1453番地 1	通所介護	ラ・ファミーユ	愛媛県越智郡菊間町浜 1453番地 1	平成16年11月18日
3873200954	社会福祉法人日親会	愛媛県越智郡菊間町浜 1453番地 1	痴呆対応型共同 生活介護	ラ・ファミーユ	愛媛県越智郡菊間町浜 1453番地 1	平成16年11月18日

3873200954	社会福祉法人日親会	愛媛県越智郡菊間町浜 1453番地 1	特定施設入所者 生活介護	ラ・ファミーユ	愛媛県越智郡菊間町浜 1453番地 1	平成16年11月18日
3870200924	越智今治農業協同組合	愛媛県今治市北宝来町 1 - 1 - 5	通所介護	J A おちいまばりデイ サービスセンター元気 桜井	愛媛県今治市桜井四丁 目13 - 7	平成16年11月26日
3873600377	株式会社新風会	愛媛県大洲市徳森字野 田1477番地 1	痴呆対応型共同 生活介護	グループホーム白雲	愛媛県喜多郡長浜町白 滝甲669番地 4	平成16年11月26日

○愛媛県告示第2560号

介護保険法(平成9年法律第123号)第46条第1項の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者を指定した。 平成16年12月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介 護 保 険 事業者番号	指定居宅介護支援 事業者の開設者の 名称 又は氏名	開設者の主たる 事務所の所在地 又は住所	サービスの種類	指定居宅介記名称	雙支援事業所 所 在 地	指定年月日
3871100420	社団法人松山市シルバ		居宅介護支援	松山シルバー北条指定	愛媛県北条市別府937	平成16年11月1日
3671100420	一人材センター	番地 3		居宅介護支援事業所	番地 1	T/10,10411/511
3873300382	社団法人松山市シルバ 一人材センター	愛媛県松山市若草町 8 番地 3	居宅介護支援	松山シルバー中島指定 居宅介護支援事業所	愛媛県温泉郡中島町大 浦3081番地 2	平成16年11月1日
3870600586	社会福祉法人西条市社 会福祉協議会	愛媛県西条市周布606 番地1西条市東予総合 福祉センター	居宅介護支援	西条市社会福祉協議会 ケアプランセンター	愛媛県西条市周布606 番地1西条市東予総合 福祉センター	平成16年11月 1日
3870600594	社会福祉法人西条市社 会福祉協議会	愛媛県西条市周布606 番地1西条市東予総合 福祉センター	居宅介護支援	西条市社会福祉協議会 ケアプランセンター西 条	愛媛県西条市神拝甲32 4番地2西条市総合福 祉センター	平成16年11月 1 日
3870600602	社会福祉法人西条市社 会福祉協議会	愛媛県西条市周布606 番地1西条市東予総合 福祉センター	居宅介護支援	西条市社会福祉協議会 ケアプランセンター小 松	愛媛県西条市小松町新 屋敷乙48番地1西条市 小松地域福祉センター	平成16年11月 1 日
3870104480	有限会社松山エムエス	愛媛県松山市萱町六丁 目169番地 2	居宅介護支援	指定居宅介護支援事業 所「シエスタ本町」	愛媛県松山市本町六丁 目 2 - 1	平成16年11月18日

○愛媛県告示第2561号

介護保険法(平成9年法律第123号)第48条第1項第1号の規定により、次のとおり指定介護老人福祉施設を指定した。 平成16年12月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護保険	指定居宅介護老人 福祉施設の開設者の 名称 又は氏名	開設者の主たる事務所の所在地	サービスの種類	指定介護老	人 福 祉 施 設	指定年月日
事業者番号	名称又は氏名	支がは 住 所	クログの主義	名 称	所 在 地	11 足 千 万 口
3870104423	社会福祉法人愛寿会	愛媛県松山市東方町甲 813番地	介護老人福祉施 設	特別養護老人ホームで あい	愛媛県松山市余戸南五 丁目 3 - 18	平成16年11月1日
3870600693	西条市	愛媛県西条市明屋敷16 4番地	介護老人福祉施 設	西条市道前荘	愛媛県西条市小松町大 頭1127番地 1	平成16年11月 1 日

○愛媛県告示第2562号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から、次のとおり指定居宅サービス事業所の名称を変更した旨の届出があった。

平成16年12月28日

人 拼 /D I/A	指定居宅サービス	開設者の主たる	 ユュージラ	指定居字	き サ ー ビ	ス 事 業 所	ь ш
介 護 保 険 事業者番号	指定居宅サービス 事業者の開設者の 名 称 又 は 氏 名	開設者の主たる 事務所の所在地 ス は 住 所	サービスの 種 類	名	称	5C 7- 14	届 出年月日
尹未日田与	名称又は氏名	又 は 住 所	りが生物	変 更 前	変 更 後	所 在 地	+ 7 1
207420000	** ***** * * * * * *	愛媛県東予市大野190	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	東予市デイサービ	デイサービスセン	愛媛県東予市大野19	平成16年
3871200089	社会福祉法人亀天会	- 1	通所介護	スセンター亀天荘	ター亀天荘	0 - 1	11月1日
	生活協同組合コープえ	愛媛県松山市朝生田町	福祉用具	コープえひめ指定	コープえひめ福祉	愛媛県松山市朝生田	平成16年
3870102013	ひめ	三丁目1番12号	貸与	福祉用具貸与事業 所松山	用具貸与事業所松 山	町三丁目1番12号	10月1日
	生活協同組合コープえ	愛媛県松山市朝生田町	***	コープえひめ指定	コープえひめ訪問	愛媛県松山市朝生田	平成16年
3870101312	ひめ	3 - 1 - 12	訪問介護	訪問介護事業所松 山	介護事業所松山	町3-1-12	平成16年 10月 1 日
2040424440	T 14 17 50	愛媛県松山市保免西2	公田手端	구나 시 IV IE II	T147 11 E1 E1 11	愛媛県松山市市余戸	平成.15年
3810124119	大城 悦 郎	- 15 - 10	訪問看護	大城外科医院	大城外科胃腸科	町92 - 2	平成15年 5月1日

○愛媛県告示第2563号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から、次のとおり指定居宅サービス事業所の所在地を変更した旨の届出があった。

平成16年12月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

^ ** /D ! A	指定居宅サービス	開設者の主たる	11 12 J	指定居宅	サービク	ス 事 業 所	
介 護 保 険 事業者番号	指定居宅サービス 事業者の開設者の 名称 又 は 氏 名	開設者の主たる 事務所の所在地 又 は 住 所	サービスの 種 類	名 称	所 在	生 地	届出
子 术日田 5	名称又は氏名	又 は 住 所	07 1 <u>1</u> 7,5	T 10	変 更 前	変 更 後	1 /3 11
3870102658	有限会社エディア	愛媛県松山市北斎院町 230番地 4	訪問介護	あゆみ介護	愛媛県松山市北斎 院町230番地 4	愛媛県松山市南江 戸三丁目8番10号	平成16年 10月31日
3860691017	有限会社キャンパス	愛媛県西条市氷見丙12 60番地 2 M Y シャトレ -206号	訪問看護	訪問看護ステーショ ンおれんじ	愛媛県西条市神拝 甲618番地 1 森本 レジデンス102号	愛媛県西条市大町 664	平成16年 11月 1 日
3870102443	特定非営利活動法人支援センターえひめ	愛媛県松山市谷町甲60 番地 2	訪問介護	NPO支援センター えひめ	愛媛県松山市姫原 三丁目8番29UK ENA姫原I3F 南	愛媛県松山市姫原 三丁目 8番29第84 杉フラット 3 F 31 0	平成16年 11月 1日
3870200908	株式会社シンコー	広島県福山市松永町五 丁目5番25号	痴呆対応 型共同生 活介護	ハートフルケアホー ム青空	愛媛県今治市南高 下町二丁目1610番 地 3	愛媛県今治市南高 下町二丁目2番67 号	平成16年 11月 1 日

○愛媛県告示第2564号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から、次のとおり指定居宅サービス事業を廃止した旨の届出があった。

平成16年12月28日

			ı			1
介護保険	指定居宅サービス事業者の開設者の	開設者の主たる場所を	サービスの種類		宅サービス事業所	届出年月日
尹未日田与	名称又は氏名	文は住所		名 称	所 在 地	
3870600099	社会福祉法人西条市社 会福祉協議会	愛媛県西条市神拝甲15 0 - 1	訪問介護	社会福祉法人西条市社 会福祉協議会	愛媛県西条市神拝甲15 0 - 1	平成16年10月31日
3870600099	社会福祉法人西条市社 会福祉協議会	愛媛県西条市神拝甲15 0 - 1	訪問入浴介護	社会福祉法人西条市社 会福祉協議会	愛媛県西条市神拝甲15 0 - 1	平成16年10月31日
3871100065	社会福祉法人 北条市社会福祉協議会	愛媛県北条市別府937 - 1	訪問入浴介護	北条市社協指定訪問入 浴介護事業所	愛媛県北条市別府937 - 1	平成16年10月31日
3871100073	社会福祉法人北条市社 会福祉協議会	愛媛県北条市別府937 - 1	訪問介護	北条市社協指定訪問介 護事業所	愛媛県北条市別府937 - 1	平成16年10月31日
3871100123	社会福祉法人北条市社 会福祉協議会	愛媛県北条市別府937 - 1	通所介護	北条市社協指定通所介 護事業所	愛媛県北条市別府937 - 1	平成16年10月31日
3871200048	社会福祉法人東予市社 会福祉協議会	愛媛県東予市周布606 - 1	訪問入浴介護	東予市社会福祉協議会 訪問入浴介護事業所	愛媛県東予市周布606 - 1	平成16年10月31日
3871200055	社会福祉法人東予市社 会福祉協議会	愛媛県東予市周布606 - 1	訪問介護	東予市社会福祉協議会 訪問介護事業所	愛媛県東予市周布606 - 1	平成16年10月31日
3871200097	社会福祉法人東予市社 会福祉協議会	愛媛県東予市周布606 - 1	通所介護	東予市社協デイサービ スセンターひまわり	愛媛県東予市周布606 - 1	平成16年10月31日
3873100048	社会福祉法人丹原町社 会福祉協議会	愛媛県周桑郡丹原町池 田1733 - 1	訪問介護	丹原町社協指定訪問介 護事業所	愛媛県周桑郡丹原町池 田1733 - 1	平成16年10月31日
3873100055	社会福祉法人丹原町社 会福祉協議会	愛媛県周桑郡丹原町池 田1733 - 1	訪問入浴介護	丹原町社協指定訪問入 浴介護事業所	愛媛県周桑郡丹原町池 田1733 - 1	平成16年10月31日
3873100063	社会福祉法人小松町社 会福祉協議会	愛媛県周桑郡小松町新 屋敷48 - 1	訪問介護	小松町社会福祉協議会 指定訪問介護事業所	愛媛県周桑郡小松町新 屋敷48 - 1	平成16年10月31日
3873100071	社会福祉法人小松町社 会福祉協議会	愛媛県周桑郡小松町新 屋敷48 - 1	通所介護	小松町社会福祉協議会 指定通所介護事業所	愛媛県周桑郡小松町新 屋敷48 - 1	平成16年10月31日
3873100089	社会福祉法人丹原町社 会福祉協議会	愛媛県周桑郡丹原町池 田1733 - 1	通所介護	丹原町社協指定通所介 護事業所	愛媛県周桑郡丹原町来 見26 - 2	平成16年10月31日
3873300101	社会福祉法人中島町社 会福祉協議会	愛媛県温泉郡中島町大 浦3081 - 2	訪問介護	中島町社会福祉協議会	愛媛県温泉郡中島町大 浦3081 - 2	平成16年10月31日
3873300101	社会福祉法人中島町社 会福祉協議会	愛媛県温泉郡中島町大 浦3081 - 2	訪問入浴介護	中島町社会福祉協議会	愛媛県温泉郡中島町大 浦3081 - 2	平成16年10月31日
3873500221	社会福祉法人広田村社 会福祉協議会	愛媛県伊予郡広田村総 津387	訪問介護	広田村ホームヘルプサ ービスセンター	愛媛県伊予郡広田村総 津398	平成16年11月 1日

○愛媛県告示第2565号

介護保険法(平成9年法律第123号)第82条の規定により、指定居宅介護支援事業者から、次のとおり指定居宅介護支援事業所の名称を変更した旨の届出があった。

平成16年12月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

^ ** /□ ! ^	指定居宅介護支援	開設者の主たる	11 12 J	指	定	居	宅	介	護	支	援	事	業	所		
介 護 保 険 事業者番号	指定居宅介護支援 事業者の開設者の 名 称 又 は 氏 名	開設者の主たる 事務所の所在地 又 は 住 所	サービス の 種 類	2	3				Ŧ	尔		斩	在	地	届 出 年月日	<u> </u>
	名称又は氏名	又 は 住 所	** I ***	変	更	前		変	更	後		/1	111	-6	, ,, ,	_
3870101395	生活協同組合コープえ ひめ	愛媛県松山市朝生田町 3 - 1 - 12	居宅介護 支援	コース 居宅介 所松山	゚゚えひ ゚゚゛護支: ゚゚゚゚゚	め指定 援事業	三 「 イ し]ープ }護支 」	えひ(援事)	め居宅 業所松	一发火	缓県村 3 - ´	公山市 I - 12	朝生田	平成16年 10月 1日	≢ ∃
3871200014	医療法人社団門の内会	愛媛県東予市周布339	居宅介護 支援	東予市 援セン ス	在宅	介護さ	え 西 芸 技 フ	を発売 受セン	在宅を	介護支 コスモ	愛y 8	援県東	手 予市	周布33	平成16年 11月 1日	≢ ∃
3871200022	社会福祉法人亀天会	愛媛県東予市大野190 - 1	居宅介護 支援	東予市援セン	在宅	介護支	z 西	野条市 愛セン	在宅が	介護支	愛y 0 -	缓県東 1	東予市	大野19	平成16年 11月 1日	≢ ∃

○愛媛県告示第2566号

介護保険法(平成9年法律第123号)第82条の規定により、指定居宅介護支援事業者から、次のとおり指定居宅介護支援事業所の所在地を変更した旨の届出があった。

平成16年12月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

^ ## /D IIA	指定居宅介護支援	開設者の主たる	11 13 -	指	定	居	宅	介	護	支	援	第	所	
介 護 保 険 事業者番号	事業者の開設者の	事務所の所在地	サービスの 種 類	名		和	h:	Á	f		在		地	届 出 年月日
子来自由う	名称又は氏名	又 は 住 所	07 1 <u>1</u> 75	П		14	J)	変	更	前	垄	更	後	Т /1 Ц
3870102443	特定非営利活動法人支援センターえひめ	愛媛県松山市谷町甲60 番地 2	居宅介護 支援	N P O えひめ		センタ	7 —	愛媛県 三丁目	₹松山 18番	市姫原 29	愛三杉 0	誤機払□ 目8番 プラット	」市姫原 ≩29第84 ∼ 3 F 31	平成16年 11月 1 日
3870200080	医療法人隆典会	愛媛県今治市別名274	居宅介護 支援	今治市 センタ	在宅	介護さ	え援 フス	愛媛県 261	具今治	市別名	愛媛 272	誤今治	台市別名	平成16年 11月10日

○愛媛県告示第2567号

介護保険法(平成9年法律第123号)第82条の規定により、指定居宅介護支援事業者から、次のとおり指定居宅介護支援事業を廃止した旨の届出があった。

平成16年12月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護保険	指定居宅介護支援	開設者の主たる事務所の所在地	サービュの紙料	廃止に係る指定居	宅介護支援事業所	日山左日日
事業者番号	指定居宅介護支援 事業者の開設者の 名称 又は氏名	事務所の所在地又は住所	サービスの種類	名称	所 在 地	届出年月日
3870300070	医療法人三善会	愛媛県宇和島市堀端町 2 - 39	居宅介護支援	居宅介護支援事業所風 阿	愛媛県宇和島市堀端町 2 - 39	平成16年10月31日
3870600099	社会福祉法人西条市社 会福祉協議会	愛媛県西条市神拝甲15 0 - 1	居宅介護支援	社会福祉法人西条市社 会福祉協議会	愛媛県西条市神拝甲15 0 - 1	平成16年10月31日
3871100057	社会福祉法人北条市社 会福祉協議会	愛媛県北条市別府937 - 1	居宅介護支援	北条市社協指定居宅介 護支援事業所	愛媛県北条市別府937 - 1	平成16年10月31日
3871200030	社会福祉法人東予市社 会福祉協議会	愛媛県東予市周布606 - 1	居宅介護支援	東予市社会福祉協議会 指定居宅介護支援事業 所	愛媛県東予市周布606 - 1	平成16年10月31日
3873100014	社会福祉法人小松町社 会福祉協議会	愛媛県周桑郡小松町新 屋敷48 - 1	居宅介護支援	小松町指定居宅介護支 援事業所	愛媛県周桑郡小松町新 屋敷48 - 1	平成16年10月31日
3873100030	社会福祉法人丹原町社 会福祉協議会	愛媛県周桑郡丹原町池 田1733 - 1	居宅介護支援	丹原町社協指定居宅介 護支援事業所	愛媛県周桑郡丹原町池 田1733 - 1	平成16年10月31日
3873300010	社会福祉法人中島町社 会福祉協議会	愛媛県温泉郡中島町大 浦3081 - 2	居宅介護支援	中島町社会福祉協議会 指定居宅介護支援事業 所	愛媛県温泉郡中島町大 浦3081 - 2	平成16年10月31日

○愛媛県告示第2568号

介護保険法(平成9年法律第123号)第91条の規定により、次のとおり指定介護老人福祉施設の指定の辞退があった。 平成16年12月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護保険	指 定 介 護 老 人 福祉施設の開設者の	開設者の主たる事務所の所在地	サービスの種類	辞退に係る指定	介護老	人福祉	施設	· 届出年月日
事業者番号	名称又は氏名	文 は 住 所	ソーころの程料	名 称	所	在	地	用山牛月口
3873100097	道前福祉衛生事務組合	愛媛県西条市玉之江99 2	介護老人福祉施 設	道前荘	愛媛県 頭112		小松町大	平成16年10月31日

○愛媛県告示第2569号

介護保険法(平成9年法律第123号)第113条の規定により、次のとおり指定介護療養型医療施設の指定の辞退があった。 平成16年12月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護保険	指 定 介 護 療 養 型 医療施設の開設者の 名 称 又 は 氏 名	開設者の主たる事務所の所在地	サービスの種類	辞退に係る指定介	護療養型医療施設	届出年月日
事業者番号	名称又は氏名	文 は 住 所	リーに入り作料	名 称	所 在 地	用山牛月口
3810128888	医療法人社団富田外科 ・胃腸科	愛媛県松山市東野2-2-5	介護療養型医療 施設	富田外科・胃腸科	愛媛県松山市東野2-2-5	平成16年11月10日
3810328207	医療法人和霊町松浦内 科	愛媛県宇和島市和霊元 町 2 - 4 - 21	介護療養型医療 施設	和霊町松浦内科	愛媛県宇和島市和霊元 町二丁目4番21号	平成16年11月14日

○愛媛県告示第2570号

愛媛県認定訓練助成事業費補助金(施設及び設備費)交付 規程(昭和46年8月愛媛県告示第698号)の一部を次のよう に改正し、平成17年1月16日から施行する。

平成16年12月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行 第2条中「市町村」を「市町」に改め、「の各号」を削る

第3条、第5条並びに第7条第1項及び第2項中「市町村」を「市町」に改める。

「市町村の名称及び長の氏名又は 「市 様式第1号中 職業訓練法人の名称及び所在地 を 業 並びにその代表者の氏名及び住所」 び

町の名称及び長の氏名又は職

訓練法人の名称及び所在地並に改める。

にその代表者の氏名及び住所」

様式第2号中「市町村」を「市町」に改め、同様式注4中「市町村」を「市町」に改める。

「市町村の名称及び長の氏名又は「市

様式第4号中 職業訓練法人の名称及び所在地 を 業 並びにその代表者の氏名及び住所」 び

町の名称及び長の氏名又は職

訓練法人の名称及び所在地並に改める。

にその代表者の氏名及び住所」

「市町村の名称及び長の氏名又は 「市 様式第5号中 職業訓練法人の名称及び所在地 を 業 並びにその代表者の氏名及び住所」 び

町の名称及び長の氏名又は職

訓練法人の名称及び所在地並 に改め、同様式注中「市町村にその代表者の氏名及び住所」

」を「市町」に改める。

○愛媛県告示第2571号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」

という。)第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び八幡浜地方局産業経済部商労政課並びに大洲市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成16年12月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地 デオデオ大洲店 大洲市東若宮18番5

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社デオデオ

広島県広島市中区紙屋町二丁目 1 番 8 号 代表取締役 友則和寿

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名 称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 株式会社デオデオ

広島県広島市中区紙屋町二丁目 1 番 8 号 代表取締役 友則和寿

- (4) 大規模小売店舗の新設をする日 平成17年8月16日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 1 275平方メートル
- (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - ア 駐車場の収容台数

50台

イ 駐輪場の収容台数

36台

- ウ 荷さばき施設の面積 105.1平方メートル
- エ 廃棄物等の保管施設の容量

26 .96立方メートル

(7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻 及び閉店時刻

開店時刻 午前10時

閉店時刻 午後8時

- イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前9時30分から午後8時30分まで
- ウ 駐車場の自動車の出入口の数 出入口2箇所

エ 荷さばき施設においてにさばきを行うことができる 時間帯

午前8時から午後6時まで

2 届出年月日

平成16年12月15日

3 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び八幡浜地方局産業経済部商工労政課並びに大洲市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

- (1) 意見書に記載すべき事項
 - ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあって は代表者の氏名
 - イ 当該大規模小売店舗の名称
 - ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域 の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意 見
- (2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第2572号

えひめ伝統工芸士認定規程(昭和56年10月愛媛県告示第 1254号)の一部を次のように改正し、平成17年1月16日か ら施行する。

平成16年12月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行 第5条中「関係市町村長」を「関係市町長」に改める。

○愛媛県告示第2573号

農業委員会交付金等交付規程(昭和31年12月愛媛県告示第 833号)の一部を次のように改正し、平成17年1月16日から 施行する。

平成16年12月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

第1条及び第3条中「市町村」を「市町」に改める。

第4条中「市町村」を「市町」に、「一に」を「いずれかに」に改める。

第5条から第8条まで、第10条及び第11条中「市町村」を

「市町」に改める。

様式第1号の(1)中「市町村名」を「市町名」に、「市町村 長 氏 名 回」を「市町長

⑪」に改める。

様式第2号の(1)3の表注3中「市町村」を「市町」に改める。

様式第3号の(1)(1)の表区分の欄中「市町村負担金」を「市町負担金」に改める。

様式第4号の(1)中「市町村」を「市町」に、「市町村長 氏 名印」を「市町長 印」 に改める。

様式第5号の(1)中「市町村名」を「市町名」に、「市町村 長 氏 名 圓」を「市町長

回」に改め、同様式記5(1)の表区分の欄中「市町村負担金」を「市町負担金」に改める。

様式第6号の(1)中「市町村」を「市町」に、「市町村長 氏 名印」を「市町長 印」 に改める。

様式第7号の(1)中「様式第7号の(1)」を「様式第7号の(1) (第8条関係)」に、「市町村名」を「市町名」に、「市町 村長 氏 名 回」を「市町長

回」に、「および」を「及び」に改める。

様式第8号の(1)8の表委員手当の項区分の欄、同表農地調査・農地基本台帳整備費の項同欄、同表業務費の項同欄及び同表計の項同欄中「市町村実績額」を「市町実績額」に改める

様式第9号の(1)(1)の表市町村負担金の項区分の欄中「市町村負担金」を「市町負担金」に改める。

○愛媛県告示第2574号

愛媛県自作農財産事務取扱交付金交付規程(昭和32年1月 愛媛県告示第14号)の一部を次のように改正し、平成17年1 月16日から施行する。

平成16年12月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

第1条、第3条第1項、第5条及び第6条中「市町村」を「市町」に改める。

様式第1号の表市町村均等割の項区分の欄中「市町村均等割」を「市町均等割」に改める。

○愛媛県告示第2575号

愛媛県国土調査補助金交付規程(昭和36年12月愛媛県告示第970号)の一部を次のように改正し、平成17年1月16日から施行する。

平成16年12月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

第1条中「市町村又は」を「市町又は」に、「市町村等」 を「市町等」に、「行なう」を「行う」に改める。

第2条中「市町村等は」を「市町等は、」に改める。

第4条第1項中「市町村等」を「市町等」に改め、同条第 2項中「市町村等は」を「市町等は、」に改める。

第5条並びに第6条第1項及び第3項中「市町村等」を「

市町等」に改める。

第7条中「市町村等」を「市町等」に、「すでに」を「既 に」に改める。

様式第1号中「第2条関係」を「第2条、様式第2号関係」に、「市町村長」を「市町長」に改め、同様式3(1)中「市町村費」を「市町費」に改める。

様式第2号中「様式第2号」を「様式第2号(第4条関係)」に、「愛媛県知事殿」を「愛媛県知事 殿」に、「市町村長」を「市町長」に、「⑪」を「⑪」に、「および」を「及び」に改める。

様式第3号中「市町村長」を「市町長」に改め、同様式別紙(土地分類調査についての様式)及び同様式別紙(地籍調査についての様式)中「市町村名」を「市町名」に改める。

様式第4号中「市町村長」を「市町長」に改め、同様式別紙2(1)中「市町村」を「市町」に改め、同様式別紙2(2)中「市町村費」を「市町費」に改める。

様式第5号中「様式第5号」を「様式第5号(第6条関係)」に、「市町村長」を「市町長」に、「⑩」を「⑪」に改める。

様式第6号中「市町村長」を「市町長」に改める。

○愛媛県告示第2576号

農業災害補償法第14条の規定による事務費国庫負担金に係る補助金交付規程(昭和31年7月愛媛県告示第447号)の一部を次のように改正し、平成17年1月16日から施行する。

平成16年12月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

第6条第3号中「市町村」を「市町」に改める。

○愛媛県告示第2577号

天災による被害農林漁業者等に対する経営資金等の融通に 関する補助金交付規程(昭和33年7月愛媛県告示第609号) の一部を次のように改正し、平成16年8月17日から9月8日 までの間の天災に係る補助金について適用し、同年8月17日 前発生の天災に係る補助金については、なお従前の例による

- 111. - 1. 11 - - 111. - 111 - - 111. - 111 - - 111. -

平成16年12月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

を

第2条第2項の表法第3条第1項第1号及び第7号の経費の項Bの欄中「0.009375(事業資金にあつては、0.0045)」を「0.016875」に、「0.009375の」を「0.016875の」に、「0.0103125」を「0.0185625」に改める。

様式第1号1(2)注5の表中

Г	平成3年9	平成5年5	平成6年5	平成10年 9	平成11年 9	
	月12日以降	月27日以降	月1日以降	月15日以降	月13日以降	
	平成 5 年 5	平成6年4	平成10年9	平成11年9	発生の天災	
	月26日以前	月30日以前	月14日以前	月12日以前	の場合	
	発生の天災	発生の天災	発生の天災	発生の天災		
	の場合	の場合	の場合	の場合		
	1 4625	0 .975	0 9375	0.9	0 .9375	
	2 2125	1 3125	1 5375	0.9	0 9375	
	4 .08375	2 .145	2 <i>4</i> 75	0.99	1 .03125	
	0 .7125	0 .45	0 .45	0 .45	0 .45	ر [

平成16年8 月17日から 9月8日ま での間の天 災の場合

に改める。

1 .6875 1 .6875 1 .85625

○愛媛県告示第2578号

天災による被害農林漁業者等に対する経営資金等の融通に 関する補助金交付規程(昭和33年7月愛媛県告示第609号) 第1条の規定により、知事が指定する天災を平成16年11月10 日次のとおり指定した。

平成16年12月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行 平成16年8月17日から9月8日までの間の天災

- 111. - 111 - 111. - 111 - 111. - 111. - 111. -

○愛媛県告示第2579号

天災による被害農林漁業者等に対する経営資金等の融通に 関する補助金交付規程(昭和33年7月愛媛県告示第609号) の一部を次のように改正し、平成17年1月16日から施行する

平成16年12月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

第1条中「市町村」を「市町」に、「基き」を「基づき」 に、「基く」を「基づく」に改める。

第2条第1項中「市町村」を「市町」に改める。

第3条第1項及び第2項中「市町村長」を「市町長」に改め、同条第3項中「市町村長」を「市町長」に改め、「の各号」を削り、同項第1号中「市町村」を「市町」に、「写」を「写し」に改め、同条第5項中「市町村長」を「市町長」に改める。

第4条から第6条までの規定中「市町村」を「市町」に改める。

第7条中「市町村」を「市町」に、「一に」を「Nずれかに」に、「もしくは」を「若しくは」に、「すでに」を「既に」に改める。

様式第1号中「市(町村)長氏名」を「市(町)長」に改め、同様式1(1)の表及び同表注2中「市町村利子補給率」を「市町利子補給率」に改め、同様式1(2)の表中「市町村利子補給額」を「市町利子補給額」に改め、同様式2(1)の表中「市町村費」を「市町費」に改める。

様式第2号中「様式第2号」を「様式第2号(第3条関係)」に、「市(町村)長氏名」を「市(町)長」に、「⑪」を「⑪」に改め、同様式2損失補償実績の表及び同表注2、同様式3(1)の表並びに同様式3(2)イの表中「市町村」を「市町」に改め、同様式3(2)ウの注1中「市町村」を「市町」に、「行なうにあたつて」を「行うに当たって」に、「または」を「又は」に改め、同様式4アの表中「市町村費」を「市町費」に改める。

○愛媛県告示第2580号

大洲市土地改良区から許可申請のあった新たな土地改良事業(県単独補助土地改良事業(農道)・東松ヶ花地区)の施行は、適当と認められるので、土地改良法(昭和24年法律195号)第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成16年12月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
- (1) 新規土地改良事業(県単独補助土地改良事業(農道) ・東松ヶ花地区)計算書の写し
- (2) 大洲市土地改良区定款の写し
- 2 縦覧期間

平成17年1月4日から平成17年2月1日まで

3 縦覧場所

大洲市役所

○愛媛県告示第2581号

土地改良事務助成規程(昭和30年10月愛媛県告示第 680 号)の一部を次のように改正し、平成17年 1 月16日から施行する

平成16年12月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

第1条中「基く」を「基づく」に、「市町村」を「市町」に、「かかる」を「係る」に、「はかる」を「図る」に改める

第8条中「所轄」を「、所轄」に、「市町村」を「市町」に改める。

様式中「様式」を「様式(第2条関係)」に改め、

- 町 郡 _{村・}を削り、「市町村」を「市町」に、「長 氏

⑩」に改め、同様式3中「または」を「又は」に改め、同様式4の表中「および」を「及び」に改める。

○愛媛県告示第2582号

農地整備関係災害防止施設事業補助金交付規程(昭和31年 11月愛媛県告示第 775 号)の一部を次のように改正し、平成 17年 1 月16日から施行する。

平成16年12月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

第1条中「市町村」を「市町」に改める。

第14条中「関係市町村長」を「関係市町長」に改める。

様式第2号(1)中「様式第2号(1)」を「様式第2号(1)(第3条関係)」に、「および」を「及び」に、「市町村費」を「市町費」に改め、同様式(1)注中「「備考」を、「、「備考」に改める。

様式第2号(2)中「様式第2号(2)」を「様式第2号(2)(第3条関係)」に、「および」を「及び」に、「市町村費」を「市町費」に改め、同様式(2)注1中「道路線番号または」を「、道路線番号又は」に改め、同様式(2)注2中「土堰堤」を「土堰堤」に、「コンクリート堰堤」を「コンクリート堰堤」を「コンクリート堰堤

」に改める。

様式第9号(その1)中「様式第9号(その1)」を「様式第9号(その1)(第8条関係)」に、「市町村費」を「市町費」に改める。

様式第9号(その2)中「様式第9号(その2)」を「様式第9号(その2)(第8条関係)」に、「石数および」を「石数及び」に、「市町村費」を「市町費」に、「市町村および」を「市町及び」に、「「地区名」を「、「地区名」に改める。

別表(8)の項事業細目の欄中「市町村」を「市町」に改める

○愛媛県告示第2583号

愛媛県単独土地改良事業補助金交付規程(昭和32年12月愛媛県告示第906号)の一部を次のように改正し、平成17年1月16日から施行する。

平成16年12月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

第1条中「市町村」を「市町」に改め、同条ただし書中「 別に」を「、別に」に改める。

第2条の表3の項補助率の欄中「市町村」を「市町」に改める。

○愛媛県告示第2584号

農地、農業用施設災害復旧事業補助金交付規程(昭和37年3月愛媛県告示第255号)の一部を次のように改正し、平成17年1月16日から施行する。

平成16年12月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

様式第2号中「様式第2号」を「様式第2号(第3条、様式第1号関係)」に、「郡村」を「郡」に、「市町村費」を「市町費」に、「路線番号」を「、路線番号」に改める。

様式第2号の2中「村」を削る。

様式第8号中「市町村費」を「市町費」に改める。

○愛媛県告示第2585号

農用地等集団化事業補助金交付規程(昭和40年2月愛媛県 告示第144号)の一部を次のように改正し、平成17年1月16 日から施行する。

平成16年12月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

第2条の表交換分合附帯農道事業の項補助事業の内容の欄中「市町村」を「市町」に改める。

○愛媛県告示第2586号

愛媛県経営体育成促進換地等調整事業補助金交付規程(昭和47年11月愛媛県告示第1093号)の一部を次のように改正し、平成17年1月16日から施行する。

平成16年12月28日

第1条中「市町村」を「市町」に改める。 様式第2号中「市町村費」を「市町費」に改める。

○愛媛県告示第2587号

愛媛県団体営土地改良事業補助金交付規程(昭和53年2月 愛媛県告示第175号)の一部を次のように改正し、平成17年 1月16日から施行する。

平成16年12月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

様式第2号中「市町村費」を「市町費」に、「関係市町村名」を「関係市町名」に改める。

様式第3号、様式第7号及び様式第12号中「市町村費」を 「市町費」に改める。

○愛媛県告示第2588号

改良普及員の駐在所の位置、名称及び担当区域の決定(昭和48年4月愛媛県告示第376号)の一部を次のように改正し、平成17年1月1日から施行する。

平成16年12月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

表位置の欄中「中島町」を「松山市」に改め、同表担当区域の欄中「中島町」を「松山市のうち中島粟井、宇和間、中島大浦、小浜、上怒和、熊田、神浦、津和地、長師、饒、野忽那、畑里、二神、宮野、睦月、元怒和及び吉木」に改める

○愛媛県告示第2589号

愛媛県民有林林道事業補助金交付規程(昭和30年3月愛媛県告示第222号)の一部を次のように改正し、平成17年1月16日から施行する。

平成16年12月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

第2条第2項中「市町村」を「市町」に改める。

第4条の見出し中「行なう」を「行う」に改め、同条中「 市町村」を「市町」に、「行なう」を「行う」に改める。

別表第1中「市町村」を「市町」に改める。

別表第2様式第1号(その2)、同表様式第2号、同表様式第3号(その2)及び同表様式第5号(その2)中「村(町)」を「町」に改め、同表様式第5号(その3)中「ばつすい」を「抜粋」に、「村(市)議会議決」を「町(市)議会議決」に、「または」を「又は」に、「もしくは」を「若しくは」に、「村(市)森林組合総会議決」を「森林組合継会議決」を「森林組合理事会議決」に改め、同表様式第6号及び同表様式第7号(その2)中「村(町)」を「町」に改め、同表様式第10号及び同表様式第11号中「(村)」を削り、同表様式第12号(その2)中「村(町)」を「町」に改める。

○愛媛県告示第2590号

愛媛県林業構造改善事業費補助金交付規程(昭和40年11月 愛媛県告示第1037号)の一部を次のように改正し、平成17年 1月16日から施行する。ただし、この告示の施行の際現に改正前の愛媛県林業構造改善事業費補助金交付規程様式第1号(B)、様式第5号(B)及び様式第6号の規定により提出されている書類は、改正後の愛媛県林業構造改善事業費補助金交付規程様式第1号(B)、様式第5号(B)及び様式第6号の規定により提出された書類とみなす。

平成16年12月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

第1条中「市町村、」を「市町、」に、「市町村等」を「 市町等」に改める。

第3条、第4条第1項、第6条から第8条まで、第9条第 2項、第11条、第12条、第13条第1項、第14条及び第15条中 「市町村等」を「市町等」に改める。

別表第1林業・木材産業構造改革推進事業の部2の項経費の欄中「市町村推進事業費」を「市町推進事業費」に、「市町村及び」を「市町及び」に改める。

別表第2林業経営構造対策事業の部1の項経費の欄中「市町村」を「市町」に改め、同項(6)補助率の欄中「事業実施市町村等」を「事業実施市町等」に改め、同部2の項経費の欄中「市町村」を「市町」に改める。

別表第3木材産業構造改革事業の部1の項経費の欄中「市町村」を「市町」に改め、同項(3)補助率の欄中「事業実施市町村等」を「事業実施市町等」に改め、同部2の項経費の欄中「市町村」を「市町」に改める。

別表第4 しいたけ生産体制整備緊急対策事業の部1の項経 費の欄及び同部2の項同欄中「市町村」を「市町」に改める

別表第5一の表中「市町村推進事業」を「市町推進事業」 に改める。

様式第1号(B)2(1)の表及び同様式(B)2(2)の表中「市町村費」を「市町費」に改め、同様式(B)4(1)の表中「市町村附帯事務費」を「市町附帯事務費」に、「市町村費」を「市町費」に改め、同様式(B)4(2)の表中「市町村附帯事務費」を「市町附帯事務費」に改める。

様式第5号(B) 3(1)の表中「市町村附帯事務費」を「市町附帯事務費」に、「市町村費」を「市町費」に改め、同様式(B) 3(2)の表及び同様式(B) 3(3)の表中「市町村附帯事務費」を「市町附帯事務費」に改める。

様式第6号中「市町村名」を「市町名」に改める。

○愛媛県告示第2591号

愛媛県民有林災害林道復旧事業補助金交付規程(昭和60年 10月愛媛県告示第1250号)の一部を次のように改正し、平成 17年1月16日から施行する。

平成16年12月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

第1条中「市町村」を「市町」に改める。

○愛媛県告示第2592号

次の保安林を解除予定保安林にしたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示する。 平成16年12月28日 愛媛県知事 加 戸 守 行

1 解除予定保安林の所在場所 西条市黒瀬字長谷子乙 783 (次の図に示す部分に限る。

- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由

送電施設用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を愛媛県庁及び西条市 役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第2593号

愛媛県森林病害虫等防除事業補助金交付規程(昭和38年7月愛媛県告示第514号)の一部を次のように改正し、平成17年1月16日から施行する。

平成16年12月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行 第1条の2中「市町村」を「市町」に改める。 様式第1号中「村」を削る。

○愛媛県告示第2594号

愛媛県単独治山事業補助金交付規程(昭和45年7月愛媛県告示第695号)の一部を次のように改正し、平成17年1月16日から施行する。ただし、この告示の施行の際現に改正前の愛媛県単独治山事業補助金交付規程様式第2号、様式第3号及び様式第4号の規定により提出されている書類は、改正後の愛媛県単独治山事業補助金交付規程様式第2号、様式第3号及び様式第4号の規定により提出された書類とみなす。

平成16年12月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

第1条中「市町村」を「市町」に改める。

様式第2号中「様式第2号」を「様式第2号(第4条関係)」に、「郡 村」を「郡 」に、「市町村道」を「市町道」に、「記載」を「、記載」に改める。

様式第3号中「様式第3号」を「様式第3号(第6条関係)」に改め、「村」を削る。

様式第4号中「様式第4号」を「様式第4号(第6条関係)」に改め、「村」を削る。

様式第7号中「様式第7号」を「様式第7号(第9条関係)」に改め、「村」を削る。

様式第9号中「様式第9号」を「様式第9号(第11条関係)」に改め、「村」を削る。

○愛媛県告示第2595号

愛媛県次代検定林設定事業補助金交付規程(昭和45年10月 愛媛県告示第969号)の一部を次のように改正し、平成17年 1月16日から施行する。

平成16年12月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

様式第1号中「様式第1号」を「様式第1号(第4条関係)」に、「および」を「及び」に改め、「村」を削る。

様式第5号中「様式第5号」を「様式第5号(第6条、様

式第4号関係)」に、「および」を「及び」に改め、「村」 を削る。

○愛媛県告示第2596号

愛媛県林地崩壊防止事業補助金交付規程(昭和46年9月愛媛県告示第794号)の一部を次のように改正し、平成17年1月16日から施行する。ただし、この告示の施行の際現に改正前の愛媛県林地崩壊防止事業補助金交付規程様式第2号、様式第3号、様式第4号及び様式第5号の規定により提出されている書類は、改正後の愛媛県林地崩壊防止事業補助金交付規程様式第2号、様式第3号、様式第4号及び様式第5号の規定により提出されている書類とみなす。

平成16年12月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

第1条中「市町村」を「市町」に改める。

第2条第3号ア中「こえる市町村」を「超える市町村」に 改め、同号イ中「市町村」を「市町」に改める。

様式第2号中「様式第2号」を「様式第2号(第8条関係)」に、「市町村長 氏 名印」を「市町長 印」に改める。

様式第3号中「様式第3号」を「様式第3号(第8条関係)」に改め、同様式(その1)中「市町村名」を「市町名」に改め、同様式(その2)中「市町村名」を「市町名」に、「市町村負担金」を「市町負担金」に改める。

様式第4号中「様式第4号」を「様式第4号(第8条関係)」に、「市町村名」を「市町名」に、「何々議会」を「 議会」に改める。

様式第5号中「様式第5号」を「様式第5号(第8条関係)」に、「市町村長」を「市町長」に、「(または」を「(又は」に改め、同様式1の表中「市町村」を「市町」に、「または」を「又は」に改め、同様式4中「または」を「又は」に改め、同様式6中「市町村長」を「市町長」に、「行なう」を「行う」に改める。

様式第6号中「市町村長 氏 名回」を「市町長 回」に改める。

様式第7号中「様式第7号」を「様式第7号(第11条関係)」に、「市町村長 氏 名回」を「市町長 回」に、「および」を「及び」に改め、「村」を削る。

様式第8号中「市町村長 氏 名印」を「市町長

回」に改め、同様式4中「および」を「及び」に改める

様式第9号中「様式第9号」を「様式第9号(第13条関係)」に、「市町村名」を「市町名」に改め、「村」を削る。様式第10号中「様式第10号」を「様式第10号(第13条関係)」に、「市町村名」を「市町名」に改め、同様式1の表中「市町村負担金」を「市町負担金」に改め、同様式2の表中「何何」を削り、同表注中「および」を「及び」に改める。

様式第11号中「市町村長 氏 名回」を「市町長 回」に改める。

様式第12号(その1)中「市町村長 氏 名回」を「市町長 回」に改め、同様式(その2)中「市町村名」を「市町名」に改め、同様式(その3)中「市町村名」を

「市町名」に、「市町村負担金」を「市町負担金」に改め、同様式(その4)中「市町村名」を「市町名」に改め、同様式1の表中「市町村負担金」を「市町負担金」に改め、同様式2の表中「何何」を削り、同表注中「および」を「及び」に改める。

様式第13号中「様式第13号」を「様式第13号(第18条関係)」に改め、「村」を削る。

○愛媛県告示第2597号

愛媛県治山事業施行規程(昭和61年3月愛媛県告示第427号)の一部を次のように改正し、平成17年1月16日から施行する。ただし、この告示の施行の際現に改正前の愛媛県治山事業施行規程様式第1号の規定により提出されている書類は、改正後の愛媛県治山事業施行規程様式第1号の規定により提出された書類とみなす。

平成16年12月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行 様式第1号(表)中「・村」を削る。 様式第3号中「市町村道」を「市町道」に改める。

○愛媛県告示第2598号

愛媛県造林事業補助金交付規程(昭和62年11月愛媛県告示第1383号)の一部を次のように改正し、平成17年1月16日から施行する。ただし、この告示の施行の際現に改正前の愛媛県造林事業補助金交付規程様式第1号別紙及び様式第4号の規定により提出されている書類は、改正後の愛媛県造林事業補助金交付規程様式第1号別紙(その1)及び様式第4号の規定により提出された書類とみなす。

平成16年12月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

第2条第2項中「市町村」を「市町」に改め、同条第6項中「市町村別生産調整対策水田面積」を「市町別生産調整対策水田面積」に、「市町村の」を「市町の」に改める。

第3条第1項中「市町村の」を「市町の」に、「市町村長」を「市町長」に改める。

第5条第1号ア中「市町村」を「市町」に改め、同号エ中「市町村有林」を「市町有林」に改め、同条第2号ク、第3号ア及びウ、第4号ア、第5号ア並びに第6号中「市町村」を「市町」に改める。

第6条第1項第8号中「市町村」を「市町」に改め、同条 第3項及び第4項中「市町村長」を「市町長」に改める。

第9条第1項中「市町村長」を「市町長」に改める。

別表第1備考1ただし書中「市町村長」を「市町長」に改め、同表備考2中「市町村内」を「市町内」に改める。

別表第2 1の表備考1中「市町村が」を「市町が」に、「市町村等」を「市町等」に改め、同表備考3中「市町村」を「市町」に改める。

様式第1号別紙(その1)中「市町村」を「市町」に改める

様式第4号中「市町村長用」を「市町長用」に、「市町村 長 を」を「市町長 を」

「市町村長 _ 「市町長

をじたいに改める。

殿」 殿」

様式第7号中「村」を削る。

○愛媛県告示第2599号

愛媛県居住地森林環境整備事業補助金交付規程(平成15年3月愛媛県告示第807号)の一部を次のように改正し、平成17年1月16日から施行する。

平成16年12月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

第2条第1項第2号及び第3号中「市町村」を「市町」に 改め、同条第4項中「市町村別生産調整対策水田面積」を「 市町別生産調整対策水田面積」に、「市町村の」を「市町の 」に改める。

第4条第1号中「市町村」を「市町」に改める。

○愛媛県告示第2600号

森林整備工事に係る競争入札等の参加者の資格及び資格審査に関する要綱(平成15年5月愛媛県告示第1250号)の一部を次のように改正し、平成17年1月16日から施行する。

この告示の施行の際現に改正前の森林整備工事に係る競争 入札等の参加者の資格及び資格審査に関する要綱様式第1号 の規定により提出されている競争入札等参加資格審査申請書 は、改正後の森林整備工事に係る競争入札等の参加者の資格 及び資格審査に関する要綱様式第1号の規定により提出され た競争入札等参加資格審査申請書とみなす。

平成16年12月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

様式第1号④及び⑤中「村」を削り、同様式⑰中「市町村」を「市町」に改める。

○愛媛県告示第2601号

漁業法の規定に基く、海区漁業調整委員会の委員の選挙権 及び被選挙権を有する漁業従事者の範囲の拡張(昭和25年6 月愛媛県告示第261号)の一部を次のように改正し、平成17 年1月16日から施行する。

平成16年12月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

「基き」を「基づき」に、「拡張する」を「拡張する。」 に、「市町村」を「市町」に改める。

○愛媛県告示第2602号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号。以下「法」という。)第22条第1項の規定により、次のように埋立てに関する 工事のしゅん功を認可した。

なお、法第22条第3項に規定する図書は、中島町役場において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧することができる。

平成16年12月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 しゅん功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに 法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

愛媛県

松山市一番町四丁目 4 番地 2 代表者 愛媛県知事 加戸 守行 松山市北持田町 122 番地

2 埋立区域

(1) 位置

温泉郡中島大字上怒和甲8番1地先から同甲826番1 地先までの公有水面

(2) 区域

次の2点から18点までを順次直線で結んだ線並びに2点と18点を結ぶ春分の日及び秋分の日の満潮位(C.D.L.+355メートル)の陸と公有水面との接する線により囲まれた区域及び次の21点から48点までを順次直線で結んだ線並びに21点と48点を結ぶ春分の日及び秋分の日の満潮位(C.D.L.+355メートル)の陸と公有水面との接する線により囲まれた区域

基点は、北緯33度59分37秒、東経 132 度33分41秒の地 点

2 点は、基点から真北 305 度30分00秒 52 .00 メートル の地点

3 点は、2 点から真北 315 度20分00秒 74 30 メートル の地点

4点は、3点から真北319度30分00秒21.00メートルの地点

5 点は、4 点から真北 330 度30分00秒 20 50 メートル の地点

6 点は、5 点から真北 333 度40分00秒 10 .00 メートル の地点

7点は、6点から真北 329 度50分00秒 22 .10 メートル の地点

8 点は、7 点から真北 297 度40分00秒 22 .00 メートル の地点

9点は、8点から真北293度00分00秒123 30メートル の地点

10点は、9点から真北 279 度00分00秒 21 .00 メートルの地点

11点は、10点から真北 252 度50分00秒 20 .00 メートル の地点

12点は、11点から真北 232 度30分00秒 11 30 メートル の地点

13点は、12点から真北 211 度30分00秒 19 .00 メートルの地点

14点は、13点から真北 194 度30分00秒 11 30 メートル の地点

15点は、14点から真北 185 度40分00秒 24 80 メートル の地点

16点は、15点から真北 184 度30分00秒 20 .00 メートル の地点

17点は、16点から真北 187 度30分00秒 16 .40 メートル の地点

18点は、17点から真北 205 度30分00秒 25 20 メートル の地点

19点は、18点から真北 239 度40分00秒 24 .00 メートル

の地点

20点は、19点から真北 255 度50分00秒 74 .00 メートル の地点

21点は、20点から真北 266 度10分00秒 19 .00 メートル の地点

22点は、21点から真北 278 度40分00秒 19 .00 メートル の地点

23点は、22点から真北 296 度30分00秒 20 .10 メートルの地点

24点は、23点から真北 294 度10分00秒 38 50 メートル の地点

25点は、24点から真北 294 度40分00秒 22 .00 メートル の地点

26点は、25点から真北 299 度30分00秒 19 .00 メートル の地点

27点は、26点から真北 307 度30分00秒 19 .00 メートル の地点

28点は、27点から真北 312 度30分00秒 41 30 メートル の地点

29点は、28点から真北 288 度40分00秒 15 50 メートル の地点

30点は、29点から真北 241 度00分00秒 15 50 メートル の地点

31点は、30点から真北 217 度40分00秒 22 20 メートル の地点

32点は、31点から真北 230 度00分00秒 17 .40 メートル の地点

33点は、32点から真北 252 度00分00秒 19 30 メートル の地点

34点は、33点から真北 263 度00分00秒 17 30 メートル の地点

35点は、34点から真北 267 度30分00秒 30 50 メートル の地点

36点は、35点から真北 258 度40分00秒 20 50 メートル の地点

37点は、36点から真北 242 度00分00秒 21 .40 メートル の地点

38点は、37点から真北 219 度30分00秒 20 .60 メートル の地点

39点は、38点から真北 217 度20分00秒 20 80 メートル の地点

40点は、39点から真北 202 度30分00秒 21 .00 メートル の地点

41点は、40点から真北 201 度30分00秒120 50メートル D地点

42点は、41点から真北 201 度10分00秒 91 00 メートルの地点

43点は、42点から真北 209 度50分00秒 20 30 メートル の地点

44点は、43点から真北 220 度00分00秒 22 50 メートル の地点

45点は、44点から真北 226 度00分00秒 19 00 メートル の地点 46点は、45点から真北 225 度00分00秒 20 .00 メートル の地点

47点は、46点から真北 227 度00分00秒 20 30 メートル の地点

48点は、47点から真北 230 度30分00秒 19 .60 メートル の地点

(3) 面積

9 837 98平方メートル

- 3 埋立ての免許の年月日及び番号
 - 昭和56年3月12日 愛媛県指令河第30号
- 4 しゅん功認可年月日 平成16年12月28日

○愛媛県告示第2603号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号。以下「法」という。)第22条第1項の規定により、次のように埋立てに関する 工事のしゅん功を認可した。

なお、法第22条第3項に規定する図書は、中島町役場において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧することができる。

平成16年12月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 しゅん功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに 法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

愛媛県

松山市一番町四丁目 4 番地 2 代表者 知事 加戸 守行 松山市北持田町 122 番地

2 埋立区域

(1) 位置

ア A工区

温泉郡中島町大字津和地4566番2地先から同2918番1地先までの公有水面

イ B工区

温泉郡中島町大字津和地4553番3地先から同2899番1地先までの公有水面

ウC工区

温泉郡中島町大字津和地2524番1地先から同2356番1地先までの公有水面

I DIE

温泉郡中島町大字津和地2325番1地先から同4284番2地先までの公有水面

(2) 区域

ア AI区

次の1点から7点までを順次直線で結んだ線並びに7点と1点を結ぶ春分の日及び秋分の日の満潮位(T.P.+158メートル)の陸と公有水面との接する線により囲まれた区域、並びに次の8点から21点までを順次直線で結んだ線並びに8点と21点を結ぶ春分の日及び秋分の日の満潮位(T.P.+158メートル)の陸と公有水面の接する線により囲まれた区域

基点(温泉郡中島町大字津和地2947番1に設置の標識杭)は、北緯33度59分14秒、東経132度30分25秒の

地点

1 点は、基点から真北 346 度20分00秒 20 50 メート ルの地点

2 点は、1 点から真北 329 度30分00秒8 30メートル の地点

3 点は、2 点から真北 318 度00分00秒8 .00メートル の地点

4点は、3点から真北305度30分00秒5.10メートル の地点

5 点は、4 点から真北 291 度30分00秒5 80メートル の地点

6 点は、5 点から真北 282 度30分00秒6 .10メートル の地点

7 点は、6 点から真北 257 度30分00秒 13 .10 メート ルの地点

8 点は、7 点から真北 293 度30分00秒7 .60メートル の地点

9点は、8点から真北338度10分00秒350メートル の地点

10点は、9点から真北 277 度30分00秒 14 30 メートルの地点

11点は、10点から真北 273 度00分00秒5 30メートル の地点

12点は、11点から真北 266 度30分00秒8 .00メートル の地点

13点は、12点から真北 260 度00分00秒7 50メートルの地点

14点は、13点から真北 255 度40分00秒4 .70メートル の地点

15点は、14点から真北 249 度30分00秒 11 80 メートルの地点

16点は、15点から真北 242 度00分00秒 11 .10 メート ルの地点

17点は、16点から真北 236 度30分00秒 21 30 メートルの地点

18点は、17点から真北 242 度00分00秒6 60メートル の地点

19点は、18点から真北 240 度30分00秒5 .70メートル の地点

20点は、19点から真北 257 度00分00秒5 80メートル の地点

21点は、20点から真北 270 度00分00秒9 40メートル の地点

イ B工区

次の1点から4点までを順次直線で結んだ線並びに 1点と4点を結ぶ春分の日及び秋分の日の満潮位(T.P.+158メートル)の陸と公有水面との接する線 により囲まれた区域

基点(温泉郡中島町大字津和地4553番3地先の海岸保全施設に設置の標識杭)は、北緯33度59分16秒、東経132度30分14秒の地点

1 点は、基点から真北 207 度00分00秒 36 30 メート ルの地点 2 点は、1 点から真北 196 度00分00秒7 20メートル の地点

3 点は、2 点から真北 183 度30分00秒 13 90 メート ルの地点

4点は、3点から真北 189 度00分00秒9 20メートル の地点

ウCI区

次の1点から17点までを順次直線で結んだ線並びに 1点と17点を結ぶ春分の日及び秋分の日の満潮位(T.P.+158メートル)の陸と公有水面との接する線 により囲まれた区域

基点(温泉郡中島町大字津和地2516番1に設置の標識杭)は、北緯33度58分56秒、東経132度29分59秒

1点は、基点から真北11度00分00秒21 9メートルの地点

2 点は、 1 点から真北 231 度30分00秒 11 .10 メート ルの地点

3 点は、2 点から真北 240 度00分00秒7 20メートル の地点

4点は、3点から真北247度00分00秒6.70メートル の地点

5 点は、4 点から真北 255 度00分00秒6 .00メートル の地点

6 点は、5 点から真北 264 度00分00秒4 .90メートル の地点

7点は、6点から真北 271 度00分00秒4 80メートル の地点

8点は、7点から真北261度30分00秒630メートル の地点

9点は、8点から真北250度30分00秒620メートルの地点

10点は、9点から真北241度30分00秒6.00メートルの地点

11点は、10点から真北 230 度30分00秒5 40メートル の地点

12点は、11点から真北 221 度00分00秒7 60メートル の地点

13点は、12点から真北 208 度00分00秒8 00メートル の地点

14点は、13点から真北 196 度30分00秒7 80メートル の地点

15点は、14点から真北 188 度30分00秒 15 30 メートルの地点

16点は、15点から真北 193 度00分00秒8 00メートル の地点

17点は、16点から真北 207 度50分00秒5 .70メートル の地点

工 DI区

次の1点から7点までを順次直線で結んだ線並びに 1点と7点を結ぶ春分の日及び秋分の日の満潮位(T.P.+158メートル)の陸と公有水面との接する線により囲まれた区域、次の8点から20点までを順次直線で結んだ線並びに8点と20点を結ぶ春分の日及び秋 分の日の満潮位(T.P.+158メートル)の陸と公有水面との接する線により囲まれた区域、次の21点から27点までを順次直線で結んだ線並びに21点と27点を結ぶ春分の日及び秋分の日の満潮位(T.P.+158メートル)の陸と公有水面との接する線により囲まれた区域、次の28点から45点までを順次直線で結んだ線並びに28点と45点を結ぶ春分の日及び秋分の日の満潮位(T.P.+158メートル)の陸と公有水面との接する線により囲まれた区域、並びに次の46点から47点までを直線で結んだ線並びに46点と47点を結ぶ春分の日及び秋分の日の満潮位(T.P.+158メートル)の陸と公有水面との接する線により囲まれた区域

基点(温泉郡中島町大字津和地4295番1に設置の標識杭)は、北緯33度58分53秒、東経132度29分57秒

1 点は、基点から真北38度00分00秒 13 80 メートル の地点

2 点は、1 点から真北 277 度30分00秒6 40メートル の地点

3 点は、2 点から真北 291 度30分00秒9 80メートル の地点

4点は、3点から真北307度30分00秒9.60メートルの地点

5 点は、4 点から真北 314 度00分00秒 19 50 メート ルの地点

6 点は、5 点から真北 297 度00分00秒 10 .00 メート ルの地点

7 点は、6 点から真北 280 度00分00秒5 .70メートル の地点

8 点は、7 点から真北 274 度30分00秒 13 .00 メート ルの地点

9点は、8点から真北 252 度00分00秒8 80メートル の地点

10点は、9点から真北241度00分00秒760メートルの地点

11点は、10点から真北 247 度30分00秒4 40メートル の地点

12点は、11点から真北 257 度00分00秒3 ,00メートル の地点

13点は、12点から真北 265 度00分00秒4 30メートル の地点

14点は、13点から真北 277 度30分00秒4 50メートル の地点

15点は、14点から真北 283 度30分00秒6 20メートル の地点

16点は、15点から真北 297 度00分00秒4 30メートル の地点

17点は、16点から真北 308 度00分00秒7 20メートル の地点

18点は、17点から真北 319 度00分00秒9 .60メートル の地点

19点は、18点から真北 308 度30分00秒3 80メートルの地点

20点は、19点から真北 296 度30分00秒5 40メートル

の地点

21点は、20点から真北 282 度30分00秒 15 .10 メート ルの地点

22点は、21点から真北 262 度30分00秒5 90メートル の地点

23点は、22点から真北 258 度00分00秒3 40メートル の地点

24点は、23点から真北 251 度30分00秒7 80メートル の地点

25点は、24点から真北 241 度00分00秒 16 30 メートルの地点

26点は、25点から真北 242 度30分00秒 10 80 メートルの地点

27点は、26点から真北 222 度30分00秒 11 .00 メートルの地点

28点は、27点から真北 214 度00分00秒3 .60メートル の地点

29点は、28点から真北 212 度30分00秒5 .00メートル の地点

30点は、29点から真北 205 度00分00秒6 40メートル の地点

31点は、30点から真北 200 度30分00秒7 40メートル の地点

32点は、31点から真北 191 度30分00秒 16 .70 メートルの地点

33点は、32点から真北 194 度00分00秒 17 .10 メートルの地点

34点は、33点から真北 188 度00分00秒7 50メートル の地点

35点は、34点から真北 178 度00分00秒 15 .60 メートルの地点

36点は、35点から真北 162 度00分00秒5 .60メートル の地点

37点は、36点から真北 156 度00分00秒 33 90 メートルの地点

38点は、37点から真北 152 度00分00秒 11 .00 メートルの地点

39点は、38点から真北 142 度30分00秒4 90メートル の地点

40点は、39点から真北 136 度30分00秒 23 .00 メートルの地点

41点は、40点から真北 142 度00分00秒5 .60メートル の地点

42点は、41点から真北 151 度30分00秒8 40メートル の地点

43点は、42点から真北 162 度00分00秒6 .60メートル の地点

44点は、43点から真北 174 度30分00秒 27 90 メート ルの地点

45点は、44点から真北 159 度00分00秒8 .60メートル の地点

46点は、45点から真北 132 度30分00秒 26 20 メート ルの地点 47点は、46点から真北 113 度00分00秒2 40メートル の地点

(3) 面積

4 330 25平方メートル

3 埋立ての免許の年月日及び番号 昭和62年4月1日 愛媛県指令河第139号

4 しゅん功認可年月日 平成16年12月28日

○愛媛県告示第2604号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号。以下「法」という。)第22条第1項の規定により、次のように埋立てに関する 工事のしゅん功を認可した。

なお、法第22条第3項に規定する図書は、中島町役場において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧することができる。

平成16年12月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 しゅん功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに 法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

愛媛県

松山市一番町四丁目 4 番地 2 代表者 愛媛県知事 加戸 守行 松山市北持田町 122 番地

2 埋立区域

(1) 位置

ア A箇所

温泉郡中島町大字津和地4009番1地先から同1697番 地先までの公有水面

イ B箇所

温泉郡中島町大字津和地1776番地先から同4118番 1 地先までの公有水面

ウ C箇所

温泉郡中島町大字津和地4119番1地先の公有水面

エ D箇所

温泉郡中島町大字津和地1791番地先から同4126番 1 地先までの公有水面

オ E箇所

温泉郡中島町大字津和地4126番 1 地先から同4128番 地先までの公有水面

(2) 区域

ア A箇所

次の2点から32点までを順次直線で結んだ線並びに2点と32点を結ぶ春分の日及び秋分の日の満潮位(T.P.+158メートル)の陸と公有水面との接する線により囲まれた区域

基点は、北緯33度58分39秒、東経 132 度30分50秒の 地点

2 点は、基点から真北 238 度10分00秒134 .70メート ルの地点

3 点は、2 点から真北 196 度30分00秒 12 .60 メート ルの地点

4点は、3点から真北211度00分00秒1550メート

ルの地点 5点は、4点から真北206度00分00秒1330メート ルの地点 6点は、5点から真北204度20分00秒8.60メートル の地点 7点は、6点から真北 196 度00分00秒 14.00 メート ルの地点 8点は、7点から真北 180 度30分00秒 14 40 メート ルの地点 9点は、8点から真北 168 度30分00秒 11.00 メート ルの地点 10点は、9点から真北 169度00分00秒 18 30 メート ルの地点 11点は、10点から真北 176 度30分00秒 21 90 メート ルの地点 12点は、11点から真北 195 度00分00秒 34 .00 メート ルの地点 13点は、12点から真北 215 度30分00秒 28 20 メート ルの地点 14点は、13点から真北 223 度40分00秒 20 50 メート ルの地点 15点は、14点から真北 268 度20分00秒 25 .00 メート ルの地点 16点は、15点から真北 260 度30分00秒 18 80 メート ルの地点 17点は、16点から真北 274 度00分00秒 49 20 メート ルの地点 18点は、17点から真北 249 度30分00秒 48 80 メート ルの地点 19点は、18点から真北 277 度30分00秒 12.60 メート ルの地点 20点は、19点から真北 286 度00分00秒7 20メートル の地点 21点は、20点から真北 300 度00分00秒9 20メートル の地点 22点は、21点から真北 309 度00分00秒 12 80 メート ルの地点 23点は、22点から真北 300 度40分00秒 12 90 メート ルの地点 24点は、23点から真北 283 度00分00秒 15 50 メート ルの地点 25点は、24点から真北 273 度00分00秒 58 .70 メート ルの地点 26点は、25点から真北 273 度40分00秒122 30メート ルの地点 27点は、26点から真北 271 度00分00秒 16 50 メート ルの地点 28点は、27点から真北 269 度40分00秒114 30メート ルの地点 29点は、28点から真北 265 度00分00秒 16.60 メート ルの地点 30点は、29点から真北 260 度00分00秒 15 20 メート ルの地点

31点は、30点から真北 255 度30分00秒 16 40 メートルの地点

32点は、31点から真北 256 度30分00秒 39 .00 メートルの地点

イ B箇所

次の35点から70点までを順次直線で結んだ線並びに 35点と70点を結ぶ春分の日及び秋分の日の満潮位(T.P.+158メートル)の陸と公有水面との接する線 により囲まれた区域

35点は、32点から真北 238 度40分00秒 68 .70 メートルの地点

36点は、35点から真北 219 度30分00秒 17 90 メートルの地点

37点は、36点から真北 206 度00分00秒 13 .00 メート ルの地点

38点は、37点から真北 197 度00分00秒 19 .70 メートルの地点

39点は、38点から真北 191 度30分00秒 20 .00 メートルの地点

40点は、39点から真北 178 度30分00秒 20 .10 メート ルの地点

41点は、40点から真北 157 度00分00秒 13 80 メートルの地点

42点は、41点から真北 191 度30分00秒 13 20 メートルの地点

43点は、42点から真北 175 度00分00秒 15 .00 メートルの地点

44点は、43点から真北 203 度30分00秒 16 20 メートルの地点

45点は、44点から真北 206 度00分00秒 50 30 メート ルの地点

46点は、45点から真北 195 度40分00秒 14 50 メート ルの地点

47点は、46点から真北 181 度20分00秒 14 30 メートルの地点

48点は、47点から真北 170 度30分00秒 16 90 メートルの地点

49点は、48点から真北 175 度00分00秒 16 .00 メートルの地点

50点は、49点から真北 184 度30分00秒 16 .40 メート ルの地点

51点は、50点から真北 188 度30分00秒 52 20 メート ルの地点

52点は、51点から真北 177 度30分00秒 17 .00 メート ルの地点

53点は、52点から真北 159 度30分00秒 16 90 メートルの地点

54点は、53点から真北 156 度10分00秒 10 30 メートルの地点

55点は、54点から真北 163 度00分00秒9 60メートル の地点

56点は、55点から真北 178 度30分00秒 11 .10 メートルの地点

57点は、56点から真北 184 度00分00秒7 .00メートル の地点

58点は、57点から真北 183 度30分00秒 12 30 メートルの地点

59点は、58点から真北 191 度00分00秒 13 .00 メートルの地点

60点は、59点から真北 207 度30分00秒 11 .10 メートルの地点

61点は、60点から真北 231 度10分00秒 12 20 メートルの地点

62点は、61点から真北 243 度00分00秒 10 20 メートルの地点

63点は、62点から真北 256 度30分00秒8 30メートル の地点

64点は、63点から真北 270 度00分00秒8 .10メートル の地点

65点は、64点から真北 283 度10分00秒8 .70メートル の地点

66点は、65点から真北 289 度00分00秒 27 .70 メート ルの地点

67点は、66点から真北 280 度00分00秒8 20メートル の地点

68点は、67点から真北 260 度30分00秒 10 80 メートルの地点

69点は、68点から真北 239 度30分00秒9 20メートル の地点

70点は、69点から真北 228 度00分00秒 40 .10 メートルの地点

ウ C箇所

次の71点から77点までを順次直線で結んだ線並びに71点と77点を結ぶ春分の日及び秋分の日の満潮位(T.P.+158メートル)の陸と公有水面との接する線により囲まれた区域

71点は、70点から真北 257 度30分00秒 20 .70 メート ルの地点

72点は、71点から真北 282 度30分00秒9 60メートル の地点

73点は、72点から真北 299 度00分00秒 11 20 メートルの地点

74点は、73点から真北 307 度40分00秒 12 .00 メートルの地点

75点は、74点から真北 301 度30分00秒7 .60メートル の地点

76点は、75点から真北 295 度00分00秒7 80メートル の地点

77点は、76点から真北 281 度50分00秒 10 90 メートルの地点

エ D箇所

次の78点から87点までを順次直線で結んだ線並びに

78点と87点を結ぶ春分の日及び秋分の日の満潮位(T.P.+158メートル)の陸と公有水面との接する線により囲まれた区域

78点は、77点から真北 270 度00分00秒 79 .40 メートルの地点

79点は、78点から真北 265 度00分00秒 22 .40 メート ルの地

80点は、79点から真北 261 度00分00秒 17 30 メート ルの地点

81点は、80点から真北 253 度30分00秒 25 .40 メート ルの地点

82点は、81点から真北 248 度30分00秒 10 .00 メート ルの地点

83点は、82点から真北 248 度00分00秒 23 80 メート ルの地点

84点は、83点から真北 242 度30分00秒7 50メートル の地点

85点は、84点から真北 236 度10分00秒 10 80 メートルの地点

86点は、85点から真北 214 度30分00秒 10 .00 メート ルの地点

87点は、86点から真北 225 度30分00秒 24 .00 メート ルの地点

オ E 箇所

次の88点から94点までを順次直線で結んだ線並びに88点と94点を結ぶ春分の日及び秋分の日の満潮位(T.P.+158メートル)の陸と公有水面との接する線により囲まれた区域

88点は、87点から真北 235 度30分00秒6 60メートル の地点

89点は、88点から真北 249 度30分00秒7 90メートル の地点

90点は、89点から真北 264 度00分00秒8 .60メートルの地点

91点は、90点から真北 275 度30分00秒 10 .10 メート ルの地点

92点は、91点から真北 284 度00分00秒8 50メートル の地点

93点は、92点から真北 280 度00分00秒9 20メートルの地点

94点は、93点から真北 290 度30分00秒 18 50 メート ルの地点

(3) 面積

7,086.05平方メートル

3 埋立ての免許の年月日及び番号 昭和59年4月2日 愛媛県指令河第83号

4 しゅん功認可年月日 平成16年12月28日

○愛媛県告示第2605号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。 その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 平成16年12月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路	線	名	区	間	旧・新 別	敷幅	地	の 員	延長	備	考
県 道	→ ±	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	千4自	松山市道後湯之町甲1563番 1 から		旧		- ル 2 ~ 2	8 4	キロメートル 0 209		
宗 追	八里	⊤ ୬ ୯ロ≒	一級	同市道後湯之町甲1612番7まで		新	8 .	0 ~ 2	7.6	0 209		

○愛媛県告示第2606号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。 その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 平成16年12月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路	線	名	供	用	開	始	Ø	X	間	供用開始の日
県道	六	軒家石	手線	松山市道後湯							平成16年12月28日

○愛媛県告示第2607号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。 その関係図面は、松山地方局久万土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 平成16年12月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路	線	名	供	用	開	始	Ø	X	間	供用開始の日
一般国道		440号		上浮穴郡久		—— i谷字中久保	.6664番地先	から			平成16年12月28日

○愛媛県告示第2608号

道路法(昭和27年法律第 180 号)第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。 その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。 平成16年12月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の幅員	延長	備考
県 道	小田河辺大洲線	喜多郡肱川町大字山鳥坂1199番 5 から	旧	メートル 4.1~ 9.5	キロメートル 0.180	
宗 追	1 小田州坦入州縣	同大字1120番5まで	新	20 .1 ~ 43 .0	0 .180	

○愛媛県告示第2609号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。 その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 平成16年12月28日

道路の) 種 類	路	線	名	供	用	開	始	Ø	区	間	供用開始の日
県	道	小田]河辺大	洲線	喜多郡肱川		5坂1199番 5	から				平成16年12月28日

○愛媛県告示第2610号

過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第14条第1項の規定により、愛媛県において実施中の基幹道路の改築 工事を次のとおり完了する。

平成16年12月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の管理	者	道路(の種類	路	線	名	I	事	X	間	工事の 種 類	完了年月日
西予i	市	市	道	四-	下釜川	線	西予市野村町 同町阿下 2 号		番3から		改築	平成16年12月27日

○愛媛県告示第2611号

過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)附則第4条第2項の規定によりなおその効力を有することとされる旧過疎地域活性化特別措置法(平成2年法律第15号)第14条第1項の規定により、愛媛県において実施中の基幹道路の改築工事を次のとおり完了する。

平成16年12月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

ĭ	道路	の管理	理者	道路	の種類	路	線	名	I	事	X	間	工事の 種 類	完了年月日
ï	可	辺	村	村	道	河	辺御初	攴線	喜多郡肱川町	「大字山鳥坂42 、字山鳥坂1734			改築	平成16年12月17日

○愛媛県告示第2612号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、菊間都市計画 道路(I)小1西浜新田線及び7・7・1下本町通線の変更 に係る都市計画の図書の写しを愛媛県庁において公衆の縦覧 に供する。

平成16年12月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第2613号

都市計画法(昭和43年法律第 100 号)第36条第 1 項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。 平成16年12月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

検 査 済 証 の 番 号 及 び 交 付 年 月 日	工 事 を 完 了 し た 開 発 区 域 又 は 工 区 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
16松局伊土検(開)第42号 平成16年12月15日	伊予市八倉字北久保113番 1	松山市富久町336番地 1 有限会社 ミート伊藤 代表取締役 伊 藤 誠 治
16松局伊土検(開)第43号 平成16年12月15日	伊予郡砥部町三角11番1、11番2、12番1、12番3及び13番1	大分県大分市三川新町一丁目 1 番45号 株式会社 ジョイフル 代表取締役 穴 見 陽 一

○愛媛県告示第2614号

愛媛県屋外広告物審議会規程(昭和36年2月愛媛県告示第138号)の一部を次のように改正し、平成17年1月16日から施行する。

平成16年12月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行 第3条第3号中「市町村長」を「市町長」に改める。

○愛媛県告示第2615号

県営住宅の名称及び位置(平成13年10月愛媛県告示第1647

号)の一部を次のように改正し、平成17年1月1日から施行する。

平成16年12月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1の表鹿峰団地の項位置の欄中「北条市」を「松山市」に改め、同表中須賀団地の項同欄中「北条市中須賀」を「松山市河野中須賀」に改める。

訓令

○愛媛県訓令第17号

庁 中 一 般 各 地 方 機 関

松山市への北条市及び温泉郡中島町の編入並びに今治市、 大洲市、伊予郡砥部町、喜多郡内子町及び北宇和郡鬼北町の 設置に伴う関係訓令の整備に関する訓令を次のように定める

平成16年12月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

松山市への北条市及び温泉郡中島町の編入並びに今治市、大洲市、伊予郡砥部町、喜多郡内子町及び北宇和郡鬼北町の設置に伴う関係訓令の整備に関する訓令

(土木に関する受託事務処理規程の一部改正)

第1条 土木に関する受託事務処理規程(昭和30年愛媛県訓令第12号)の一部を次のように改正する。

第1条中「市町村」を「市町」に、「基いて」を「基づいて」に改める。

第2条中「市町村」を「市町」に改める。

(愛媛県報発行規程の一部改正)

第2条 愛媛県報発行規程(昭和31年愛媛県訓令第6号)の 一部を次のように改正する。

第8条第1項第3号中「県内市町村」を「県内市町」に改める。

(愛媛県土木工事直営施行規程の一部改正)

第3条 愛媛県土木工事直営施行規程(昭和33年愛媛県訓令第2号)の一部を次のように改正する。

様式第3号中「愛媛県知事殿」を「愛媛県知事 殿」に改め、「村」を削り、同様式註中「註」を「注」 に改める。

様式第5号中「愛媛県知事殿」を「愛媛県知事 殿」に改め、「村」を削り、「進捗率」を「進捗率」に 改め、同様式註中「註」を「注」に改め、同様式註1中「 工費」を「、工費」に改める。

様式第6号中「愛媛県知事殿」を「愛媛県知事 殿」に改め、「村」を削り、同様式註中「註」を「注」 に改める。

様式第7号中「愛媛県知事殿」を「愛媛県知事 殿」に改め、「村」を削り、同様式註中「註」を「注」 に改め、同様式註1中「進捗」を「進捗」に改め、同様式 註2中「でき得る限り」を「、できる限り」に改める。

様式第8号中「愛媛県知事殿」を「愛媛県知事 殿」に改め、「村」を削る。

様式第10号中「村」を削り、同様式註中「註」を「注」 に改める

様式第13号中「様式第13号」を「様式第13号(第14条関係)」に、「市 村」を「市 」に改め、同様式註中「註」を「注」に改める。

様式第13号の2中「様式第13号の2」を「様式第13号の2(第14条関係)」に、「市村」を「市」に、「通り」を「とおり」に改める。

(官報報告規程の一部改正)

第4条 官報報告規程(昭和39年愛媛県訓令第43号)の一部 を次のように改正する。

第2条の表6の項左欄の欄中「市町村」を「市町」に改める。

様式第3号及び様式第11号中「・な」を削る。

(保健所長に対する事務委任規程の一部改正)

第5条 保健所長に対する事務委任規程(昭和30年愛媛県訓令第8号)の一部を次のように改正する。

本則各号列記以外の部分中「市町村」を「市町」に改める。

本則第73号の11中「市町村長」を「市町長」に改め、本 則第95号の6から第95号の8まで及び第95号の11中「市町 村」を「市町」に改める。

(愛媛県研修所規程の一部改正)

第6条 愛媛県研修所規程(昭和30年愛媛県訓令第25号)の 一部を次のように改正する。

第16条第2項中「市町村吏員」を「市町吏員」に改める

(愛媛県庁事務決裁規程の一部改正)

第7条 愛媛県庁事務決裁規程(昭和51年愛媛県訓令第4号)の一部を次のように改正する。

別表第1 7の部11の項事項の欄中「市町村費」を「市町費」に改め、同表9の部事務の種類の欄、同部1の項事項の欄、同部2の項同欄、同部3の項同欄、同部4の項同欄、同部5の項同欄、同部6の項同欄、同部7の項同欄、同部8の項同欄、同部9の項同欄及び同部10の項同欄中「市町村」を「市町」に改める。

別表第2市町村課の表1の部1の項24事項の欄及び同部 2の項(1)同欄中「市町村」を「市町」に改め、同項(2)同欄 中「町村を市とし、又は村を町」を「町を市」に改め、同 項(3)同欄中「市町村」を「市町」に改め、同項(5)同欄及び 同部3の項(1)同欄中「市町村長」を「市町長」に改め、同 項(5)同欄中「市町村」を「市町」に改め、同部5の項(1)同 欄中「市町村の」を「市町の」に、「承継市町村」を「承 継市町」に改め、同部6の項同欄中「市町村」を「市町」 に改め、同表3の部1の項同欄中「市町村長」を「市町長 」に改め、同部2の項同欄中「市町村」を「市町」に改め 、同部12の項同欄中「市町村長」を「市町長」に改め、同 部13の項同欄中「関係市町村長」を「関係市町長」に改め 、同部14の項同欄中「市町村長」を「市町長」に改め、同 表4の部1の項同欄、同部2の項同欄及び同部3の項同欄 中「市町村債」を「市町債」に改め、同表5の部1の項同 欄、同部2の項同欄、同部3の項同欄、同部4の項同欄、 同部5の項同欄、同部6の項同欄、同部7の項同欄、同表 6の部1の項同欄、同表7の部1の項同欄及び同表8の部 1の項同欄中「市町村」を「市町」に改め、同部2の項同 欄中「市町村公営企業」を「市町公営企業」に改め、同表 9の部1の項同欄、同表10の部1の項同欄、同部2の項同 欄、同部3の項同欄及び同部4の項同欄中「市町村」を「 市町」に改め、同表11の部1の項同欄中「市町村長」を「 市町長」に改め、同部2の項同欄中「関係市町村長」を「 関係市町長」に改め、同部3の項(6)同欄中「市町村長」を

「市町長」に改め、同部4の項同欄中「市町村税」を「市 町税」に改め、同表12の部事務の種類の欄中「国有資産等 所在市町村交付金法」を「国有資産等所在市町村交付金及 び納付金に関する法律」に改め、同部1の項事項の欄中「 市町村の」を「市町の」に改め、「の交付」の下に「又は 日本郵政公社有資産所在市町村交付金の納付」を加え、「 関係市町村長」を「関係市町長」に、「国有資産等所在市 町村交付金法施行令」を「国有資産等所在市町村交付金及 び納付金に関する法律施行令」に改め、同表13の部2の項 同欄及び同表14の部1の項同欄中「市町村長」を「市町長 」に改め、同表15の部3の項同欄及び同表17の部9の項同 欄中「市町村」を「市町」に改め、同表18の部2の項同欄 中「関係市町村」を「関係市町」に改め、同表22の部2の 項同欄中「関係市町村長」を「関係市町長」に改め、同表 23の部1の項同欄及び同部2の項同欄中「市町村」を「市 町」に改め、同表25の部3の項同欄中「関係市町村」を「 関係市町」に改め、同表27の部事務の種類の欄及び同部1 の項事項の欄中「市町村」を「市町」に改める。

別表第2消防防災安全課の表1の部4の項事項の欄中「市町村」を「市町」に改め、同部6の項同欄中「市町村相互間」を「市町相互間」に改め、同部7の項同欄中「市町村相互間」を「市町消防」に改め、同部9の項同欄及び同部10の項同欄中「市町村」を「市町」に改め、同表4の部2の項同欄中「市町村長」を「市町長」に改め、同表4の部2の項(1)同欄、同項(2)同欄、同項(3)同欄及び同項(9)同欄中「製造所等」を「移送取扱所」に改め、同項(11)同欄中「刺造所等」を「移送取扱所」に改め、同項(11)同欄中「製造所等」を「移送取扱所」に改め、「、第2項」を削り、同項(25)同欄中「製造所等」を「移送取扱所」に改め、「、第2項」を削り、同項(26)同欄中「製造所等」を「移送取扱所」に改め、「、第2項」を削り、同項(26)同欄中「製造所等」を「移送取扱所」に改め、「、第4項」を削り、同項(26)同欄中「製造所等」を「移送取扱所」に改める。

別表第2危機管理室の表1の部1の項事項の欄中「市町村防災会議」を「市町防災会議」に改め、同部5の項同欄中「市町村地域防災計画」を「市町地域防災計画」に改め、同部11の項同欄中「市町村長」を「市町長」に改め、同部12の項同欄中「市町村長等」を「市町長等」に改め、同部16の項同欄及び同部17の項同欄中「市町村長」を「市町長」に改め、同表3の部1の項同欄、同部2の項同欄及び同部3の項同欄中「市町村長」を「市町」に改め、同表4の部1の項(5)同欄中「市町村長等」を「市町長」に改め、同項(7)同欄中「市町村長等」を「市町長」に改め、同項(5)同欄中「市町村長」を「市町長」に改め、同項(7)同欄中「市町村長等」を「市町長」に改め、同項(7)同欄中「市町村長等」を「市町長等」に改める。

別表第2環境政策課の表12の部2の項(3)事項の欄、同部3の項(4)同欄、同表13の部2の項(3)同欄、同部4の項(3)同欄、同部7の項(3)同欄、同部8の項(1)同欄、同表22の部3の項(2)同欄、同項(4)同欄、同表25の部1の項(6)同欄及び同部2の項(2)同欄中「市町村長」を「市町長」に改め、同項(3)同欄中「生活排水対策推進市町村」を「生活排水対策推進市町」に改め、同表26の部5の項同欄中「市町村長」を「市町」に改め、同表29の部7の項(2)同欄中「市町村長」を

「市町長」に改める。

別表第2廃棄物対策課の表3の部1の項(2)事項の欄中「関係市町村」を「関係市町」に改め、同部2の項(3)同欄及び同部6の項(5)同欄中「関係市町村長」を「関係市町長」に改め、同表4の部1の項(3)同欄及び同部2の項(2)同欄中「関係市町村」を「関係市町」に改める。

別表第2自然保護課の表7の部14の項事項の欄中「市町村」を「市町」に改める。

別表第2保健福祉課の表4の部1の項事項の欄中「市町村長」を「市町長」に改め、同部2の項同欄中「市町村」を「市町」に改め、同表6の部3の項(1)同欄中「町村福祉事務所」を「町福祉事務所」に改める。

別表第2健康増進課の表5の部1の項(2)事項の欄中「市町村等」を「市町等」に改める。

別表第2子育で支援課の表7の部7の項事項の欄中「市町村児童扶養手当事務」を「市町児童扶養手当事務」に改める。

別表第2障害福祉課の表7の部7の項事項の欄中「市町村特別児童扶養手当事務」を「市町特別児童扶養手当事務」 」に改める。

別表第2国民健康保険室の表3の部1の項(回)事項の欄中 「市町村長」を「市町長」に改める。

別表第2産業政策課の表9の部15の項事項の欄中「特定 市町村」を「特定市町」に改める。

別表第2労政雇用課の表15の部1の項(2)事項の欄中「関係市町村長」を「関係市町長」に改める。

別表第2雇用対策室の表4の部1の項(2)事項の欄中「関係市町村長」を「関係市町長」に改める。

別表第2経営支援課の表11の部2の項事項の欄中「関係市町村」を「関係市町」に改め、同表28の部6の項同欄、同部7の項同欄、同部10の項同欄及び同部11の項同欄中「市町村」を「市町」に改める。

別表第2観光課の表3の部4の項事項の欄中「関係市町村」を「関係市町」に改め、同表6の部1の項同欄中「市町村」を「市町」に改め、同表14の部2の項同欄中「関係市町村」を「関係市町」に改める。

別表第2農政課の表7の部1の項事項の欄中「市町村等農業者年金業務」を「市町等農業者年金業務」に改め、同表8の部3の項同欄中「実施市町村」を「実施市町」に改め、同表10の部1の項(2)同欄中「推進事業対象市町村等」を「推進事業対象市町等」に改め、同表12の部1の項(3)同欄及び同表13の部1の項同欄中「市町村」を「市町」に改め、同表15の部3の項(1)同欄中「市町村等」を「市町等」に改め、同表17の部3の項同欄中「市町村」を「市町」に改める。

別表第2中山間対策室の表2の部1の項(2)事項の欄中「 事業実施市町村」を「事業実施市町」に改め、同表5の部 2の項同欄中「市町村長」を「市町長」に改め、同項(2)同 欄中「市町村間」を「市町間」に改め、同表6の部事務の 種類の欄中「中山間地域等直接支払推進事業実施要領」を 「中山間地域等直接支払推進交付金実施要領」に改める。

別表第2農地整備課の表4の部2の項事項の欄中「市町村長」を「市町長」に改める。

別表第2農業経営課の表1の部4の項(4)事項の欄中「同意市町村」を「同意市町」に改める。

別表第2農産園芸課の表8の部1の項事項の欄中「市町村別」を「市町別」に改め、同表9の部1の項(1)同欄中「実施市町村」を「実施市町」に改める。

別表第2漁港課の表3の部1の項(3)事項の欄中「市町村長」を「市町長」に改め、同表4の部1の項(2)同欄中「市町村工事関係」を「市町工事関係」に改め、同項(2)イ同欄中「市町村」を「市町」に改める。

別表第2土木管理課の表6の部10の項事項の欄、同表7 の部6の項同欄及び同部12の項同欄中「市町村長」を「市 町長」に改める。

別表第2河川課の表4の部2の項事項の欄中「地元市町村長」を「地元市町長」に改め、同表6の部4の項(1)同欄中「市町村」を「市町」に改め、同表7の部1の項(2)同欄中「市町村工事関係」を「市町工事関係」に改め、同項(2)イ同欄中「市町村」を「市町」に改める。

別表第2水資源対策課の表2の部2の項事項の欄中「市町村等」を「市町等」に改める。

別表第2港湾海岸課の表4の部3の項事項の欄及び同表5の部2の項同欄中「市町村長」を「市町長」に改める。

別表第2砂防課の表1の部2の項(1)事項の欄及び同表2 の部3の項(1)同欄中「市町村」を「市町」に改め、同表5 の部1の項(1)同欄中「市町村長」を「市町長」に改め、同 部2の項(2)同欄、同項(3)同欄、同部3の項(2)同欄及び同項 (3)同欄中「関係市町村長」を「関係市町長」に改める。

別表第2道路建設課の表2の部2の項事項の欄及び同部5の項同欄中「市町村長」を「市町長」に改める。

別表第2道路維持課の表1の部6の項(1)事項の欄中「市町村道」を「市町道」に改める。

別表第2都市計画課の表2の部2の項事項の欄中「市町 村長」を「市町長」に改め、同部6の項同欄中「市町村に 」を「市町に」に改め、同部9の項同欄中「市町村長」を 「市町長」に改め、同部13の項同欄、同部17の項同欄、同 部34の項同欄、同部35の項同欄、同部38の項同欄、同部39 の項同欄及び同部40の項同欄中「関係市町村長」を「関係 市町長」に改め、同表7の部2の項同欄、同部6の項同欄 、同部8の項同欄及び同表9の部1の項同欄中「市町村」 を「市町」に改め、同表11の部1の項(3)同欄中「市町村又 は市町村道施行の施行規程及び」を「市町施行の」に、「 決定及び」を「認可及び」に改め、同表12の部4の項同欄 中「市町村」を「市町」に改め、同表13の部2の項同欄中 「市町村長」を「市町長」に改め、同表14の部2の項(2)同 欄、同項(5)同欄、同部4の項(2)同欄、同項(9)同欄、同部6 の項(1)同欄、同表15の部1の項(2)同欄、同項(5)同欄、同部 3の項(2)同欄、同項(9)同欄、同部4の項(3)同欄及び同部5 の項(1)同欄中「市町村長等」を「市町長等」に改め、同部 7の項同欄中「市町村等」を「市町等」に改める。

別表第2建築住宅課の表1の部1の項(1)事項の欄及び同表11の部6の項同欄中「市町村」を「市町」に改め、同表16の部6の項同欄中「市町村長」を「市町長」に改める。

(愛媛県地域農業改良普及センター処務規程の一部改正) 第8条 愛媛県地域農業改良普及センター処務規程(昭和53 年愛媛県訓令第19号)の一部を次のように改正する。 附則第1項に見出しとして「(施行期日)」を付する。 附則第2項に見出しとして「(愛媛県農業改良普及所処 務規程の廃止)」を付する。

附則に次の1項を加える。

(経過措置)

3 平成17年1月1日から同年3月31日までの間、八幡浜中央地域農業改良普及センター大洲普及室においては、喜多郡内子町本川、中川、上川、立石、南山、寺村、小田、日野川、大平、吉野川、中田渡、上田渡及び臼杵の区域について、同普及室の所掌事務を所掌しないものとし、この事務は、松山中央地域農業改良普及センター久万普及室において所掌するものとする。

(愛媛県地方局事務決裁規程の一部改正)

第9条 愛媛県地方局事務決裁規程(昭和55年愛媛県訓令第10号)の一部を次のように改正する。

別表第2総務調整課の表2の部事務の種類の欄、同部1の項事項の欄、同部2の項同欄及び同部6の項同欄中「市町村」を「市町」に改め、同表5の部事務の種類の欄中「市町村分」を「市町分」に、「市町村税」を「市民税」に改め、同部3の項事項の欄中「市町村」を「市町」に改め、同表6の部事務の種類の欄中「市町村分」を「市町分」に改める。

別表第2県民生活課の表21の部1の項事項の欄中「市町村交通安全実施計画」を「市町交通安全実施計画」に改め、同表22の部2の項同欄中「市町村」を「市町」に改め、同表23の部1の項を削り、同部2の項同欄中「製造所等」を「移送取扱所」に改め、同項を同部1の項とし、同部3の項を同部2の項とし、同部4の項同欄中「貯蔵所等」を「移送取扱所」に改め、同項を同部3の項とし、同表24の部1の項同欄中「市町村地域防災計画」を「市町地域防災計画」に改め、同表25の部1の項同欄中「市町村」を「市町」に改める。

別表第2地域福祉課の表2の部6の項事項の欄中「市町村」を「市町」に改め、同表6の部3の項(9)同欄中「市町村長」を「市町長」に改め、同表24の部4の項同欄中「市町村」を「市町」に改める。

別表第2御荘福祉課の表2の部6の項事項の欄中「市町村」を「市町」に改め、同表6の部2の項(9)同欄中「市町村長」を「市町長」に改める。

別表第2土地改良課の表2の部13の項事項の欄中「市町村」を「市町」に改め、同表5の部6の項(2)同欄中「市町村長」を「市町長」に改める。

別表第2林業課の表9の部8の項事項の欄中「市町村」 を「市町」に改める。

別表第2水産課の表11の部2の項事項の欄、同部3の項 同欄及び同表12の部2の項同欄中「市町村営漁港」を「市 町営漁港」に改め、同表13の部2の項同欄中「市町村管理 漁港」を「市町管理漁港」に改める。

別表第2管理課の表14の部2の項事項の欄中「市町村長」を「市町長」に改める。

別表第4用地管理課の表19の部2の項事項の欄中「市町村長」を「市町長」に改める。

(愛媛県土木部工事執行事務取扱要綱の一部改正)

第10条 愛媛県土木部工事執行事務取扱要綱(昭和56年愛媛 県訓令第35号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中「村」を削る。

様式第2号中「町村」を「町」に改める。

様式第3号(その1)中「町村」を「町」に改め、同様式(その2)中「地方自治法施行令」の下に「(昭和22年政令第16号)」を加え、「町村」を「町」に改める。

様式第4号中「村」を削る。

様式第5号中「町村」を「町」に改める。

様式第6号から様式第10号までの規定中「村」を削る。

(愛媛県地方局処務規程の一部改正)

第11条 愛媛県地方局処務規程(昭和56年愛媛県訓令第40号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「市町村」を「市町」に改め、同項第10号中「市町村分」を「市町分」に、「市町村税」を「市町税」に改め、同項第11号中「市町村分」を「市町分」に改め、同項第16号中「市町村」を「市町」に改める。 第5条第4項第4号中「市町村公営住宅等」を「市町公営住宅等」に改める。

第12条第11項中「市町村の」を「市町の」に改める。 第13条第2項第85号及び第4項第38号の10中「市町村」 を「市町」に改め、同項第52号の4及び同条第5項第28号 の2中「市町村長」を「市町長」に改める。

第14条第1項第2号並びに第2項第2号及び第13号中「 市町村」を「市町」に改め、同項第14号を次のように改め る。

(14) 削除

第14条第2項第15号中「製造所、貯蔵所及び取扱所」を「移送取扱所」に改め、同項第17号中「貯蔵所等」を「移送取扱所」に改め、同項第32号及び同条第5項第27号の2中「市町村」を「市町」に改める。

第16条第1項第12号の3中「市町村長」を「市町長」に 改める。

附則第1項に見出しとして「(施行期日)」を付する。 附則第2項に見出しとして「(愛媛県福祉事務所処務規 程等の廃止)」を付する。

附則に次の2項を加える。

(経過措置)

- 3 第4条第3項の規定にかかわらず、平成17年1月1日から同年3月31日までの間、八幡浜地方局産業経済部大洲土地改良課においては、喜多郡内子町本川、中川、上川、立石、南山、寺村、小田、日野川、大平、吉野川、中田渡、上田渡及び臼杵の区域について、同土地改良課の所掌事務を所掌しないものとし、この事務は、松山地方局産業経済部久万土地改良課において所掌するものとする。
- 4 第4条第4項の規定にかかわらず、平成17年1月1日から同年3月31日までの間、八幡浜地方局産業経済部大洲林業課においては、喜多郡内子町本川、中川、上川、立石、南山、寺村、小田、日野川、大平、吉野川、中田渡、上田渡及び臼杵の区域について、同林業課の所掌事務を所掌しないものとし、この事務は、松山地方局産業

経済部久万林業課において所掌するものとする。

(愛媛県地方局県民情報室規程の一部改正)

第12条 愛媛県地方局県民情報室規程(平成5年愛媛県訓令 第11号)の一部を次のように改正する。

別表第1松山地方局県民情報室の項所管区域の欄中「、 北条市」及び「、温泉郡」を削る。

(愛媛県地方局農業総合対策推進班規程の一部改正)

第13条 愛媛県地方局農業総合対策推進班規程(平成6年愛媛県訓令第12号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「市町村」を「市町」に改める。

附制

- 1 この訓令は、平成17年1月16日から施行する。ただし、 第7条中愛媛県庁事務決裁規程別表第2消防防災安全課の 表4の部2の項の改正規定(同項⑩事項の欄の改正規定を 除く。)、第8条の規定、第9条中愛媛県地方局事務決裁 規程別表第2県民生活課の表23の部の改正規定、第11条中 愛媛県地方局処務規程第14条第2項第14号、第15号及び第 17号の改正規定並びに附則に2項を加える改正規定並びに 第12条の規定は、同月1日から施行する。
- 2 この訓令施行の際現にある改正前のそれぞれの訓令の様式の規定による書類の用紙は、当分の間、これを訂正して使用することができる。

○愛媛県訓令第18号

庁 中 一 般 各 地 方 機 関

官報報告規程等の一部を改正する訓令を次のように定める

平成16年12月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

官報報告規程等の一部を改正する訓令

(官報報告規程の一部改正)

第1条 官報報告規程(昭和39年愛媛県訓令第43号)の一部 を次のように改正する。

第2条の表5の項第5号左欄の欄中「地方労働委員会委員」を「労働委員会委員」に、「地方労働委員会の」を「 労働委員会の」に改める。

(愛媛県地方労働委員会事務局処務規程の一部改正)

第2条 愛媛県地方労働委員会事務局処務規程(昭和41年愛媛県訓令第19号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

愛媛県労働委員会事務局処務規程

第1条中「愛媛県地方労働委員会事務局」を「愛媛県労 働委員会事務局」に改める。

(愛媛県庁事務決裁規程の一部改正)

第3条 愛媛県庁事務決裁規程(昭和51年愛媛県訓令第4号)の一部を次のように改正する。

別表第2労政雇用課の表1の部1の項事項の欄及び同部2の項同欄中「地方労働委員会」を「労働委員会」に改める。

附則

- 1 この訓令は、平成17年1月1日から施行する。
- 2 この訓令施行の際、次の表の左欄に掲げる職を命ぜられ

、又は課に勤務若しくは兼務を命ぜられている者は、別に 辞令を発せられない限り、それぞれ当該右欄に掲げる職を 命ぜられ、又は課に勤務若しくは兼務を命ぜられたものと する。

地方労働委員会事務局審	労働委員会事務局審査調
查調整課総務係長	整課総務係長
地方労働委員会事務局審	労働委員会事務局審査調
查調整課担当係長	整課担当係長
地方労働委員会事務局審	労働委員会事務局審査調
查調整課	整課

○愛媛県訓令第19号

保健福祉部地方局保健所

市町村予防接種費補助規則取扱手続を廃止する訓令を次のように定める。

平成16年12月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

市町村予防接種費補助規則取扱手続を廃止する訓令

市町村予防接種費補助規則取扱手続(昭和24年愛媛県訓令 第13号)は、廃止する。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

公 告

○公 告

海洋生物資源の保存及び管理に関する愛媛県計画について

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律(平成8年法律第77号)第4条第7項の規定に基づき、海洋生物資源の保存及び管理に関する愛媛県計画(平成15年12月26日付け公告)を次のとおり変更した。

平成16年12月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

海洋生物資源の保存及び管理に関する愛媛県計画

1 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

県は、海洋生物資源の保存及び管理の一層の推進を図るため、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律(平成8年法律第77号。以下「法」という。)第3条第1項に規定する基本計画において定められた第1種特定海洋生物資源ごとの本県における漁獲可能量(以下「知事管理量」という。)及び第2種特定海洋生物資源の本県の漁業者に係る漁獲努力可能量(以下「知事管理努力量」という。)の管理に関し、次のとおり必要な措置を講じることとする。

(1) 必要に応じて漁業者等の指導、採捕の数量又は漁獲努力量の公表その他の知事管理量及び知事管理努力量の管理の実効性を担保するための措置を講じるため、本県における第1種特定海洋生物資源の採捕実績(他県からの入漁者の採捕実績を含む。)及び本県の漁業者に係る第2種特定海洋生物資源の操業実績の的確な把握に努める

(2) 海洋生物資源の分布、回遊状況及び内容、当該資源を 取り巻く環境等についてのより詳細な科学的データ及び 知見を蓄積するため、水産試験場を中心とし、国又は関 係都道府県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図 る。

また、引き続き従来からの資源管理型漁業を推進するほか、法第13条第2項に規定する協定に係る制度(以下「協定制度」という。)の活用等により、漁業者等による自主的な資源管理を推進することとする。

なお、本県における海洋生物資源の保存及び管理の推進 に当たっては、他県からの入漁者の採捕実績に対し妥当な 配慮を払うものとする。

2 知事管理量に関する事項

平成16年及び平成17年の知事管理量は、次表のとおりである。

75 - 55 II + 50 No. 11 II + NO. 17	知 事 管	宮 理 量
第 1 種特定海洋生物資源	平成16年 1 月 から12月まで	平成17年 1 月 から12月まで
まあじ	9 ,000トン	6,000トン
まいわし	若干	若干
まさば及びごまさば	若干	若干

3 知事管理量の採捕の種類別の数量に関する事項 平成16年及び平成17年の知事管理量の採捕の種類別に定 める数量は、次表のとおりとする。

また、資源に対する漁獲圧力が無視できるほど小さいと 認められる漁業種類については、数量を明示しないことと した。

第1種特定海	1714 - 174T	数	皇
洋生物資源	採捕の種類	平成16年1月 から12月まで	平成17年1月 から12月まで
まあじ	中型まき網漁業 及び小型まき網 漁業	6 300トン	4 200トン

- 4 知事管理量(まあじにあっては、採捕の種類別の数量) に関し実施すべき施策に関する事項
 - (1) 中型まき網漁業及び小型まき網漁業については、許可 隻数を現状以下とする等従来の操業規制を維持するほか 、経済的・合理的な漁獲のための漁業者による自主的な 管理を推進するため、協定制度の普及及び定着を図るこ ととする。

なお、これらの漁業を営む者に対しては、採捕数量の 報告を義務付けることとする。

- (2) まあじの採捕を目的とする一本釣り漁業及び遊漁については、その実態の把握に努め、数量管理の在り方について検討することとする。
- (3) まいわし並びにまさば及びごまさばについては、現状 以上に漁獲努力量を増加させることがないように努める とともに、漁獲数量が前年の漁獲実績程度となるように 努めることとする。
- 5 知事管理努力量に関する事項

平成16年及び平成17年の知事管理努力量は、次表のとおりである。

0

			知	事管理	里 努力	〕量	
第 2		瀬戸	内海	瀬戸	内海	宇和海	宇和海
種定洋物源	採捕 の種 類	平成16 年4月 1日から月 30日ま で	平成16 年9月 1日か ら11月 30日ま で	平成17 年4月 1日か ら6月 30日ま で	平成17 年9月 1日か ら11月 30日ま で	平成16 年10月 1日か ら12月 31日ま で	平成17 年10月 1日か ら12月 31日ま で
さわ ら	さらし 漁業	16 <i>6</i> 60隻 日	5 <i>8</i> 80隻 日	16 <i>6</i> 60隻 日	5 <i>8</i> 80隻 日	7 <i>4</i> 90隻 日	7 <i>4</i> 90隻 日

6 知事管理努力量の採捕の種類別及び海域別の数量に関す る事項

平成16年及び平成17年の知事管理努力量の採捕の種類別及び海域別に定める数量は、次表のとおりとする。

第2種 特定海 洋生物 資源	採捕の 種類	海域	期間	漁獲努力量
	流し網漁業の	さわら瀬戸 内海系群資 源回復計画	平成16年4月 1日から6月 30日まで	16 ,660隻日
		に規定する 燧灘及び安 芸灘	平成17年4月 1日から6月 30日まで	16,660隻日
さわら	うち、 さわら 流 業 及	さわら瀬戸 内海系群資 源回復計画	平成16年9月 1日から11月 30日まで	5 880隻日
6175	□ 無表及 びさご し、め じか流	原回復計画 に規定する 伊予灘	平成17年9月 1日から11月 30日まで	5 880隻日
	し網漁 業	さわら瀬戸 内海系群資	平成16年10月 1日から12月 31日まで	7 /490隻日
		源回復計画 に規定する 宇和海	平成17年10月 1日から12月 31日まで	7 490隻日

- 7 知事管理努力量に関し実施すべき施策に関する事項
 - (1) 瀬戸内海のさわらの資源の回復を図るため国が策定したさわら瀬戸内海系群資源回復計画の着実な実施を推進するとともに、漁業法(昭和24年法律第267号)第68条第1項の規定に基づく瀬戸内海広域漁業調整委員会の指示による操業制限等が遵守されるように努めることとする
 - (2) さわら流し網漁業及びさごし、めじか流し網漁業については、許可隻数を現状以下とする等従来の操業規制を維持するほか、経済的・合理的な漁獲のための漁業者による自主的な管理を推進するため、協定制度の普及及び定着を図ることとする。

なお、これらの漁業を営む者に対しては、操業海域ごとにそれぞれ4月1日から6月30日までの間、9月1日から11月30日までの間及び10月1日から12月31日までの間における操業実績の報告を義務付けることとする。

- 8 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項
 - (1) 海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するため には、より詳細かつ正確な資源状況の把握が必要である

ことから、漁獲情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査研究の充実強化を更に進めることとする。

(2) 海洋生物資源の保存及び管理を推進するため、小型魚や産卵親魚の保護等に向けた取組を進めることとする。

教育委員会規則

○愛媛県教育委員会規則第14号

松山市への北条市及び温泉郡中島町の編入並びに今治市、 大洲市、伊予郡砥部町、喜多郡内子町及び北宇和郡鬼北町の 設置に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則を次のよ うに定める。

平成16年12月28日

愛媛県教育委員会

委員長 井 関 和 彦

松山市への北条市及び温泉郡中島町の編入並びに今治市、大洲市、伊予郡砥部町、喜多郡内子町及び北宇和郡鬼北町の設置に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則

(学校教育法施行細則の一部改正)

第1条 学校教育法施行細則(昭和31年愛媛県教育委員会規 則第20号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「市町村」を「市町」に改める。

第4条第1項中「、令第23条又は」を「又は令第23条若しくは」に、同項第2号中「市町村」を「市町」に、同項第3号中「含む」を「含む。」に、同項第4号中「とき」を「場合に限る。」に、同項第6号中「市町村」を「市町」に、「記載する外」を「記載するほか」に改める。

第6条中「関係市町村」を「関係市町」に改める。

第24条第1項中「市町村委員会」を「市町教育委員会」に、同項第3号中「市町村名」を「市町名」に、「並びに」を「及び」に、同項第4号中「関係市町村議会」を「関係市町議会」に、同項第5号中「関係市町村地図」を「関係市町の地図」に改め、同条第2項中「関係市町村委員会」を「関係市町教育委員会」に、「関係市町村議会」を「関係市町議会」に、「議決書写」を「議決書の写し」に改める。

第28条及び様式第6号注2中「市町村委員会」を「市町 教育委員会」に改める。

(職員の旅費支給等に関する規則の一部改正)

第2条 職員の旅費支給等に関する規則(昭和32年愛媛県教育委員会規則第13号)の一部を次のように改正する。

第7条第2号中「市町村立学校」を「市町立学校」に改める。

(愛媛県市町村立学校職員の勤務成績の評定に関する規則の一部改正)

第3条 愛媛県市町村立学校職員の勤務成績の評定に関する 規則(昭和33年愛媛県教育委員会規則第3号)の一部を次 のように改正する。

題名を次のように改める。

愛媛県市町立学校職員の勤務成績の評定に関する規 則

第1条中「基く市町村教育委員会」を「基づく市町教育

委員会」に改める。

第3条第4項、第6条第1項の表及び第2項並びに第7 条中「市町村教育委員会」を「市町教育委員会」に改める

(愛媛県県立高等学校の通学区域に関する規則及び愛媛県 県立中学校の通学区域に関する規則の一部改正)

第4条 第1号に掲げる規則の規定中「北条市」を「松山市 (平成16年12月31日現在における北条市の区域に限る。) 」に改め、第2号に掲げる規則の規定中「、北条市」及び 「、温泉郡」を削り、「越智郡菊間町」を「今治市のうち 菊間町」に改め、第3号に掲げる規則の規定中「大洲」を 「小田 に改める。

大洲」

- (1) 愛媛県県立高等学校の通学区域に関する規則(昭和38年愛媛県教育委員会規則第15号)別表東予地区の項及び愛媛県県立中学校の通学区域に関する規則(平成14年愛媛県教育委員会規則第14号)別表東予地区の項
- (2) 愛媛県県立高等学校の通学区域に関する規則別表中予 地区の項及び愛媛県県立中学校の通学区域に関する規則 別表中予地区の項
- (3) 愛媛県県立高等学校の通学区域に関する規則別表南予 地区の項

(愛媛県障害児就学指導委員会設置規則の一部改正)

第5条 愛媛県障害児就学指導委員会設置規則(昭和49年愛媛県教育委員会規則第14号)の一部を次のように改正する

第2条第2号中「市町村(一部事務組合を含む。)」を 「市町(地方自治法(昭和22年法律第67号)第284条第1 項の一部事務組合を含む。)の」に改める。

(愛媛県立図書館管理規則の一部改正)

第6条 愛媛県立図書館管理規則(昭和50年愛媛県教育委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

別表配本所の表伯方配本所の項位置の欄中「越智郡伯方町」を「今治市」に改め、同表関前配本所の項同欄中「越智郡関前村」を「今治市」に改め、同表小田配本所の項同欄中「上浮穴郡小田町」を「喜多郡内子町」に改め、同表長派配本所の項同欄中「喜多郡長浜町」を「大洲市」に改め、同表広見配本所の項同欄中「広見町」を「鬼北町」に改め、同表日吉配本所の項同欄中「日吉村」を「鬼北町」に改める。

(愛媛県教育委員会事務局組織規則の一部改正)

第7条 愛媛県教育委員会事務局組織規則(平成元年愛媛県教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

第3条の表教育総務課の項第11号中「市町村教育委員会」を「市町教育委員会」に改め、同表義務教育課の項第6号中「市町村立学校」を「市町立学校」に、同項第11号中「市町村立学校施設整備」を「市町立学校の施設整備」に改め、同表高校教育課の項第18号中「市町村立高等学校」を「市町立高等学校」に改め、同表文化振興課の項第6号中「市町村」を「市町」に改める。

(指導力不足等教員の取扱いに関する規則の一部改正)

第8条 指導力不足等教員の取扱いに関する規則(平成15年 愛媛県教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正す る。

第3条第1項第1号及び第12条第1号中「市町村」を「 市町」に改める。

附 則

この規則は、平成17年1月16日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第4条中愛媛県県立高等学校の通学区域に関する規則別表東予地区の項の改正規定、同表中予地区の項の改正規定 (「、北条市」及び「、温泉郡」を削る部分に限る。)及び同表南予地区の項の改正規定並びに愛媛県県立中学校の通学区域に関する規則別表東予地区の項の改正規定及び同表中予地区の項の改正規定(「、北条市」及び「、温泉郡」を削る部分に限る。)並びに第6条中愛媛県立図書館管理規則別表配本所の表小田配本所の項、広見配本所の項及び日吉配本所の項の改正規定 平成17年1月1日
- (2) 第6条中愛媛県立図書館管理規則別表配本所の表長浜配本所の項の改正規定 平成17年1月11日

○愛媛県教育委員会規則第15号

愛媛県奨学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則を 次のように定める。

平成16年12月28日

愛媛県教育委員会

委員長 井 関 和 彦

愛媛県奨学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規 則

愛媛県奨学資金貸与条例施行規則(昭和37年愛媛県教育委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

第13条第2項中「破産の宣告」を「破産手続開始の決定」 に改める。

附則

- 1 この規則は、平成17年1月1日から施行する。
- 2 この規則施行の日前にされた破産の宣告に係る連帯保証 人に対する改正前の愛媛県奨学資金貸与条例施行規則第13 条第2項の規定の適用については、なお従前の例による。

○愛媛県教育委員会規則第16号

愛媛県教育職員の免許に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成16年12月28日

愛媛県教育委員会

委員長 井 関 和 彦

愛媛県教育職員の免許に関する規則の一部を改正する 規則

愛媛県教育職員の免許に関する規則(昭和37年愛媛県教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項の表以外の部分中「第17表」を「第19表」に 改め、同項の表第1表免許状授与の根拠の欄中「第6条別表 第3」を「別表第3」に、同表教職に関する科目の欄中「第 13表」を「第14表」に改め、同項の表第2表免許状授与の根 拠の欄中「第6条別表第3」を「別表第3」に、同表教職に 関する科目の欄中「第14表」を「第15表」に改め、同項の表

第3表免許状授与の根拠の欄中「第6条別表第3」を「別表 第3」に、同表教科に関する科目の欄中「第12表」を「第13 表」に、同表教職に関する科目の欄中「第15表」を「第16表 」に改め、同項の表第4表免許状授与の根拠の欄中「第6条 別表第3」を「別表第3」に、同表教科に関する科目の欄中 「第12表」を「第13表」に、同表教職に関する科目の欄中「 第16表」を「第17表」に改め、同項の表第5表教科に関する 科目の欄中「第12表」を「第13表」に、同表教職に関する科 目の欄中「第15表」を「第16表」に、「第16表」を「第17表 」に改め、同項の表第6表教科に関する科目の欄中「第12表 」を「第13表」に、同表教職に関する科目の欄中「第16表」 を「第17表」に改め、同項の表第7表教科に関する科目の欄 中「第12表」を「第13表」に、同表教職に関する科目の欄中 「第13表」を「第14表」に、「第14表」を「第15表」に、「 第15表」を「第16表」に、「第16表」を「第17表」に改め、 同項の表第8表免許状授与の根拠の欄中「附則第29項」を「 附則第31項」に、同表教科に関する科目の欄中「第12表」を 「第13表」に、同表教職に関する科目の欄中「第16表」を「 第17表」に、「第14表」を「第15表」に、「第15表」を「第 16表」に、「第13表」を「第14表」に改め、同項の表第9表 免許状授与の根拠の欄中「第6条別表第5」を「別表第5」 に、同表教科に関する科目の欄中「第12表」を「第13表」に 、同表教職に関する科目の欄中「第15表」を「第16表」に、 「第16表」を「第17表」に改め、同項の表第10表免許状授与 の根拠の欄中「第6条別表第6」を「別表第6」に、同表教 職に関する科目の欄中「第17表」を「第18表」に改め、同項 の表第17表備考1中「及び進路選択」を「並びに進路選択」 に改め、同表備考2及び3中「及び教育」を「並びに教育」 に改め、同表備考4中「及び教育相談(」を「並びに教育相 談(」に改め、同表を同項の表第18表とし、同項の表第16表 備考1中「及び進路選択」を「並びに進路選択」に改め、同 表備考2及び3中「及び教育」を「並びに教育」に改め、同 表備考4中「及び進路指導の」を「並びに進路指導の」に改 め、同表を同項の表第17表とし、同項の表第15表備考1中「 及び進路選択」を「並びに進路選択」に改め、同表備考2及 び3中「及び教育」を「並びに教育」に改め、同表備考4中 「及び進路指導の」を「並びに進路指導の」に改め、同表を 同項の表第16表とし、同項の表第14表備考1中「及び進路選 択」を「並びに進路選択」に改め、同表備考2及び3中「及 び教育」を「並びに教育」に改め、同表備考4中「及び進路 指導の」を「並びに進路指導の」に改め、同表を同項の表第 15表とし、同項の表第13表備考1中「及び進路選択」を「並 びに進路選択」に改め、同表備考2及び3中「及び教育」を 「並びに教育」に改め、同表備考4中「及び教育相談」を「 並びに教育相談」に改め、同表を同項の表第14表とし、同項 の表第12表を同項の表第13表とし、同項の表第11表中「第6 条別表第7」を「別表第7」に改め、同表を同項の表第12表

第11表

免許	受けよ	在	総	管理	栄養士学校指定	栄養	に係る教育に関	教職	に関する科目
状授	うとす	職	単	規則	(昭和41年文部	する	科目		
					厚生省令第2号				
根拠	状の種	数	数) 別:	表第1に掲げる				
	類			教育	内容に係る科目				
				単位	最低修得単位0	単位	最低修得単位の	単位	最低修得単位の
		1		44-	57 /\	444-	57 /\	44	57 / \

とし、同項の表第10表の次に次の1表を加える。

法別 表第 6の	栄養教 諭1種 免許状	3	40	32	係る	核教育内容に 6科目のうち 以上の科目	2	条の	行規則第10 3 に定める ろによる。	6	第19	表による。
2		4	35	28	同	上	2	同	上	5	同	上
		5	30	24	同	上	2	同	上	4	同	上
		6	25	20	同	上	2	同	上	3	同	上
		7	20	16	同	上	1	同	上	3	同	上
		8	15	12	同	上	1	同	上	2	同	上
		9	10	7	同	上	1	同	上	2	同	上
1	栄養教 諭1種 免許状	3	8				2	同	上	6	同	上

第5条第1項の表第18表の次に次の1表を加える。

第19表

受けようと	単	最低修得単位数			
する免許状	位	教職の意義等	教育の基礎理論	教育課程に	生徒指導及び教育
の種類	数	に関する科目	に関する科目	関する科目	相談に関する科目
栄養教諭 1	6		1	1	1
種免許状	5		1	1	
	4		1	1	
	3		1		
	2				

- 備考1 教職の意義等に関する科目は、教職の意義及び教員の役割、教員の 職務内容(研修、服務及び身分保障等を含む。)並びに進路選択に資 する各種の機会の提供等の事項を1以上含むものとする。
 - 2 教育の基礎理論に関する科目は、教育の理念並びに教育に関する歴 史及び思想、幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程(障害 のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。)並 びに教育に関する社会的、制度的又は経営的事項の事項を1以上含む ものとする。
 - 3 教育課程に関する科目は、教育課程の意義及び編成の方法、道徳及 び特別活動に関する内容並びに教育の方法及び技術(情報機器及び教 材の活用を含む。)の事項を1以上含むものとする。
 - 4 生徒指導及び教育相談に関する科目は、生徒指導の理論及び方法並びに教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法の事項を1以上含むものとする。

第5条第2項中「第1表」を「前項の表第1表」に、「第11表」を「同項の表第12表」に改め、同条第3項中「第13表から第17表」を「第1項の表第14表から第19表」に改め、同条第4項中「第15表及び第16表」を「第1項の表第16表及び第17表」に改める。

第10条第1号中「普通免許状検定及び授与願」の下に「(様式第2号)」を、同条第2号中「履歴書」の下に「(様式第6号)」を、同条第3号中「宣誓書」の下に「(様式第7号)」を、同条第4号中「不要」の下に「。様式第9号」を、同条第5号中「実務に関する証明書」の下に「(法施行規則附則第6項の表備考第4号の規定により、栄養教育実習の単位を振り替える場合にあつては、同号に規定する旨の証明を含む。様式第10号)」を、同条第6号中「人物に関する証明を含む。様式第11号)」を加え、同条第8号中「写」を「写し」に改め、同号を同条第9号とし、同条第7号を同条第8号とし、同条第6号の次に次の1号を加える。

(7) 基礎資格証明書(栄養教諭の場合に限る。)

様式第8号中「様式第8号」を「様式第8号(第6条関係) 臨時免許状出願副申書」に、「⑪」を「⑪」に改め、同様式注1中「公立小、中学校」を「市町立小、中学校」に改め、同様式注に次のように加える。

3 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。 様式第13号及び第14号を次のように改める。 **樣式第13号**(第15条関係) 単位修得証明書交付願

単位修得証明書交付願

年 月 日

愛媛県教育委員会 殿

本籍地

都道 府県

住 所然名

生年月日

次により単位修得証明書を交付されるよう、お願いします。

科		開設科目	単位	修得期日	備考
教科に関する					
科目					
	ds	<u> </u> 計			
	小	#T			
教職に関する					
科目	_				
	/]\	計			
特殊教育に関					
する科目					
	d.	<u>+</u> 1			
	小	計			
養護に関する					
科目					
	小	計			
管理栄養士学					
校指定規則別					
表第1に掲げ					
る教育内容に 係る科目	小	<u> </u> 計			
W 617 H	Ú,	āl			
栄養に係る教	_				
育に関する科					
目					
	小	計			
その他の科目					
	ds	<u> </u> 計			
	小	 計			
Н		н			

=	*h	米斗	400⊞	1	愛媛県収入証紙をはつてください。
7	奴	ሰ ተ	4001	2	消印は、しないでください。

注1 記名押印に代えて署名することができる。

² 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

樣式第14号(第15条関係) 単位修得証明書

単 位 修 得 証 明 書

本籍地

都道

府県

記号番号					
科		開設科目	単位	修得期日	備考
#h 1시 I— BB -+ フ					
教科に関する 科目					
1 77					
	小	計			
** ** **					
教職に関する					
科目					
	小	計			
特殊教育に関					
する科目					
	小	計			
養護に関する					
科目					
	小	 計			
校指定規則別					
表第1に掲げ					
る教育内容に					
係る科目	小	 計			
栄養に係る教					
育に関する科					
目					
	小	 計			
その他の科目					
23/20711					
	小	計			
合	1 .3.				

上記のとおり証明する。

年 月 日

愛媛県教育委員会 🕮

「教育職員免許法」の下に「(昭和24年法律第147号)」を加え、同様式注中「市町村立中学校」を「市町立中学校」に改め、同様式注を同様式注1とし、同様式注に次のように加える。

- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。 様式第18号注中「市町村立中学校」を「市町立中学校」に 改め、同様式注を同様式注1とし、同様式注に次のように加える。
 - 2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。 附 則
- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、様式第8号、様式第17号及び様式第18号の改正規定は、平成17年1月16日から施行する。
- 2 この規則施行の際現に改正前の愛媛県教育職員の免許に 関する規則様式第13号の規定により提出されている単位修 得証明書交付願は、改正後の愛媛県教育職員の免許に関す る規則様式第13号の規定により提出された単位修得証明書 交付願とみなす。

教育委員会告示

○愛媛県教育委員会告示第18号

教育事務所の名称、位置及び所管区域(昭和32年2月愛媛 県教育委員会告示第7号)の一部を次のように改正し、平成 17年1月1日から施行する。

平成16年12月28日

愛媛県教育委員会

委員長 井 関 和 彦

教育事務所の名称、位置及び所管区域の表松山教育事務所の項所管区域の欄中「温泉郡、」及び「、北条市」を削る。

○愛媛県教育委員会告示第19号

義務教育諸学校教科用図書採択地区の設定(昭和47年9月 愛媛県教育委員会告示第8号)の一部を次のように改正し、 平成17年1月1日から施行する。

平成16年12月28日

愛媛県教育委員会

委員長 井 関 和 彦

義務教育諸学校教科用図書採択地区の名称及び区域の表松山地区の項区域の欄中「、北条市」を削り、同表東温・温泉・上浮穴地区の項名称の欄中「東温・温泉・上浮穴地区」を「東温・上浮穴地区」に改め、同項区域の欄中「、温泉郡」を削る。

教育委員会訓令

○愛媛県教育委員会訓令第2号

教育委員会事務局

愛媛県教育委員会事務局教育事務所処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成16年12月28日

愛媛県教育委員会

委員長 井 関 和 彦

愛媛県教育委員会事務局教育事務所処務規程の一部を 改正する訓令

愛媛県教育委員会事務局教育事務所処務規程(昭和32年2 月愛媛県教育委員会訓令第2号)の一部を次のように改正する。

第1条第2項の表総務課の項第6号中「市町村教育委員会」を「市町教育委員会」に改め、同項第11号中「市町村」を「市町」に改める。

附 則

この訓令は、平成17年1月16日から施行する。

人事委員会規則

○愛媛県人事委員会規則7 - 1002

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成16年12月28日

愛媛県人事委員会

委員長 稲 瀬 道 和

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

第1条 特地勤務手当等に関する規則(愛媛県人事委員会規 則7-368)の一部を次のように改正する。

別表第1松山市の項を次のように改める。

松山市	東川町乙44番地7	動物愛護センター	1級	l
	中島大浦1626番地 1	松山西警察署中島駐在所		l
	饒191番地 1	松山西警察署西中島駐在所		l

別表第1温泉郡の項を削り、同表上浮穴郡の項中

| 1

田町大字本川4024番地1 | 久万警察署参川駐在所 | 及び田町大字上田渡811番地 | 久万警察署田渡駐在所 | 」及び

「 | 小田町大字町村 364 番地 1 | 久万警察署小田駐在所 | 」を削り、同表伊予郡の項所在地の欄中「広田村総津 691 番地」を「砥部町総津 691 番地」に改め、同表喜多郡の項を次のように改める。

喜多郡	内子町本川4024番地1	久万警察署参川駐在所	2級
	内子町上田渡811番地	久万警察署田渡駐在所	
	河辺村大字植松396番地	大洲警察署河辺駐在所	
	内子町小田364番地 1	久万警察署小田駐在所	1級
	肱川町大字宇和川3462番地	大洲警察署宇和川駐在所	
	肱川町大字山鳥坂343番地1	大洲警察署肱川駐在所	

別表第1北宇和郡の項を次のように改める。

北宇和	松野町大字目黒398番地第2	鬼北警察署目黒駐在所	2級
郡	津島町大字御内353番地	津島町御槙県有林事務所	
	津島町大字御内717番地	宇和島警察署御槙駐在所	
	鬼北町大字上大野405番地	北宇和高等学校日吉分校	
	津島町大字山財字長野乙14	山財ダム管理事務所	1級
	4番地		
	津島町大字嵐237番地の1	宇和島警察署下灘駐在所	
	鬼北町大字小松1395番地	鬼北警察署三島駐在所	
	鬼北町大字下鍵山129番地	鬼北警察署日吉駐在所	

別表第2越智郡の項中「|伯方町大字北浦甲2170番地の 2|伯方警察署北浦駐在所|」及び「|上浦町大字井口66 91番地17|伯方警察署井口駐在所|」を削り、同表温泉郡 の項所在地の欄を次のように改める。

松山市 中島大浦1626番地

別表第2喜多郡の項中

| 肱川町大字宇和川3462番地 | 肱川町大字山鳥坂 343番地 1

| 大洲警察署宇和川駐在所 | 大洲警察署肱川駐在所

を削り、同表北宇和郡の項

を次のように改める。

北宇和 津島町北灘甲2147番地38 宇郡 鬼北町大字小倉220番地 鬼

宇和島警察署北灘駐在所 鬼北警察署泉駐在所

第2条 特地勤務手当等に関する規則の一部を次のように改正する。

別表第1大洲市の項を次のように改める。

大洲市	河辺町植松396番地	大洲警察署河辺駐在所	2級
	森山甲1104番地の 5	大洲警察署森山駐在所	1級
	柳沢甲751番地の 1	大洲警察署柳沢駐在所	
	肱川町宇和川3462番地	大洲警察署宇和川駐在所	
	肱川町山鳥坂343番地1	大洲警察署肱川駐在所	

別表第1喜多郡の項中「|河辺村大字植松396番地|大 洲警察署河辺駐在所|」及び | 肱川町大字宇和川3462番 | 肱川町大字山鳥坂343番

地 | 大洲警察署宇和川駐在所 | 地 1 | 大洲警察署肱川駐在所 | ,

を削る。

第3条 特地勤務手当等に関する規則の一部を次のように改正する。

別表第1新居浜市の項の次に次のように加える。

i				
	今治市	関前岡村甲697番地18	今治警察署関前駐在所	1級
		大三島町宗方3503番地1	伯方警察署宗方駐在所	

別表第1越智郡の項中

大三島町大字宗方 353 番地 1 関前村大字岡村甲 697 番地18

伯方警察署宗方駐在所 | 今治警察署関前駐在所 |

を削る。

別表第2越智郡の項を次のように改める。

今治市	大三島町宮浦6367番地	台ダム管理事務所
	上浦町瀬戸3969番地 1	伯方警察署瀬戸崎駐在所

附 則

- 1 この規則中、第1条の規定は平成17年1月1日から、第 2条の規定は同月11日から、第3条の規定は同月16日から 施行する。
- 2 第1条の規定による改正前の特地勤務手当等に関する規則別表第2に掲げられていた公署のうち、同条の規定による改正後の特地勤務手当等に関する規則(以下「新規則」という。)別表第1又は別表第2に掲げられないこととなった公署は、同条の規定の施行の日の前日から引き続き当該公署に在勤している職員に係る特地勤務手当に準ずる手当の支給については、当該公署が移転するまでの間、新規則第2条の準特地公署とみなす。

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第93号

松山市への北条市及び温泉郡中島町の編入並びに今治市の 設置に伴う関係規程の整備に関する規程を次のように定める

平成16年12月28日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 藤 山 薫

松山市への北条市及び温泉郡中島町の編入並びに今治 市の設置に伴う関係規程の整備に関する規程

(審査に付される裁判官の氏名等の掲示に関する規程の一部改正)

第1条 審査に付される裁判官の氏名等の掲示に関する規程 (昭和23年愛媛県選挙管理委員会告示)の一部を次のよう に改正する。

第3条及び第4条中「市町村」を「市町」に改める。 第5条中「当該市町村」を「当該市町」に改める。

(農業委員会委員の選挙における個人演説会開催の申出書の様式の一部改正)

第2条 農業委員会委員の選挙における個人演説会開催の申出書の様式(昭和26年愛媛県選挙管理委員会告示)の一部を次のように改正する。

様式中「市町村選挙管理委員会委員長氏名宛」を「 市 (町)選挙管理委員会委員長 氏名 あて」に改める。

(愛媛県選挙事務執行規程の一部改正)

第3条 愛媛県選挙事務執行規程(昭和37年愛媛県選挙管理 委員会告示)の一部を次のように改正する。

第1条中「市町村」を「市町」に、「市町村選挙管理委員会」を「市町選挙管理委員会」に、「市町村委員会」を 「市町委員会」に改める。

第2条第1項中「市町村委員会」を「市町委員会」に改める。

第3条第1項中「市町村委員会」を「市町委員会」に、「当該市町村長」を「当該市町長」に、「市町村長」を「市町長」に改め、同条第2項中「市町村委員会」を「市町委員会」に、「当該市町村」を「当該市町」に改める。

第4条第1項、第5条第1項、第6条から第9条まで及び第10条第1項中「市町村委員会」を「市町委員会」に改める

第12条中「市町村委員会委員長」を「市町委員会委員長」に改める。

第14条第1項及び第3項、第16条から第17条の2まで、 第19条、第20条、第21条第2項及び第3項、第24条、第28 条、第31条、第32条並びに第33条第1項中「市町村委員会」を「市町委員会」に改める。

第1号様式中「何市(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名 あて」を「市(町)選挙管理委員会委員長 氏 名 あて」に、「何市(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名 回」を「市(町)選挙管理委員会委員長 氏名 回」に改め、同様式備考1中「市町村委員会」を「市町 委員会」に改める。 第2号様式(その1)及び同様式(その2)中「何市(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名 ⑪」を「 市(町)選挙管理委員会委員長 氏名 ⑩」に改める。

第3号様式及び第4号様式中「何市(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名 回」を「 市(町)選挙管理委員会委員長 氏名 回」に、「何市(町)(村)選挙管理委員会」を「 市(町)選挙管理委員会」に改める。

第5号様式中「何市(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名 回」を「 市(町)選挙管理委員会委員長 氏名 回」に、「市町村」を「市町」に改める。

第6号様式中「何市(町)(村)選挙管理委員会委員長 殿」を「 市(町)選挙管理委員会委員長 殿」に改め る。

第7号様式から第9号様式までの規定中「何市(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名 回」を「 市(町)選挙管理委員会委員長 氏名 回」に改める。

第13号様式中「何市(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名 あて」を「 市(町)選挙管理委員会委員長 氏 名 あて」に改める。

第14号様式中「何市(町)(村)選挙管理委員会書記 何某」を「 市(町)選挙管理委員会書記 」に改める。

第15号様式及び第16号様式中「何市(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名 回」を「 市(町)選挙管理委員会委員長 氏名 回」に改める。

第17号様式中「何市(町)(村)選挙管理委員会委員長氏名 回」を「市(町)選挙管理委員会委員長 氏名 回」に改め、同様式注1中「市町村」を「市町」に改める。

第18号様式その1注1中「市町村」を「市町」に改め、 同様式その2中「何市(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名 印」を「 市(町)選挙管理委員会委員長 氏名 印」に改める。

第20号様式中「市町村名」を「市町名」に改める。

第21号様式その1中「当該市町村」を「当該市町」に改め、同様式その2中「市町村」を「市町」に改める。

第23号様式及び第24号様式中「何市(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名 回」を「 市(町)選挙管理委員会 氏名 回」に改める。

第26号様式及び第27号様式中「何市(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名 回」を「 市(町)選挙管理委員会委員長 氏名 回」に改める。

第31号様式中「市町村名」を「市町名」に改める。

第34号様式中「何市(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名」を「 市(町)選挙管理委員会委員長 氏名」に 、「何市(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名 回」 を「 市(町)選挙管理委員会委員長 氏名 回」に改める

第35号様式中「何市(町)(村)選挙管理委員会委員長

氏名 あて」を「 市(町)選挙管理委員会委員長 氏 名 あて」に改める。

第36号様式中「何市(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名 回」を「 市(町)選挙管理委員会委員長 氏名 回」に改める。

第37号様式中「何市(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名 あて」を「 市(町)選挙管理委員会委員長 氏 名 あて」に改める。

第38号様式中「何市(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名 回」を「 市(町)選挙管理委員会委員長 氏名 回」に改め、同様式注1中「市(町)(村)長」を「市 (町)長」に改め、同様式注2中「市(町)(村)議会議員」を「市(町)議会議員」に改める。

第39号様式中「何市(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名 回」を「 市(町)選挙管理委員会委員長 氏名 回」に、「本市(町)(村)」を「本市(町)」に、「 市町村」を「市町」に改める。

第40号様式から第42号様式までの規定中「何市(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名 回」を「 市(町)選挙管理委員会委員長 氏名 回」に改める。

(愛媛県選挙公営実施規程の一部改正)

第4条 愛媛県選挙公営実施規程(昭和44年愛媛県選挙管理 委員会告示)の一部を次のように改正する。

第12条中「市町村」を「市町」に、「市町村委員会」を「市町委員会」に改める。

第13条、第14条、第16条、第18条及び第19条中「市町村委員会」を「市町委員会」に改める。

第44条中「市町村」を「市町」に、「市町村委員会」を「市町委員会」に改める。

第55条及び第59条中「市町村委員会」を「市町委員会」 に改める。

第5号様式の3中「何市(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名 回」を「 市(町)選挙管理委員会委員長 氏名 回」に、「本市(町)(村)」を「本市(町)」に 改める。

第5号様式の4中「何市(町)(村)選挙管理委員会」を「市(町)選挙管理委員会」に改める。

第5号様式の5及び第5号様式の6中「何市(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名 回」を「 市(町)選挙管理委員会委員長 氏名 回」に改める。

第12号様式中「何市(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名 殿」を「 市(町)選挙管理委員会委員長 氏名 殿」に改める。

第14号様式中「何市(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名 ⑪」を「 市(町)選挙管理委員会委員長 氏名 ⑪」に改める。

第17号様式から第19号様式までの規定中「何市(町)(村)選挙管理委員会」を「市(町)選挙管理委員会」に改める。

(最高裁判所裁判官国民審査公報発行規程の一部改正)

第5条 最高裁判所裁判官国民審査公報発行規程(昭和44年 愛媛県選挙管理委員会告示)の一部を次のように改正する

٥

第3条第1項中「市町村」を「市町」に改める。

(愛媛県選挙管理委員会規程の一部改正)

第6条 愛媛県選挙管理委員会規程(昭和45年愛媛県選挙管理委員会告示)の一部を次のように改正する。

別表松山地方書記長の項所管区域の欄中「、北条市」及び 「、温泉郡」を削る。

附 則

この規程は、平成17年1月16日から施行する。ただし、第6条の規定は、平成17年1月1日から施行する。

公営企業管理規程

○愛媛県公営企業管理規程第7号

愛媛県公営企業組織規程等の一部を改正する管理規程を次 のように定める。

平成16年12月28日

愛媛県公営企業管理者 和 氣 政 次 **愛媛県公営企業組織規程等の一部を改正する管理規程** (愛媛県公営企業組織規程の一部改正)

第1条 愛媛県公営企業組織規程(昭和46年愛媛県公営企業 管理規程第1号)の一部を次のように改正する。

別表第1愛媛県肱川発電所の項位置の欄中「喜多郡肱川町」を「大洲市」に改め、愛媛県立北宇和病院の項位置の欄中「広見町」を「鬼北町」に改める。

(愛媛県県営工業用水道供給規程の一部改正)

第2条 愛媛県県営工業用水道供給規程(昭和46年愛媛県公営企業管理規程第14号)の一部を次のように改正する。

第23条第1項の表今治地区工業用水道の項備考の欄中「今治市」の下に「(朝倉上、朝倉北、朝倉下、朝倉南、古谷、山口、玉川町、波方町、大西町、菊間町、吉海町、宮窪町、伯方町、上浦町、大三島町、関前大下、関前岡村及び関前小大下を除く。)」を加える。

(愛媛県公営企業自家用電気工作物保安規程の一部改正)

第3条 愛媛県公営企業自家用電気工作物保安規程(昭和46年愛媛県公営企業管理規程第15号)の一部を次のように改正する。

別表第1愛媛県立北宇和病院の項事業所の欄中「広見町」を「鬼北町」に改める。

附 則

この管理規程は、平成17年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中愛媛県公営企業組織規程別表第1愛媛県肱川発 電所の項の改正規定 平成17年1月11日
- (2) 第2条の規定 平成17年1月16日